



きょう

あす

現在に輝き、未来を創る

埼玉の養護学校義務制30周年記念誌



編集・発行：
埼玉県高等学校教職員組合障害児教育部
さいたま教育文化研究所



養護学校義務制 30 周年記念誌 発行に寄せて

1985 年、大学を出たばかりの私が、新任教員として初めて担任をしたクラスは中学部 1 年生でした。当時の私のクラスには 18 歳の中学 1 年生、F さんが在籍していました。

障害児教育について全く無知であった私は、しばらくしてから先輩教員に「就学猶予・免除」のことや 1979 年の「養護学校義務制」について教わり、なぜ 18 歳の中学 1 年生が在籍していたのか、その意味を理解するとともに、驚き、そしてこの仕事に就いたことに身の引き締まるような思いを感じたことを、今でもよく覚えています。

私が初めて勤務した学校は「養護学校義務制」がスタートする前年、1978 年の開校で、当時、私は分会の先輩たちから開校当時のことをよく聞かされました。開校時、入学希望者 88 人を 62 人にしぼらざるを得なかったこと、その際の「入学基準」が「一人で歩けるもの」「日常生活が自立しているもの」「自閉的傾向が著しくないもの」などなど…だったこと、埼高教の組合員たちが父母・保護者とともに文字通り血のにじむような努力と運動のすえ「養護学校義務制」を実現させたことなどです。

埼玉の障害児教育は、1972 年に誕生した畑革新県政のもと、革新県政を発展させるなかで「養護学校義務制」を実現させ、革新県政とともに毎年のように学校建設をすすめ、さらに国に先駆けた教職員定数の改善、プールや体育館の建設などの貴重な成果を勝ち取ってきました。

そうした伝統を引き継いで、国の「構造改革」路線のもと「金のかかる障害児教育」のリストラを主要な動機の一つとしてスタートした 2007 年の学校教育法「一部」改正による「特別支援教育」体制のなかでも、学校建設が今またすすみつつあります。

この歴史と到達点を振り返り、私たちがあらためて確認し、確信を持たなければならないことは、埼玉の障害児教育の前進をさせてきたその原動力が、父母・保護者、関係者とともにねばり強く運動をすすめた埼高教と分会の仲間たちの運動であるということです。

1953 年（埼高教結成の年）の 10 月に盲学校とろう学校の 3 分会で「特殊学校部」が結成され、埼高教障害児教育部はスタートしました。その後、毎年組合員を増やし続け、学校開校と同時に分会を結成し、この春も 33 分会目となる「埼高教所沢おおぞら特別支援学校分会」を開校と同時に結成しました。

すべての子どもたちにゆきとどいた教育をめざし教育内容と教育条件を豊かに発展させること、すべての教職員が健康でいきいき働くことができる学校づくりをすすめること、地域に根ざし、父母・保護者とともに学校づくりをすすめることを柱に、引き続き埼高教を強く大きくするとともに、埼玉の障害児教育を充実・発展させようではありませんか。

この冊子は、「養護学校義務制 30 年」を記念し、すでに退職された方も含め、多くの組合員の知恵と力によって刊行されます。単に歴史を振り返るのではなく、現在の到達点と課題を明らかにするとともに未来への確信と展望が満ちあふれたものになるよう工夫し、またそのようなものになっていると自負しています。

21 世紀の埼玉の障害児教育の豊かな発展のために、ともにがんばりましょう！

2010 年 6 月

埼玉県高等学校教職員組合

障害児教育部長 小野 知二

第1部 「障害のあるすべての子どもたちに教育を！」

- どんなに障害が重くても「学ぶ」ことの楽しさを実感できる授業めざして (竹脇 真悟) 4
- 訪問教育の現状と課題 (長 正晴) 12
- 盲学校の早期教育・教育相談 (村山 由紀) 20
- ろう学校における通級指導教室と教育相談 (田中 清之) 25
- 後期中等教育の豊かな保障を 『まんざらでもない自分』を感じてほしい (土方 功) 26

第2部 「子どもを主人公とした授業づくり, 学校づくり」

- 子どもを主人公にした授業づくり 知的障害児学校の小学部の実践 (小澤 登志江) 34
- 子どもを主人公にした授業づくり 知的障害児学校の中学部の実践 (田島 八千代) 40
- 病弱教育の実践 (田中 敏雄) 47
- 高等部の「国語」の授業 読むことを中心に (新井 真由美) 54
- 寄宿舎の実践 (障害児教育部 寄宿舎委員会) 60
- 学校給食と食育(食教育)の実践 (埼高教 栄養職員部) 68
- 性教育の実践 (田中 紀子) 74
- 子どもたちの願いを受け止める学校に (石原 季雄) 80

コラム

- ① 「学校に行きたい, 行かせたい」～切実な願いの実現にむけて (米浦 正) 9
- ② 要求運動が障害を持つ子どもたちの生活を豊かにした 30 年 (若山 孝之) 10
- ③ 革新県政下での学校増設, プール・体育館建設,
スクールバス増車など教育条件整備運動 (高橋 信一) 17
- ④ 障害の重い子は寄宿舎の宝 (清田 道子) 18
- ⑤ ろう学校の早期教育・幼稚部教育の充実を求めて (加藤 慶子) 30
- ⑥ 高等部における訪問教育の実現 (長 正晴) 31
- ⑦ 障害児学童保育所作りから作業所作りへ (星野 和俊) 39
- ⑧ 「安心して通いたい」子ども・保護者の願いを束ねて (土方 泰子) 45
- ⑨ 障害児学童保育設立運動 (横須賀 弘之) 52
- ⑩ すべての子らに教育の保障を ～そのねがいは今も～ (角田 敏子) 58
- ⑪ 人権侵害・学習権侵害といえる障害児学校の「教室(学校)不足」 (小野 知二) 66
- ⑫ 21世紀プランづくり運動 (小沢 道夫) 73
- ⑬ 「支援籍」と「特別支援教育」 (小沢 道夫) 77
- ⑭ 校名問題と専門性 (渋谷 則子) 79
- ⑮ 障害児・者の生活保障 ～青年学級づくり～ (中野 正一) 85
- ⑯ 埼玉の障害児教育を憲法の目で見ると (葛貫 重治) 86
- ⑰ 父母と共に 学校づくりから教育内容づくり、教育課程の自主編成へ (並木 たい子) 87

資料 障害児教育に関する年表(養護学校義務制前後から今日まで) 90

編集後記 (櫻井 宏明) 92

第1部

障害のあるすべての
子どもたちに**教育**を！

どんなに障害が重くても「学ぶ」ことの 楽しさを実感できる授業めざして

竹脇 真悟（宮代特別支援学校分会）

1. はじめに

1979 年養護学校が義務化された頃，障害が重く重複した子どもたちは，生活基盤の弱さなどの理由から在宅での訪問教育となったり，医療が必要になると入院して治療を受けつつ院内学級での学習となったりしていました。

80 年代半ば以降に入ってくると，医療技術・機器の発展を基礎に，病院から地域へと考え方が変わりはじめ，障害の重い子どもも在宅で過ごすことが多くなりました。吸引や経鼻経管栄養をはじめとし，さらに 90 年代後半になると，胃瘻（ろう）や在宅酸素療法，人工呼吸器など医療機器の小型化により車イスにそれらを積んで外出することが徐々にできるようになりました。そのため，医療的ケアを受けつつ学校に通ってくるということが可能になったのです。

2000 年代には，各学校とも 7～8 割の子どもが重複認定されるように，障害の重度重複化が進んできています。

2. 90 年代初めの授業

（1）活動に慣れる，味わわせる授業に違和感

私は 89 年に教員になりました。養護学校義務化から 10 年たった頃とはいえ，障害の重い肢体障害児の教育課程は，まだ手探り状態でした。表情や反応に乏しい子ども達には，感覚入力が大切で，良い刺激を入れて気づかせる，また障害を少しでも軽くするために「養護・訓練」を重要視するといった考えが強かったように思います。眠りがちな子どもを揺すってでも起こして体験させる，泣いてもそれは経験不足からくるもので，慣れるまでがんばらせるなど，指導に熱心になるほど，結果的に子どもを追い込んでしまうということもありました。

授業では，障害の重い子どもは主体的な活動ができ

ず，外界をとらえる力が弱いということを前提としていたため，「活動に慣れる」「味わわせる」など，教員が良かれと思う活動を子どもたちが受けとめるというスタイルでした。しかし授業中子どもの表情を見ると，「楽しい」と感じていないなという気持ちがおさえきれませんでした。

（2）子どもに文化を～おはなしの授業～

私は全国障害者問題研究会（全障研）の活動をずっと続けています。新任の頃は「麦の会」（全障研埼玉支部内の学習サークル）で学びました。子どもが心ふるわせる活動は人類が残したすぐれた文化の中にある，教育は文化を次世代に手渡すこと，という教育観を知り，目からウロコが落ちた感じでした。

そして，「言葉は持っていないが，この子達に絵本のおもしろさを味わわせたい」，そんな思いを強く持ちました。今では，どの学校でも絵本が読まれていますが，その頃，「言葉を持たない子どもたちに絵本などストーリーを追うことは難しい」というのが定番でした。「ハラハラ」「ドキドキ」を感じて次はどのようなのか「ワクワク」する，そんな授業をつくれなかと真剣に思いました。

幸い一緒に組んだ先生たちが私の考えに共感してくれ，「おはなし」という名前の授業として取り組むことになりました。子どもたちが理解してくれるのか半信半疑でのスタートでした。

（3）がらがらどんの取り組み

様々な絵本を読み，その中から「さんびきのやぎのがらがらどん」を選びました。場面の繰り返しがあってわかりやすい，カタコトなどの擬態語があり言葉のリズムが楽しい，トロロに脅かされてドキドキするなどが選定の理由でした。見る力が弱い子どものため，エプロンシアター（エプロンに背景をつけ人形を取り外しできるようにしたもの）を手作りし，トロロは暗

幕に目と口をつけ等身大にしました。橋を渡る場面では、ウッドブロックを使って擬音をたしたり、トロール登場の前で部屋の電気を消してブラックライトで照らしたりなど、子どもたちが流れをわかりやすいように工夫を行っていました。

「だれっだぁ！オレの橋をガタゴトさせるのは？」はじめはその声に驚いて目をまんまるにした子ども達でした。表情が乏しいとされてきた子どもが、動きを止めてこんな顔になるのだと、やっている自分も楽しかったことを覚えています。回を重ねていくうちにエプロンの方に視線をむけて見続けるようになったり、「カタコト」と唱和しはじめると息をのんだり、トロールがやつつけられると安堵の空気ができたりと、30分ほどの授業なのにみんなの集中が途切れないことに驚きました。子ども自身が楽しい、ワクワクすると感じた活動には、自分から視線をむけてくるということが実感できた授業でした。子どもが主体で活動する大切さを学びました。

3. 2000年新学習指導要領の流れの中で

(1)「個別」「意欲」が強調される中で

90年代後半、新学習指導要領へ移行する流れの中で、「生きる力」として、知識よりも関心・意欲・態度が重視されるようになりました。養護学校の分野でも「自立活動」の創設や、「個に視点をあてた教育」への転換が図られました。その中で、子どもたちがどのくらい意欲的に参加しようとしているのか授業の評価も変わっていききました。

意欲を測る尺度として用いられたのが「笑顔」でした。どのようにしたら楽しめるかが、授業づくりの基準になってしまいました。そのため、子どもの笑顔を出すために、音楽をアップテンポにしたり、揺れを大きくしたりするなど、子どもを受けするように、だんだんと刺激が派手になる傾向が強くなりました。また「○○マン」などキャラクターが出てきて、みんなでワイワイする展開が多くなりました。

確かに「少しでもできることを増やそう」と一昔前の叱咤激励型の授業はなくなったものの、楽しい雰囲気だけで盛り上げられてしまって、「～あそび」の学習が、あそびだけに終わってしまっているように感じました。

(2)「笑顔獲得期」という見方の深化

一方、全障研などの民間教育団体でも、発達的な視点から「笑顔獲得期」という時期区分を提唱してきました。子どもの「主体的」な働きかけを大切にしたいとの思いからでした。

しかし「関心・意欲・態度」が求めている「子どもの意欲」とどこが違うのか、問い直しが必要になりました。

4. 子どもから出発する授業づくり

(1)子どものペースを大切にする

障害の重い子どもは、呼吸をするのにも私たち以上の努力を必要とします。同じように活動の時に自分で活動に向かおうとしても、顔の向きを変えたり視線をむけたりするのにも時間がかかります。活動に気持ちがむいたとしても、思いと身体がすれ違いやと視線がむいた時には、活動はもう次に行っているということが多いのではないかと思います。そんな経験が積み重なると、次第にあきらめが強くなり、やってもら、見せてもらことに慣れていってしまうのではないのでしょうか。身体が制約を受けているからこそ、かわる側がペースを合わせる努力が大切なのだと思います。キーワードは、“ゆっくりと”“たっぷりと”“じっくりと”ではないのでしょうか。授業では、子ども自身が行動できる「ペース」、考える「間」を大切にしたいと思っています。

(2)自分で視線を合わせるあやさん



この写真は、朝の会の呼名の場面です。あやさんは入学当時、「あまり見えていないのではないか」といわれていました。教員が顔を近づけて、「それしか見えなくなると、こちらを見つめるかな」という感じでした。

あやさんは、身体が柔らかい（低緊張）タイプで、頭を支えるために首の後ろに力が入っていました。そのため眼球も上に引っぱられていたのです。身体学習では、自分で見る力を育てるために、首や上体を支える力を重点的に取り組みました。

名前を呼んでも、最初は斜め上を向いています。20～30秒くらい待っていると、自分から首を前に向けようと力が入り、本当にゆっくりとだけれど首を

さげてきます。その後1分ほど待っていると教員と目を合わせてきて、写真のような笑顔を見せるようになりました。「ンハハハ…」ととてもうれしそうです。「先生みつけた」とでも言っているかのように、とてもうれしそうです。日々重ねる中でわずかですがその動きがスムーズになってきました。

早く返事をさせることに意識がむいてしまうと、横にいる先生が子どもに替わって子どもの腕を挙げてしまったりするということが往々にしてあります。しかし、このゆったりとしたペースが大事なのです。あやさんは「自分でできた」ことを実感したからこそその笑顔だったのではないのでしょうか。

給食後、連絡帳を書いている場面です。あやさんは足を曲げて私の方に寝返ってきています。私は連絡帳を書くのに必死でしたが、あやさんに気づいていました。それでも振り向かないので、あやさん



がTシャツの袖に手をかけてきました。「あやさんなあに？」あやさんから目を合わせてきて、ケラケラと笑いました。教師をやっていて良かったなと実感する瞬間です。

ゆっくりとだけけれど、自分からかわることができた経験が、日常の何気ないところに生きているのだなと思った出来事でした。



（３）緊張しつつも、自分の身体とどううまくつきあうのか試行錯誤することが大切



子どもが活動している時に、常に笑っているわけではありません。「楽しい」ことと、「力をつける」こととは必ずしも一致しない場面があります。活動をたくさんしていくと、授業に「飽きてしまう」ということを耳にすることがあります。しかし、子どもの課題にあっていて、子ども自身が興味をもったものならば、そういったことはおこりにくく、逆に遊びこんでいけるのではないかと思います。

左下（①～⑥）の写真は音あそびの授業のものです。青いボタンを押すとオルゴールの曲が流れるというものです。子どもは最初、ボタンと曲のつながりがわからず、ボタンを押すことに不安を持っています。

押してみたいけれど、何がおこるかわからない。教員に促されて、たいがくんは挑戦しようとしています（①）。たいがくんは反り返りの緊張があり、気持ちが入るとなかなか手が動かなくなってしまいます。でも、自分からボタンをよく見て、手を動かそうとしています（②）。ゆっくりゆっくり手を伸ばしますが、途中でまた引っ込めたりと、気持ちと腕の緊張のバランスをとるのが難しいようです。2分ほど格闘しながらやっとボタンに手がとどいた瞬間が（③）です。「やった！」という声が聞こえるような表情です。しかしこの後が大変でした。腕を伸ばしたままでは良かったのですが、できたよこびから力が入り、今度はボタンから手を離すことができなくなってしまったのです。みるみる（④）のような顔になってしまいました。「大丈夫だよ。ゆっくりやっていいからね。」焦る気持ちを解きほぐそうと声かけをして待ちました。この時、教員が援助して手を動かすことはしませんでした。自分で腕を離す方法を模索することが大切だと思ったのです。2分ほどかかりましたが、フッと自分で力を抜くことができ、離すことができました（⑤）。自分で試行錯誤しなければ（⑥）のような笑顔はでなかったと思います。やりきった充実感が、この笑顔に表れていると思います。

この後、たいがくんは、力を入れすぎると自分の手が動かなくなるということを少しずつつかんでいったようです。この取り組みの中では、過剰に緊張することが少なくなり、右の写真のように自分でボタンを押せることに自信をもって取り組めるようになりました。

身体を緊張させてしまうことは、この子達の障害特性なのですが、わ



かる力があるからこそ、また上手にできるか不安に思うからこそ、緊張してしまうこともあるのではないかと思います。緊張させないように取り組むのではなく、緊張しつつも、自分の身体とどうつきあうのが一番良いのかを、自分で学んでいくという視点が大切なのだと思います。

(4) 子どもは自ら考え、「わかった」時に、はじめて笑顔になる

個別の指導計画が進められると「できること」を増やしていこうと、活動が目先の成果に引きずられがちになります。できていることの中にも、その子の主体性がのっているのか、でき方の質を問うことが必要なのではないかと思います。

私は失敗したという経験も大切にしたいと思っています。子どもの意欲を引き出すために教員は、達成感を大切に、「転ばぬ先の杖」になろうとします。しかしこれが過剰になると、子どもがあまり努力をしないのに成功してしまうということが起きないかなという思いを持っています。



あやさんの事例です。音あそびの取り組みでは、押すことがわかってきていても上手に手が出ないということがよくありました。意識しているからこそ迷いがでるのだと思います。あやさんは右手にその気持ちが表れています(①)。教員が待ちきれずに「がんばれ」などと声をかけると逆効果。先生の期待がわかるのかもしれません。でも、じっくり待つと、教員の表情をうかがいながら、ゆっくりと手を動かしていくこともあります(②)。しかし、

ボタンを押せなかった時には、あえてボタンを押す援



助はせず、「残念だったね」と声をかけて次の友だちの番にしました。

あやさんは、うまくできなかった後は、やりたい気持ちを表さないことが多いように思いました。友だちがやる所をじっと見つめているという感じです。やるのかどうか聞くと(①)のように指をくわえて考える仕草をします。

そんなあやさんが肘を大きく曲げてから手を振り下ろすとボタンを押しやすいということに気づく回がありました。それまでは、ボタンを押せたり、押せなかったりと安定しなかったのですが、自分でも「こうするとできる」と思えたのかかもしれません。コツをつかめると、その後はやりたい人をきくと、あやさんから教員の方を見つめるようになってきました。その顔は何か自信にあふれていました。その写真が(③)~(⑤)です。(②)の写真のように自信なさげにおそるおそる手を伸ばしていたあやさんが、ボタンを押した後、「どうだ」とでも言いたげに、となりにいた教員を見つめています。

エピソードをもう一つ。たいがくんは、ちょっと怖がりなところがあります。このチンパンジーの人形は、赤外線センサーがあり、人が近づくと“ウキキー”と騒ぎながら、手足をバタバタさせて踊り出します。いつ動き出すのかわからないために、とても不安になっています(⑥)。大好きな先生に促されて手を近づけようとしますが、でもやっぱり怖いので、顔を横にそらして逃げようと試みました(⑦)。しかし動いたことでセンサーが反応してしまい、チンパンジーが踊り出してしまいました(⑧)。たいがくんは口をあんぐりと開け、固まって動けません。しばらくするとチンパンジーが止まりました。たいがくんは、フーッと息を吐きながら体の力を抜きました。その後は、首を右に向け、そして左に向けながらしげしげ



と人形を観察していました。どうやらおもちゃだとわかったたいがくんは、“なあんだ平気だよ”とでもいうように微笑んでカメラをかまえている教員に微笑みかけてきました。

二つの出来事も、評価的に記述すれば、「上手に手を伸ばしてボタンが押せた」「チンパンジーが動くことがわかった」ということになります。しかしうまくできない時でも、その子それぞれに活動に向かおうとする心の育ちはあるのです。「できた」「できない」と教員が求める行為のみに視点がいつてしまうと、評価は浅くなるのではないかと思います。しかし、その心模様は、外から推し量ることが難しいので、評価に載せることは難しいのです。でも私は、教育で一番大切なのかここののではないかなと思っています。活動の中で様々な思いを抱き、子どもの心が育つのではないのでしょうか。そのことが子どもを次への課題に挑戦する芽につなげてゆくのだと思います。

5. 仲間とともに学ぶ楽しさを

（1）授業時間以外の大切な時間

障害の重い子どもたちは、自発的な動きがわずかなため、日常生活に大人の援助が必要です。子どもの気持ちをくみとり丁寧な指導をしていこうと思うと、学校にいる時間、一緒に行動しようというところがあります。私はあえて大人がかかわらない時間を作ることが大切だと思っています。わずかと見える自発的な行動を、その子なりの関わり方のペースとみたいのです。

登校後や給食前、給食後など取り組みの合間に、子ども同士が関われるようとなりに並んで横にします。かかわり方が未熟のために目をつついてしまったりす

ることもあるので、注意して見ている必要がありますが、基本的に見守ることにしています。

少し泣きべそをかいていたたいがくん。横にいたいぶきくんが、その声に気づいて顔をたいがくんの方に向けようとしていました。すると腕に緊張が入り、その腕がたいがくんの脇の下から

入りました。いぶきくんは、さらに首を向けようがんばると、たいがくんの腕を引っばる形になりました。腕が引っばれる形になったので、たいがくんは泣くのをやめて、誰がやっているのかを見ました。二人は目が合いその後は何だかうれしそう。たいがくんが声をだすといぶきくんも声をだし、またたいがくんが、というように会話をしているかのように、声の出し合いをしていました。

いぶきくんが右をむくと、きれいな髪留めをした三つ編みが…。3分ほどかけてゆっくりと手が伸びていき、ついに触ることができました。しかし握り込んでしまった手はなかなか離せません。いぶきくんも困った顔をしています。あ

やさんも、ちょっと迷惑そう。またまた3分ほど、かかってやっと手を離すことができました。あやさんは顔をいぶきくんに向け誰がしたのかを確認していました。そんなかわ

わりを通してお互いを意識するようになりました。

これらのかかわりは、偶然な出来事ですが、障害が重い子どもでも、友だちとのかかわりを自分なりに持とうとする姿です。そのかかわりはわずかで、時間はかかりますが、彼らのペースを大切に、自分から働きかけることを待ちたいと思います。

（2）友だちとともにあそぶ

個別の指導計画が強調されると、その個人の力がどう伸びたかに注目がいきがちです。しかし、活動でも友だちとともに豊かに遊ぶ経験が必要だと思います。

この写真は、かごめかごめです。友だちと二人で乗

りますが、たいがくんは、なおさんの体重が自分に乗りかかり窮屈に。なおさんは、たいがくんに寄りかかり安心してしています。たいがくんも、なおさんが微笑んでいるのに気づき、じぶんもうれしそう。こんな感情を抱く活動をたくさんしていきたいなと思います。



どんなに障害が重くても、自分の人生を楽しみたいという願いをもって生きています。授業づくりで大切なのは、子どもの歩みに寄り添いながら、焦らずじっくりと取り組むことだと思います。

コラム① 「学校に行きたい、行かせたい」～切実な願いの実現にむけて

米浦 正（1976～1979年度 埼玉教書記次長）

「運動の前進が世論を高め、高まった世論によって運動がさらに前進し、要求が実現する」

1979年4月・養護学校の義務制実施、このときを県民世論の高まりと運動の前進のなかで迎えることができたことを、私は嬉しく思っています。

1960年代後半から70年代にかけて、くらしと福祉、教育、医療、労働など国民生活の改善を求める運動がすすんで世論が高まり、全国各地で革新自治体が誕生しました。埼玉でも1972年7月、京都、東京、大阪、沖縄に続き、革新県政を実現しました。「憲法を県民の暮らしに生かそう」をスローガンに掲げた革新県政の施策は、障害児教育や障害者運動に関わる要求を不十分さはありながらも次々と実現させていきました。しかし、見落としてならないことは、要求実現の背景に、その年結成された「障害者の生活と権利を

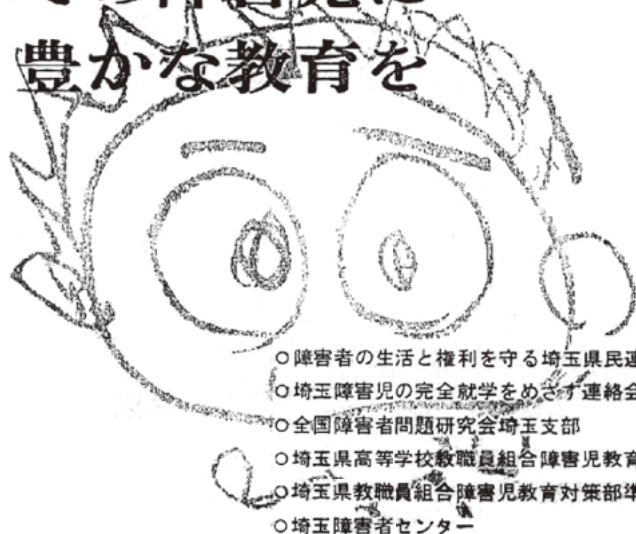
守る埼玉県民連絡協議会」（障埼連）に結集した運動があった、ということです。埼玉教障害児教育部をはじめ県内34の障害者関係団体が協力して開いた「知事予定候補者から障害者政策を聞く集い」の成功は、革新県政の誕生に貢献するとともに、障害児教育と障害者運動に関する県の施策に大きな影響を与えました。「聞く集い」を契機に結成された障埼連は活発に活動し、埼玉の障害者運動は大きく発展しました。

革新県政発足直後の県議会で補正予算が成立し、盲学校4歳児学級、ろう学校3歳児学級、各校重複学級が認可され、年度途中でしたが教員の増員（30人）が図られました。私は1972年12月16日、臨時採用の講師として坂戸ろう学校に着任しましたが、その増員によるものでした。当時は養護学校がまだ義務制ではなく、障害が重いとか、障害を重ね持つことを理由に、就学猶予や免除の措置がとられ、多くの子どもたちが学校教育から不当に排除されていました。「学校に行きたい、行かせたい」という子どもと親の願いは切実でした。

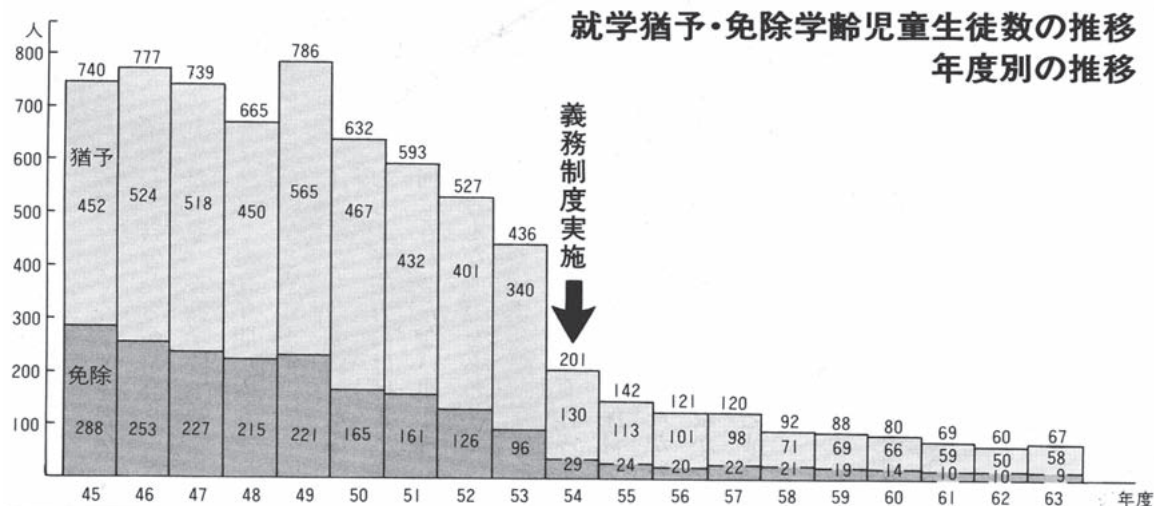
全国各地で、障害児の学習権の保障を求める運動が始まりました。「どんなに障害が重くても教育が保障されるなら、どの子どもも豊かに発達する」という教育実践の事実に応えられながら、埼玉でも就学権保障の運動がすすめられました。

就学権保障を求める世論の高まりと運動の前進のなかで、文部省（当時）は1973年に、1979年度からの養護学校義務化を明らかにしました。そして、革新都政は1974年度から国に先がけて障害児の全員就学を実現しました。これらの動きに応えられ、埼玉における就学権保障運動はいっそう

すべての障害児に
豊かな教育を



- 障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会
- 埼玉障害児の完全就学をめざす連絡会
- 全国障害者問題研究会埼玉支部
- 埼玉県高等学校教職員組合障害児教育部
- 埼玉県教職員組合障害児教育対策部準備会
- 埼玉障害者センター



活発にとりくまれていきました。県内各地で、「元気に遊ぶ会」や学習会、講演会、就学相談会などが相次いで開かれ、就学権保障の要求に確信を深めるとともに、父母と教職員、関係者間の連帯と共同を強めていきました。すすんできた就学権保障運動をさらに前進させたのが、1976年8月の「埼玉障害児の完全就学をめざす連絡会」の結成でした。全員の就学を保障するには、少なくとも県内に既設校を含めて「ちえおくれ養護学校」19校、「肢体不自由養護学校」13校、「病虚弱養護学校」4校は必要との青写真を 県当局に示して学校増設を要求し、事務局長であった私は若さを頼りに必死にとりくんだことを昨日のことのように思い出します。

☆『完全就学連絡会』は

既設校も含めて、地域に根ざした、養護学校づくり

- ① ちえおくれ養護学校 19校
 - ② 肢体不自由養護学校 13校
 - ③ 病虚弱養護学校 4校
- を要求しています。

埼玉で就学権保障の運動が活発に展開されたとき、これと平行して、互いに相乗効果も発揮しながら、数多くのとりくみが繰り広げられました。そのなかで、全障研大宮大会（1975年）とともに、特に印象深いのは、立場の相違や主張の違いを超えて「特殊教育100年」（1978年）の記念行事にとりくみ、その大同団結をもとに翌1979年に「埼玉県障害児教育振興協議会」（埼障協）を発足させたことです。その後の障害児教育運動に積極的な役割を果たしてきたのではないかと考えています。

コラム②要求運動が障害を持つ子どもたちの生活を豊かにした30年

若山 孝之（元埼玉高教障教部長、障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会・事務局長）

私は、今、教え子たち、仲間たちからの教えと30数年の経験を糧に、所沢特別支援学校で教育実践に取り組んでいる。私の教員生活の出発は、1976年の4月、着任した学校は、市立富士見養護学校であった。当時まだ、国が実施していなかった全員就学を富士見市は実現していた。校舎は木造、一棟、一階立ての古びた中学校であった。そして、79年の養護学校義務制実

施の年、所沢養護学校に転勤した。奇しくも、富士見も、所沢も親たちの願い、運動を経て、廃校になった中学校を校舎とした学校だった。

それから30数年、下校風景が変わった。当時、ほぼすべての生徒が、スクールバスで下校した。自主下校の生徒はごくわずかに限られていた。スクールバスとともに生徒はいなくなった。現在はどうだろう。高

等部ができ、自主通学の生徒がいる。養護学校学童保育を利用している生徒が迎えを待っている。移動支援を利用している生徒にヘルパーさんが迎えに来る。

障害児に放課後の活動を保障しようと、本庄養護学校に通う子どものお父さんの運転するオンボロバスを使って始めたどこからの補助もなかった学童保育。父母・教職員の力を合わせた運動が当時の革新県政を動かし、養護学校学童保育事業として実現した。今では、学童保育だけでなく、休日も含め、生活サポートなど様々なサービスを利用し、学校と家だけではない、第3の居場所で生き生きと活動ができるようになった。

76年、革新県政の誕生を期に結成された障埼連（障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会）、私は、82年から役員として加わっている。革新県政と国際障害者年と要求運動は、障害者施策を大きく前進させた。

私が埼高教の障害児部長兼中央執行委員になったのは、1981年、当時の議案書に小規模作業所と呼ばれるものは、全県で5、6カ所ではなかったか。「在宅は進路の一つではない」、就学運動に参加していった父母は、作業所作りに再び立ち上がった。荒川の土手の下に、小さな「太陽の家」が開設されたことを覚えている。通う場が実現した。今、通所の施設・作業所は全県に限なくある。中卒から、就職が主流であった流れから、高等部へ、そして、就職、地域での作業所へと変わっていった。そのことは、教育にとっても少なからぬ影響があった。就職、就職ではなく、その生徒の発達段階に焦点を当てた実践を可能した。

小規模作業所事業は全国的にも評価をされる心身障害者地域デイケア事業になった。それだけではなく、県の生活ホーム事業、生活サポート事業いくつかの施策が実現し、発展している。

埼玉障害者まつりは、国際障害者年を契機に80年に開催された。第一回は大宮小学校が会場であった。以来30回を迎えた。「ひとりぼっちの障害者をなくそう」「障害者のスポーツ・文化要求を実現しよう」「県民に障害者問題を啓蒙する」を願いとして、大宮・浦和を振り出しに、坂戸、熊谷、春日部、和光、川越と県内を回った。当時若い教職員が事務局を担った。現地事務所に、勤務を終えてから、続々集まり、夜遅くまで侃々諤々の議論をしながら進めていった。雨に祟られ、前日準備をしたテントが、水に浮いている光景を見た。仕入れた食べ物を地域の団地に売り歩いたこともあった。熊谷の参加者は、一万人を越えた。圧巻

であった。まつりの地域実行委員会が元になり、上尾や本庄、浦和に教職員が中心になり、地域組織をつくった。今、78の地域団体は、その地域の運動の柱として、活動をしている。その後、埼玉県障害者交流センターができ、まつりの会場として20年が経過した。準備をする若い活気こそなくなったが、「また、あの人に会えるかな」「元気なあの人に力をもらおう」とその日を待っている人たちがいる。

今、多くの応益負担反対の声は、遂に、「障害者自立支援法の廃止」を民主党を中心とする政府に約束させた。「障害者自立支援法は、憲法違反である。」全国で71名を越す、障害当事者が原告として立ち上がった、埼玉でも12名がさいたま地裁に提訴し、公判を闘った。毎回、百名近い支持者が傍聴券をとるために裁判所の前に並んだ。歴史的な和解勝利を勝ち取った。今、障害当事者が参加する障がい者制度改革会議は、総合福祉法成立を目指し、急ピッチで議論がなされている。この三十数年、障害児・者を取り巻く情勢は大きく変化をした。

86年の10月に、同僚であった山田先生はマラソン指導中に心臓発作を起こして亡くなった。13年間、公務災害認定を目指し、最高裁まで闘った。残念ながら、認定を勝ち取ることはできなかった。山田先生が担ってきた進路保障、教育実践、子どもたちの幸せ、今を彼女はどのように見ているのであろうか。



訪問教育の現状と課題

長 正晴（和光特別支援学校分会）

1. 夜明け前の訪問教育

1969 年 4 月、東京都府中市、八王子市、渋谷区において、重度障害児に対する「家庭訪問教育」制度が開始されました。この当時、就学猶予・免除の子が東京都全体で小学生 1,639 人、中学生 375 人、計 2,000 人以上もいました。

府中市では子ども 4 人に教師 1 人が当たることになりました。69 年 3 月、小学校教頭を定年退職した先生が、教育委員会嘱託として指導に当たりました。その先生は、特殊教育の経験はなく、定年後の新しい仕事に挑戦を始めたわけです。もちろん、その背景には筋ジスの子の保護者らの市議会に対する請願運動などがあってのことです。この制度は学校教育法に基づく正規の学級ではなく、学籍はなく、当該区市教育委員会が教職経験者を嘱託指導員として採用するものでした。

この実践の成果の上に、都民の要求の高まりを受け、翌年、東京都は府中市、都立小平養護学校、中野区の 2 地区 1 学校に 3 つの訪問学級を認可しました。東京都で初めて、在宅のまま学籍を有する児童に、訪問して指導を行う教育形態が誕生したのです。（以上「「都訪研」25 年のあゆみと課題」東京都訪問教育研究協議会より）

このような先駆的な取り組みを背景として、79 年養護学校義務制を直前に控えた 78 年、文科省は「訪問教育の概要（試案）」（以下「試案」）を発表しました。

試案はその冒頭で「訪問教育は、心身の障害の状態



が重度であるか又は重複しており、養護学校等に通学して教育を受けることが困難な児童・生徒に対し、養護学校等の教員が家庭、児童福祉施設・医療機関等を訪問して行う教育であると言える。」と規定しています。本試案は法的性格を持つわけではなく、それまで学籍もなしに実施されていた訪問「指導」の成果や到達点を集約しただけです。しかしながらこの記述は、30 年以上経った今でも「訪問教育の対象の子どもとはどういう子ですか？」という質問に対して一番的確な答えと言って良いでしょう。

2. 訪問教育の実践と現状

（1）授業回数

1）在宅訪問の場合

試案では当時の「訪問教育実施状況によった」結果として「週当たり時数は、4 時間程度（週 2 日、2 時間ずつ）を原則」にすると記しました。

訪問教育についての最初の公文書（法的拘束力はない、とされています）に記されたことにより、この数字が事実上の上限となりました。「埼玉県訪問教育実施要項（1979 年 4 月 1 日）」には「児童・生徒 1 人当たりの週指導時数は、2 日を標準とする」となっています。「児童・生徒の実態並びに学校の状況に応じて適切に指導時数を配分する」という但し書きもありますが、実際に試案から 12 年を経た 1991 年度の埼玉県内訪問教育状況調査によると在宅の場合にはまだ 2 回が多数を占めていたことを考えると、有名無実なものだったようです。



その後、教員定数の改善や指導時間の増加を求める声などを反映し、現在の埼玉県訪問教育実施要綱には

- 1 児童生徒1人当たりの年間指導週数は、原則として35週以上とする。
- 2 児童生徒1人当たりの週指導日数は、3日を標準とする。
- 3 1回の訪問における指導時間は、2単位時間を標準とする。
- 4 校長は、児童生徒の実態及び学校の状況に応じて適切に指導時数を定める。

と定められていますし、実際に各校への調査を行ってみても、児童生徒の実態に応じて、かなり幅広く授業が設定されています。

文科省は指導回数について具体的な時間数を示していません。あくまでも『児童生徒の実態に応じた授業時数で実施する』というスタンスです。児童・生徒のニーズに応じるという原則を、大人の都合に合わせることにすり替えて解釈してはなりません。

現実的には週に3～4回程度の授業を想定したとして、その他にスクーリングのことを考えると、1人の担任が担当するのは2人が上限でしょう。それらの枠の中で子ども達の実態に応じた授業時数を考えるところからスタートさせることが大切であり、最初に「週〇〇回の指導」という基準や枠があるわけではない、ということは押さえておきたいところです。



2) 施設訪問の場合

施設内訪問教育の授業時数については大きく2つに分けて考える必要があります。

1つは施設に隣接して学校のある場合。これは蓮田特別支援学校の重心教育部が該当します。蓮田は国立病院機構東埼玉病院に隣接しており、授業は基本的には（短時間ではあっても）ほぼ毎日行われています。訪問旅費と移動の問題がないことから児童生徒の実態と、病棟のスケジュールに沿った形で授業が来ています。

もう1つは、施設と学校が離れている場合ですが、施設訪問を実施している全ての学校が該当します。「光

の家」（日高特別支援学校）の場合、以前は施設内（近辺）に訪問部の職員室があり、職員はそこに常駐していました。そして子どもの実態と施設の状況に応じて、週に4～5回の授業が実施出来ていました。

しかし2000年に施設内訪問教育に携わる職員の服務が問題となりました。本来的には学校発着でない出張が認められないのは今も昔も事情は同じですが、「訪問教育実施要項（1979年4月）」には「施設内に教室をもって訪問教育を行う職員の通勤手当は（中略）その教育にたずさわる主たる勤務地をもって勤務学校として支給し（後略）」とある通り、当時は例外的に許可されており、施設内訪問教育の担当者は施設内（近辺）の職員室から施設へ訪問していました。

ところが2001年4月より施設訪問担当者は一律、学校発着で訪問することになりました。上記「訪問教育実施細則」においても施設内の特例は削除されました。それと相前後して指導回数についても在宅にそろえる方向で話が進み、現在これらの施設の授業回数は概ね、週3回となっています。

（2）スクーリング

訪問の子ども達にとってスクーリングはとても大切な取り組みです。「訪問の子どもは通学出来ないのだから訪問なのであり、学校に来たり校外行事に参加したりするのはおかしいのでは」とする考えがありますが、これは誤解です。試案には次のような記述があります。

「（前略）訪問教育は、それが最も適切な教育形態である心身障害児を対象とするということでもあるが、養護学校等に通学して教育を受けることができるレディネスをつける方途としてのねらいもあり（後略）」

今は訪問教育を受けているけれど、将来的には通学形態への変更を考えることもねらいとして想定されています。そのような子どもは通学するための「レディネスを」整えるために訪問教育に措置されているわけですから、そのための準備として通学する練習を積むことが大切です。その意味からは「訪問生だからこそ、スクーリングが大切だ」と考えたいところです。

なおスクーリング回数について「訪問教育実施細則」には「原則として月1回をスクーリングにあてることができる。」とあります。指導回数の場合と同様、これについても柔軟に考えて差し支えないものです。文科省も特別な指導はしていません。児童生徒の実態に応じてスクーリングを計画することを基本に考えてゆ

きたいところです。

（３）校外行事

修学旅行に関して 2005 年度に特殊教育課（当時）が、ある学校からの問い合わせに対して次のように返答してきました。

「訪問教育の児童生徒が修学旅行に行くという制度はない、前例もない、特教課は聞いていない」

「他の学校で実施しているようなら指導を入れる」

その当時、多くの養護学校で訪問生の修学旅行参加は当然のように実施されていたにも拘わらず、です。

その後、特教課は「今回の修学旅行の件については、特教課は把握しておらず、また訪問生が参加するということを知る立場になかった。訪問生が修学旅行に参加するということは想定していなかったので、特教課だけでは決められず教育局全体での検討が必要となる。将来的に訪問生の修学旅行等の泊を伴う行事参加が可能になるかどうかについては、今後協議していく」ということになりました。

最終的に 2005 年度末、次のような「指導」が特教課からなされました。

.....

訪問の子どもの宿泊行事実施については、各校できちんと明確化してもらい、そのことについて事前に課と学校で情報交換を密に行う。一律に許可したり許可しなかったりするものではない。

実施に際しては、次の条件がクリアされている必要がある。

- ・本人及び保護者の希望がある。
- ・ドクターの許可がある。
- ・（ケアが必要な場合）ケアは保護者ならびに保護者の依頼による看護師が実施する。

看護教諭を同行させてケアを実施することは認められない。

これらは校長会に口頭で報告する。

.....

実施に際してはさらに「保護者の全日程同行」も条件となっています。

訪問生は必ずしも重度重複障害の子ども達ばかりとは限らず、家庭の事情によって訪問を受ける場合もあるわけです。このようなケースの場合、安全確保の上からの保護者の同伴は医者判断として「不要」とされることもあります。一律に保護者の同伴を求めることが妥当とは言えません。また後述のように、訪問生に対する看護教諭の関わりも、未解決の問題と言えます。

す。

（４）病気療養児の訪問教育

「病気療養児の訪問教育」は、病院に長期入院（原則 1 ヶ月以上）している子への教育です。寄居養護学校の廃校と関わり、2001 年 10 月 1 日から「協力病院制度」によって、県内の肢体不自由養護学校全体を対象とした制度になりました。「県立養護学校の教員が病院を訪問」と書かれています。それは具体的には「肢体不自由養護学校の教員」が訪問することになっているわけですが、それは県教育の当初の説明によれば、以下のことが理由とされています。

- ・肢体不自由養護学校には類型Ⅰの子どもたちがおり、教科指導を実施している。
- ・訪問教育のノウハウが、肢体不自由養護学校の方が蓄積されている。

和光養護学校でも実施したことがありますが「病気療養児の訪問教育は、肢体不自由養護学校で担うのは困難である」と考えています。

入院してから実際に授業を実施するまでの間に「担当者の確保」「教科書・副読本・指導書の確保」「前籍校での進捗状況の確認」「病院側との病状・治療状況、配慮点の確認」「指導場所・指導時間の確認」などを経なくてはなりません。学級増の場合には臨時採用の方が決まるまで、短期間だけでも他学部の職員に訪問してもらわなければならない。どこの学部もギリギリの人数で対応しているので、容易な相談ではありません。入院は突然ですし、退院時期の目途もはっきりしない場合が多く、その時期の柔軟かつ迅速な対応が学校にも求められるのです。その他、校内応援体制の整備、医療機関や前籍校との連携、教科協力担当教員の教材研究、教材準備の補償などなど、経験のない肢体不自由養護学校にはとても太刀打ちできない問題ばかりです。

病気療養児の教育は「病弱教育」であり決して「（重



度重複障害児を想定した）訪問教育」ではあり得ません。必要なのは「訪問教育のノウハウ」ではなく「病弱教育のノウハウ」であることは明白です。

昨今では長期入院児の減少や、小児科の廃止あるいは縮小に伴って該当児が少なくなっており、制度の再



構築が考えられる時期にきています。

（５）訪問教育実践交流会

埼玉県は訪問教育担当者には、かつて県教委主催による「訪問教育担当者講習会」というものがありました。

年３回の講習会は課業日に開催されており、県教委主催ですからもちろん、出張です。この他に、講習会の内容を決めるため、各校代表者と指導主事による「代表者会」が年度当初に行われていました。内容的には、そのときの指導主事の方針にもよりましたが、担当者の声が相当程度反映されており、貴重な研修の機会であったことは間違いありません。また県として全県の実況を把握するため、毎年「訪問教育に関する調査について」という通知を出して「訪問教育実施上の資料とするため」調査依頼をしていました。調査事項は「訪問教育対象児童生徒数」「訪問教育担当教員数」「児童生徒名簿及び巡回方法及び所要時間」などです。

ところが２００２（平成１４）年度から文科省は講習会の予算を削減することを発表しました。埼玉県では２００２年度はそのまま講習会が開催されましたが、２００３年度からは県主催の講習会がなくなることになったのです。同時に、このような調査も県としては行わなくなりました。

その時、日高養護学校光の家訪問教育部の呼び掛けにより、２００３年７月２３日「訪問教育実践交流会」が自主開催されました。当日は県内９校から２２人の先生方が集まり、実践報告や、各校の状況交流、県内訪問教育の動向などについて学習を行ないました。

その実績を踏まえ２００４年度には、埼玉県特殊学校長会主催による「訪問教育実践交流会」がスタートしました。年２回開催し、会場費程度の費用が校長会から支出されています。職員の服務は当初「職専免研修」でしたが「集会許可願い」の承認により現在では出張が認められるようになりました。

実践交流会は、２回目までは日高養護学校の訪問教育を担当する職員が中心となって手配をしてきましたが、第２回終了後にいくつかの学校から代表を出して運営することとなり、当座、日高・熊谷・和光の３校から代表者を出して「事務局」を組織し、そこで交流会の運営を担いました。その後、和光が中心になっていましたが、２００９年に日高、２０１０年は熊谷、それ以後は運営を各校で回して実施していこう、という取り決めがなされました。

内容的には次の２点が特徴的です。

１つは「各校よりの問題提起」として、それぞれの学校での訪問教育実施上のいろいろなことを、特にテーマを限らずに話す時間帯を設けていることです。訪問教育は全県に散らばっていることと、子どもが少ないために担当者も少なく、何が問題で、何が問題でないのか、すら分からない場合もあるため、担当者相互の情報交換はことさら大切です。

２つ目には「教材と実践の紹介」です。訪問教育は１９７９年に始まって以来、四半世紀が経過しており、担当者の経験の蓄積も相当なものがあります。様々な教材や歌遊びなどの紹介は、まさに訪問教育の現場そのものという観があります。

以前のように、指導主事が中心となって進めているわけではなく、まったくの手作りの実践交流会です。このような研修会が校長会後援という形ではあっても数年来継続していることが、そもそも担当者の集まりへのニーズの高さの証明でしょう。今後の課題としては「職専免ではなく公務として参加できる研修会にすること」「研修会としてのニーズの高さを県として再認識し、教育委員会主催の研修会を再開すること」などが挙げられます。

３．今後の課題

（１）医療的ケア

訪問生の医療的ケアについては、医療的ケア体制整備事業（旧：メディカル・サポート事業）との関係は避けて通れません。２００９年度現在、訪問生に対して

看護職員が医療的ケアを実施しているケースはありません。肢体不自由養護学校に配置されている看護教諭は、通学部の子どものケアのことで手一杯で、実態把握に時間を要する（看護教諭が直接接することが出来るのがスクーリング時に限られることから）訪問生へのケアにまで手が回らない、というのが実状です。現状ではむしろ訪問部生への対応ではなく、肢体障害以外の特別支援学校に在籍する該当児へのケア問題がクローズアップされてきています。

他県での状況に学び、埼玉での実施に向けて今後の推移を見守っていく必要があります。

（2）過年度卒業生

「過年度卒業生」とは、義務制施行時に学齢を越えた方々の就学問題です。つまり 1979 年に 15 歳を越えていた方々、1964 年以前生まれの方々です。これらの方々は義務教育も全く受けることが出来ませんでした。またそれより年齢が下でも訪問に措置されていたため、高等部教育を受けることが出来なかった方々もいます。

本稿筆者がかつて仕事をしていた施設内訪問教育部では学校職員有志が「青年学級」を開催していました。1989 年頃です。勤務時間が終了してから施設に赴き、義務制当時すでに学齢を越えていた人たちへの“授業”を 1 時間程度、行っていたのでした。私自身は数回関わっただけでしたが、その数回での出来事はとても印象に残っています。ベニヤ板製の文字盤を足指で指しながら、一所懸命に話しかけてくれた方がいました。学校教育を受けることはなくても文字を覚え、コミュニケーション手段を獲得していったのです。後年、この取り組みは放課後ではなく、休日の「絵画教室」として発展し、今でも有志の手によって続けられていると聞いています。有志の取り組みは素晴らしいことですが、いつまでもボランティアに頼っていて良いものではありません。

国は「ナショナルミニマムはおおむね達成された」と言っているようですが、ここで問題にしたいのはそれでも残されてしまった少数の方々のことです。「おおむね」というザックリとした固まりを切り取った後に残された方々にきちんと光を当て

ることが考えられなければなりません。

いくつになっても「学びたい！」と願う方々の要求に応えるため、私たちのやらなければならないことは、まだまだ残されています。

（3）学習指導要領を見直す

平成 21 年 3 月告示された特別支援学校学習指導要領に、新たにこのような記載が盛り込まれました。なお記載は省略しましたが、高等部学習指導要領にも同様の記載があります。

《小学部・中学部学習指導要領》

第 1 章 総則

第 2 節 教育課程の編成

第 4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2－（9）障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒に対して、教員を派遣して教育を行う場合については、障害の状態や学習環境等に応じて、指導方法や指導体制を工夫し、学習活動が効果的に行われるようにすること。（※下線筆者）

授業は担当者一人での訪問が基本ですが、授業に広がりを持たせるために「同行訪問・複数訪問」が、各校で工夫されています。従来、埼玉県訪問教育実施細則において「中高等部の教科指導」「自立活動及び保健指導」のために該当教員の訪問（複数可との記載はない）が認められていました。今回の記載によって複数訪問を「指導体制の工夫」と押さえるなら、学習指導要領をその根拠として、幅広い複数訪問が実施できることに道を開いたといえます。各校で創意工夫し、複数訪問の実践を広げていくことが大切でしょう。

（4）訪問教育制度のさらなる広がり

子ども達の実態に応じた、きめ細かな配慮・援助を実現するため、必要に応じて訪問教育が実施されなくてはなりません。すべての特別支援学校、小・中学校、高校を含めた訪問教育の導入や、教育センター等からの訪問教育も考えられるべきです。この段階にいたって初めて、あらゆる必要に応じて子どもたちのところに訪問して教育を行う制度＝訪問教育制度は完成す



る、と言えるでしょう。そのためには支援籍制度の活用も考えられて良いと思われます。

学校教育法第 81 条には次の規定が盛り込まれています。

「小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校（中略）においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対し

て、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。」

今こそ、この条文の本来の精神に立ち返っていくべきでしょう！

コラム③ 革新県政下での学校増設、プール・体育館建設、スクールバス増車など教育条件整備運動

高橋 信一（元埼玉高教障教部長，全日本教職員組合）

【20 年の革新県政下で県立養護学校 23 校設置】

畑革新県政が 1972 年 7 月に誕生し、終わる 1992 年までの 20 年間に、父母、教職員、障害者、地域住民の全県的な障害児教育の充実を求める運動のもとで、今日の埼玉の障害児教育の礎が築きあげられました。

1972 年 5 月、県知事選挙にあたり開催された「知事予定候補者から障害者政策を聞く集い」に参加した和光の母親から「7 年間の都内への母子通学で心身とも疲れてしまった。米軍朝霞キャンプ跡地に養護学校を建設してほしい」との障害児教育の充実を求める発言がありました。それに畑和氏は「憲法をくらしに生かした県政をすすめたい」と、応えました。

この集いを機会に 10 月に「障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会」（障埼連）が結成されました。その障埼連は、1 月に結成された「民主教育をすすめる県民会議」とともに、障害児学校の増設をはじめ埼玉の障害児教育運動を大きく前進させ、今日も重要な役割を果たしています。

1972 年には、県立学校では盲学校 1 校、ろう学校 2 校、肢体不自由養護学校 1 校、病弱養護学校 1 校、知的養護学校は 1 校しかありませんでした。畑革新県政は、「県中期計画」を作成し、「養護学校を 1973 年から 5 年間で当面 5 校建設する」との方針を出しました。そして、表のように県立では 1975 年に知的 1 校、1977 年には肢体 2 校、知的 1 校、病弱 1 校、1978 年には知的 2 校が設置されました。それ以後も 6 次にもわたる「中期計画」に基づいて養護学校の設置が進め

られ、養護学校義務制の翌年の 1980 年には一挙に 6 校の知的養護学校が設置されるなど、1992 年までの 20 年間で 23 の県立養護学校と、2 校の市立養護学校、私立養護学校 1 校が設置されました。

これらの設置は、「要求の多いところに実現したい」との知事の方針の下で、各地域での父母・教職員の設置を求める運動が展開させるもとで実現したものです。その中心的な役割を埼玉高教とともに果たしたのが、1976 年 8 月に結成された「埼玉障害児の完全就学をめざす連絡会」でした。各地で、障埼連、完全就学をめざす会、そして埼教組や埼玉高教の仲間が、父母とともに各地で養護学校設置をめざす署名運動を展開し、地元市町村や県教育委員会と交渉を繰り返す中で実現させて行きました。

【就学猶予・免除者は 20 年間で

739 名から 66 名へと激減】

1977 年に米軍跡地で開校した和光養（肢体）、和光南養（知的）には、1974 年より全員就学に踏み切った東京都の養護学校に通学していた「埼玉都民」と呼ばれていた子どもたちが少しずつ戻ってきました。また、それまで就学猶予・免除扱いで、教育を受ける権利が奪われていた子どもたちが入学してきました。中には、小学部 5 年生として初めて学校に「入学」した子どももいました。しかし、片道 2 時間かけてスクールバスで飯能から和光まで通学する子どもがいるなど、大変厳しい教育条件でした。

完全就学をめざす運動は、1979 年の「養護学校義務制」実施を実現させ、地域に養護学校を設置させる運動、そして教育条件整備を求める運動を燎原の火のように広げて行きました。

その設置された障害児学校で学ぶ子どもたちは、1972 年の 1,024 名から、1990 年には 4,609 名へと 4.6 倍化しました。そして、就学猶予・免除者は 739 名（1972 年）から 66 名（1991 年）へと激減しました。

【革新県政のもとで

プール・体育館の設置も大きく前進】

埼玉高教は障害児学校の設置運動とともに、施設・設備等の条件整備にむけたとりくみにも全力を尽くしました。

《資料 畑革新県政下での障害児学校の設置》

1975	川口養、市立富士見養
1977	越谷養、和光養、和光南養、（所沢分校）、蓮田養
1978	行田養、春日部養
1979	秩父養、（三郷分校）、（本庄養）、（上尾養）
1980	東松山養、狭山養、所沢養、三郷養、本庄養、上尾養
1981	浦和養
1983	岩槻養、市立大宮養
1984	日高養
1985	久喜養
1986	私立光の村養
1987	大宮北養
1988	越谷西養
1989	宮代養
1990	騎西養
1991	毛呂山養

1980 年代の急激な学校建設のもとで、設置が遅れていたプール、体育館、高等部棟の設置を求める運動が 1980 年代後半から 90 年代にかけて展開されました。1986 年には浦和養で独自に体育館建設を求める署名が P T A とともに取り組まれ 3,000 筆を集約し、また和光養ではスクールバス増車の署名が同様に P T A とともにとりくまれ 2,000 筆を集約し、県に提出・交渉するなかで、それぞれ設置を実現させています。

この 80 年代後半には毎年プール、体育館が毎年 2 校ずつ（1986・87 年は 1 校ずつ）設置され、高等部棟も次々と設置されて行きます。そして、1989 年 2 月の「第 6 次中期計画」では、「1990 年までには体育館を、1992 年にまでにはプールを全ての障害児学校に設置する」との計画を掲げさせることができました。そして、1991 年には既設校には体育館、高等部棟についてほぼ設置させ、新設校については翌年には設置されるようになりました。

スクールバスについては、通学時間を短縮するために増車を求める運動とともに、冷房化を求めるとりみが進められました。各学校の実態に応じて増車を実現させるとともに、冷房化については 1984 年には 83 台中 5 台だけだったのが、1989 年には 102 台中 94 台が冷房車とさせました。

このように、畑革新県政のもとで、障害児教育の教育条件整備は大きく前進し、他県と比較しても誇れる状況となりました。

コラム④ 障害の重い子は寄宿舎の宝

清田 道子（元盲学校分会・寄宿舎指導員）

【養護学校義務制は教育入舎のはじまり】

79 年養護学校義務制を迎え、埼玉県立盲学校は重度重複障害児も含めて、視覚に障害を持つ子どもたち全てに教育権を保障することを目指しました。県下の一つしかない盲学校で、30 年前には養護学校も少ない時代に、障害が重い子どもたちの教育を保障するためには、寄宿舎への入舎がその前提になりました。

寄宿舎の施設設備・職員定数は、単一の視覚障害者用のものであり、障害の重い生徒を受け入れていくことには困難と不安がありました。学校全体として寄宿舎の意義・役割を検討し、入舎条件として「通学困難」と「家庭事情」の他に「教育」入舎が掲げられました。教育的な課題をもつ障害児の受け入れを決めたことは、寄宿舎を教育の場として発展させていく大事な基

盤となりました。

【就学猶予された過年齢児の成長を育むために】

79年義務制を迎えて、入学してきた過年齢児は、長いこと就学を猶予され、在宅で過ごしていたため障害が重くなり、身体も心も固まっていた。N子さんはことばもなく立つことも歩くこともできない16歳、A君は在宅で長く寝かされていたため、幼児のような身体でやっと立っている12歳、Y君もうずくまった状態で独り言を繰り返していました。NA君は盲ろうの障害をもち、昼夜逆転の闇の中にいました。

過年齢児を含めた障害の重い舎生のために、学校教職員が全体で放課後、授業終了後3時から5時まで当番制で寄宿舎を応援してくれました。舎監は重い子受け入れのために寄宿舎での生活指導に積極的に関わってくれました。組合が中心になって行った職員増員署名は学校として未組合員の先生も一緒に取り組み、翌年度には、職員4名の増員が実現しました。

【障害の重い子どもたちの成長に手ごたえが】

規則正しい毎日の生活の中で、一人一人の子どもと繋がることで、子どもたちの姿が見えてきました。見えることで、何をしたらいいのか、何が必要なのかを職員全員で話し合い、日課の中に生かしてきました。生活指導に困難が生じた時は、研修を行ってきました。

年を重ねるごとに、就学猶予され障害に押しつぶれていた彼らは、教育を受けることで身体も心も解放され、人間としての歩みを確実にしていきました。立てなかった子が立てるようになり、歩きだしました。固まった心に働きかけることで笑顔が生まれ、心が通いことばが生まれました。その歩みは障害の程度によってさまざまでしたが、成長している様子に確かな手ごたえが感じられました。

それまで、受け止めに不安を持っていた職員が励まされ、むしろ自分の仕事に誇りをもつことができるようになりました。

【学部・保護者と連携し生活教育を充実】

寄宿舎を教育の場として位置づけ、障害の重い子どもの成長を育む働きかけは、専攻科の舎生を含めて全ての舎生の成長を育む寄宿舎教育へと発展しました。そして、舎生を真ん中に学部教員や保護者との連携を大事に一人一人の舎生の成長を育んできました。学部教員と定期的に舎生の情報交換を行い、舎生の生活指

導を充実させてきました。

寄宿舎PTAを組織し、保護者と寄宿舎の生活教育の充実と施設設備の改善要望についてともに話し合い、その実現に向けて協力をお願いしてきました。舎生の生活を充実させた大規模改修、全館エアコンや避難路の設置等多くの要求を実現させてきました。

【寄宿舎教育の充実・発展をめざし運動構築】

障害児が寄宿舎生活の中で、大きく成長している姿に励まされ、「寄宿舎教育の意義役割を多くの人に知って欲しい」「寄宿舎の抱える多くの課題を解消し、寄宿舎の充実・発展をめざしたい」と思い、そのために埼高教の障害児教育部に結集し、闘ってきました。

1988年から95年までの8年間障害児教育部の副部長として、96年から99年までの4年間は埼高教の執行委員として、寄宿舎の施設設備の改善や採用試験の実施へむけてのとりくみ、2級渡りの賃金改善を実現しました。2000年から退職までの9年間は全教障教部の事務局員として、全国の寄宿舎の充実・発展をもとめた共同行動実行委員会を軸に署名活動を行い、名称を『寮母』から『寄宿舎指導員』に変更し、学校教育法の『寄宿舎設置義務』を残すことができました。

今、寄宿舎を必要としている障害児が多くいます。寄宿舎での実践を豊かに展開し、寄宿舎教育の必要性を多くの関係者に広げて、寄宿舎を必要としている全ての障害児が利用できることを願っています。

盲学校の早期教育・教育相談

子どもたちの願いと保護者の願いを積み重ね、笑顔あふれる幼稚部へ

村山 由紀（盲学校分会）

1. はじめに

埼玉の養護学校義務制 30 周年記念の実践報告誌に、盲学校幼稚部の実践を報告できることを嬉しく感じています。個人的ではありますが、盲学校幼稚部に初任から 20 年続けて勤務し、たくさん子どもたちと、子どもたちを支える家族や多くの職員の方に出会い、私自身が成長させていただいたことに感謝します。今回の盲学校での早期教育・教育相談を報告することで、お礼の一つと返させていただければ幸いです。

2. 盲学校幼稚部の歴史

盲学校そのものは義務制以前にすでに存在していた。幼稚部については、1972（昭和 47）年の 11 月 1 日に 5 歳児学級が認可されたことで、幼稚部設置となった。

幼稚部のはじまりは「どこにもいくところがない、どこかで受け止めてほしい」という視覚障害と他の障害のある重複のお子さんを育てる親の願いからである。それまでも盲学校は重複の子どもの教育を考え実践はしていた。早期教育の必要性と重複の子どもの成長を願い、学校全体でもどうしていくか検討していた。そうこうしているうちに年々希望者が増え、県への働きかけの結果、幼稚部設置に至ったわけである。同じ年には小学部と中学部の重複学級も認可されている。また、4 歳児学級は翌年に認可された。

幼稚部は保護者の願いから出発し、それに教員が思いを寄せ、共同して県と交渉する中でできたものである。何もないところから学級は認可されたものの、教室はなく体育倉庫の柔道室として畳が敷かれていた部分を教室として保育が行われた。そこは今もまだ体育倉庫として残っていて、幼稚部がそこにあったと話をしても誰も信じないほどである。そんな建物なので室内にトイレはなく、一度外に出て歩いていかねばならないなど、とても幼稚部の教室としては考えられない

場所である。

教員は小学部の授業をしながら幼稚部の保育をするという掛け持ちの状況であった。考えてみれば、幼稚部はいまだに、教室改善や定数改善等の交渉をしており、設置当時から闘いが続いている。幼児教育は、環境設定が大事といわれる現代においても、視覚に障害のある幼児が安心して過ごし、自立にむけての生活ができない環境とは情けない。

幼稚部が設置された 2 年後の 1974（昭和 49）年には、小学部が多目的室として使用していた教室へ移動した。1986（昭和 61）年には 3 歳児学級が認可された。少ない集団から徐々に人数も増え、0 歳からの教育相談も行ってきた。幼稚部の子どものための教室ではなかったので、一般の幼稚園の設置基準に満たない面が多々ある。1996（平成 8）年、大規模改修にあわせて、ようやく子ども用のトイレが幼稚部の教室の隣に設置された。1972 年に幼稚部ができてから、どれだけの年数がかかっているのだろう・・・。

1998（平成 10）年にはろう学校と共同して何年間か運動・交渉してきた成果が実り、幼稚部にも重複学級が認可された。

全体数が少ない盲学校の幼稚部の子どもたち。早期発見・早期教育が大事といわれながらも、子どもが過ごす物的環境としては、本当に十分とは言えない。それでも、子どもたちの成長を願い、かかわってきた保護者と家族、そして教員達の人的環境はどこにも負けないと思う。保護者と一緒に幼稚部をつくってきた、それが埼玉のよさであり、誇りだと感じている。

3. 幼稚部の活動内容

（1）認可児

幼稚部には、3 歳児から入学できる。入学して籍がある子どもを認可児とよび、そうではない場合を相談児とよんでいる。内容は幼稚園に準じている。遊びや生活の中で発達や視覚障害、その他の障害に応じて子

どもたちとかかわっている。

見え方が発達に及ぼす影響は多大なもので、『百聞は一見にしかず』ということわざがあるように、見る、見えるというのは人間にとってはすごい力である。情報の80%が視覚からと言われているが、小さい子どもたちにとってはそれ以上と考えられる。ことばで説明して教えなくても、見て覚えているのだから……

幼稚部の子どもたちにとっては、幼児期はとても大切で、人との信頼関係を基礎に、小学部以上での学習に向かう力、食事・排泄・着脱等すべての力をつけていく必要がある。見えていれば簡単に覚えてできることも、一つ一つ丁寧に積み上げていかなければならないために時間がかかる。時間がかかるからと手を貸してしまえば、いつまでたっても自分でできるようにはならない。なかなかできないことで、本人もイライラしたり、みんなよりできない自分に劣等感を持ったりしやすい。小さいときに積み上げてきたものは生涯にわたっての大きな力になるので、幼児教育の大切さがそこにある。

最近は専門性が理解され、保護者も目に関してのことは盲学校へと相談することが増えている。それまでは、病院でも紹介されず、どこにも行く場がなかったという話が多かった。幼稚園や保育園でも見えない・見えにくいお子さんに怪我をさせてはという思いなのか、受け入れもすんなりとは行かない場合が多かった。

今でこそ、早期に盲学校へ相談に行くようにと医師から話がでるようになったが、「もっと前に盲学校の幼稚部へきたかった」という声が多く、私たちも学校存在をアピールして回った。それが今のセンター化につながり、教育相談の件数および入学者の増加につながっている。

幼稚部の活動は、一般の幼稚園同様に遊びや生活を通して行われているが、やはりそこには視覚障害への配慮は必ずある。一例として散歩を紹介する。

<事例1>

地域の通園施設での散歩に参加。他の子どもたちは見えているので、先生は時間に合わせて歩く。見えにくいお子さんは、気になるものを発見してもゆっくり見ることができず、ただ歩くだけになってしまい、通園での散歩は行きたがらない。

盲学校での散歩の位置付けは、歩くことも大切だが、それだけではない。発見したものを一つ一つ確かめ、本人が納得いくまで観察したり、触ってみたい、遠く

に行ったり近くにいたりして見え方の違いを確認する。そしてその時間を大切にしている。いろいろな音が聞こえてくるので、その音に関しても情報を伝える。何かに気がついたときの子どもの気持ちを察して話をする。バラバラになっている情報を一つ一つまとめていくのにも力を貸す。自分が納得するまで見たり、触ったり聞いたりできるので、子どもは安心して散歩ができる。だから盲学校での散歩は大好きだ。

盲学校はことばかけや物の提示の仕方に工夫がある。特に幼稚部は、教科書があるわけではないので、子どもとのやりとりが中心となる。そのやりとりや子どもの内面、発達を考える面白さと難しさの両方がある。そんな幼稚部は子どもも大人も楽しんで生活できるのが、一番魅力となるのだろう。また、子どもたちの生活を教育相談に来た後輩達がみて、お手本にしている。保護者にとっては、親と離れて活動する子どもを別な視点からみて成長を感じている。保護者と教員は子どもの話を毎日しているせいか、一緒に子育てをしているんだという気持ちになる。保護者は自分の子どもの成長をともに喜んでくれることを何よりも嬉しく感じているようだ。

もう幼稚部を卒業してずいぶんと経つ保護者から、「大きくなればなったなりに、悩みやつらいことはあるけれど、幼稚部時代が一番辛かった。誰に聞いたらいいのかわからなかったし、どうやって子どもを育てていけばいいのか、本当に辛い日々だった。そんなときに幼稚部の先生達が支えてくれ、先生に巡り会えて良かった」と話があった。そのことばは、幼稚部への励ましとともに、もっともっと支えていかねばという思いにさせてくれることばだった。

(2) 教育相談

幼稚部には、県単独加配で教員が配置されている。教育相談である。0歳から就学前までの子どもたちが対象になっている。学校に来てもらうだけでなく、時には教員が通園施設や病院、家庭などにお邪魔して相談をしている。

これから子どもを育てていく親にとって、自分の子どもに障害があるとわかったとき、どんな思いで相談に向かうのだろうか。初めての場所に相談に訪れ、そこで会う人との話にどんな思いをもつのだろうか。遠くから時間をかけ、いろいろな意味でやっとの思いで相談にみえる保護者たち。

いつも相談をするときは緊張する。来てもらったの

だから、何か一つでも来て良かったと思えるようにしたい。少しでも笑って過ごしてもらえたら、ただそれだけである。専門的なことは、20 年幼稚部で過ごしてきたので、ようやく言えるようになった。保護者が望むのは子どもの成長とそれに対してどうかかわってくれるのかという点。

医師との連携も大切である。最近は医師と情報を共有できるようになってきた。小さい子どもにとっては、病院ではいつもの力を出すことができない。医師も日頃の様子を少しでも治療や診察の助けにしたいと考えてくれるようになり、お互いに情報を交換し合うことが、子どもの成長には必要と考えてくれ、連絡が取りやすくなっている。医療と教育、福祉と行政との連携がいかに子どもたちと保護者を安心させてくれるか。まだまだ課題はあるが、進歩していることには間違いない。

最近はメールがあり、電話だけでなくちょっとした相談はメールでやりとりができるようになったのもありがたい。ただ、本当に大事な話だけは、顔がみえた方が誤解がないため、面と向かって話すようにしている。

4. これまでのかかわりから

今までたくさん子どもたちや保護者と出会ってきた。そんな中で、立場上は相談を受ける方が逆に励まされたことが多く、いつも教えてもらうのは私の方だった。

（1）行き場がない子ども

見えないだけでなく、他の障害があるとどうしてもいろいろな施設での受け入れが難しい場合がある。受け入れてもらったとしても、どこに焦点をあててよいのかわからず、保護者も施設の方でも悩むことが多い。見えている子が多いので見て何かをする活動が多くなる。そうすると見えない・見えにくい子どもにとっては、活動への参加の仕方が難しくなる。また、集団での活動などは障害の特性が少し違うのか、なかなか友だち同士のかかわりがもてないことがある。

他に行き場がなく、教育の場を求めて来た保護者。集団があって、同じ仲間がいて、それを求めている。あるとき、一緒にいた子が、歌の場面で自分から手をつなぎにきた。盲学校ではごくごく自然なかかわりではあったのだが、そういった経験が今までなかったの

か、保護者はびっくりしていた。「友だちから手をつなぎにきてもらったのは、初めてです。」そうってカメラのシャッターを切る保護者の姿がそこにはあった。

埼玉県は都市部ということもあり、全国の盲学校で考えると子どもは多い。2008 年度と 2009 年度は、全国で一番、幼稚部在籍者が多い学校となった。他県では、幼稚部に 1 名しかいないというようなところがある。そこに比べたら申し訳ないのだが、各学年ともに複数の子どもたちがいて、集団活動ができる。集団でいられるということは、友だちとのかかわりがもてるということだ。大人とのやりとりではなく、子ども同士のケンカやいざこざ、会話など同じ思いを共有できるのが楽しい。また、たくさん子どもたちをみることで、事例が増えるため教員の専門性維持や向上にもつながる。一般の幼稚園と同じような関係がある。視覚障害に対しての配慮だけでなく、ごくごく当たり前の生活ができる。見えない・見えにくいから、いつも特別なかかわりを求めているわけではないよね。仲間がいるってすてきだねって。埼玉の良さはここにもある。

（2）ほんの少しの声かけで

見えない・見えにくいとどうしても保護者は、見る代わりに手を使わせなくてはと焦るようだ。でも見えにくいから、何がどうなっているかわからなくて、手を出す勇気もなかなかでない。赤ちゃんは、見たものが欲しくて手を伸ばす。手だけ伸ばしてもつかめないので、何とか手にしようとして動く。日々身体を使い、筋力がつき、四つ這いし、立って歩くというように成長していく。自分の手をながめて遊び、自分には手があることにも気がつく。そうした一連の過程が、見えにくいとできず、まわりからのほどよい働きかけで補う必要がある。そう、ほどよいという事が大事。

ある時、目の前にぶらさがるものを賢明に見ようとしていたお子さん。見ているから手が出るかなとこちらとしては待っていた。あと少しというタイミングで、保護者の方が先に触らせてしまい、子どもの気持ちがそこでぎれてしまうのがわかる。「敏感であまり触ろうとしないんです。」と保護者。そこでゆっくりと解説。よく見て、何だろうと確かめ、自分で触ろうとしているので、もう少し待って欲しいとお願いした。実際にその場で待っていると、自分からおもちゃに手をのばしてつかんで遊んでいた。すると 1 ヶ月後

に保護者からの手紙。「今までは、リハビリに行っても歩こうとしなかったし、手をついて床に触るなんてしなかったんです。先生に言われて、自分で触るのを待っていたら、今では床に手をついて、四つ這いするし、つかまり立ちをするようになり、リハビリの先生もびっくりしています。」と。子どもの成長は早いなと感じると同時に、いかに子どもの気持ちを感じて、保護者がわかるように話をすることが大事かを改めて学んだ。保護者は、「一緒に成長を喜んでもらえるのが、何よりも嬉しい。」と言っている。

(3) 見るということ

「うちの子、笑わないんです。おもちゃで遊ばないんです。」そういつて相談にきた1歳の子どもの母親。手術して全く見えない状態ではなく、確かに見ようとしている。目の前にバネのおもちゃを出して一緒に遊ぶと、じーっとみて自分で両手に持って遊びだした。その後はいろいろなものでも遊ぶし、笑顔になった。笑えるし、遊べる??? どういう事かなと思いきや、手術してめがねをかけたから、みんなと同じように見えると思っていたようで、だから保護者は悩んでいた。見えると言っても私たちが見ているようには見えていなかったのだ。そんな話を誰もしてくれなかったものだから、先ほどのことばになったわけだ。改めて、遠くは見えにくいことや手元もまだぼやけているような状態だから、成長にあわせて眼鏡の度数をこまめにかえることや、遊び方と声のかけ方の工夫を伝え、定期的に相談にきてもらった。そうこうするうちに、どんどん子どもは遊びだし、活発に動くようになった。しばらくぶりに会う友だちから、別人のようだと言われたそうだ。

子どもにとっては、見ることで発達にどれだけ影響するか、この子をみるとよくわかる。それだけでなく、適切なものの見せ方、目の使い方を引き出す遊びの工夫、見ることとことばをつなげていく方法、医師との連携などがどれだけ必要なのか、今までになくよくわかる事例となった。まだまだ発達している子どもなので、視力も今後どの程度まで伸びていくかわからない。のびると言っても、私たちが考える視力ではないかもしれないが、もしかしたら盲学校入学基準に当てはまらなくなる可能性がある。それはそれで嬉しいことだ。

5. さいごに

早期発見・早期教育が当たり前ようになった昨今。今では視覚に障害があるだけでなく、絵をかかせるのと右側だけにしか視線がいかない、どうもうまく見えていないのではないかと、この子、目の動きがなんか少しよくないのかな、というように、『見ること』そのものの質問や相談について、盲学校の教育相談に連絡がくるようになった。とはいえ、まだまだ本当に必要としている人に情報が行き渡っていないという現状がある。少しでも見えていると、小さいうちは生活にはこまらず、本人は自分がよく見えていないことを知らない。周りの大人も生活できているので、見えにくいことには気がつかない。小学生になって、見えにくいことから勉強に集中できず、遅れてしまってからおかしいことに気がつくことがある。できないことでいじめにあい、自信をなくして登校拒否や引きこもりになってから盲学校へ入学する高校生もいる。課題はまだたくさんある。

近年、科学や医学の進歩とともに、全く見えないいわゆる全盲はなくなるだろうと医師や研究者は言う。しかしそうは言っても今後100年、弱視はなくならないだろうとも言う。今でも通常学級にはまだまだ見えにくい子ども達が埋もれている。科学、医学の進歩から同じ弱視でも、今までとは違った支援が必要になる場合もでてくると予想されている。そうした子ども達への支援が盲学校には求められており、やることはたくさんある。

卒業生の話でも嘘のような本当の話がある。大学を卒業し、いざ就職というときのこと。大学に行くくらいだからもちろん、学力に問題はないし、知的に遅れがあるわけではない。親元を離れて一人暮らしで生活もできている。大学にももちろん、一人で公共の交通機関を使い、歩いて通っている。卒業したわけだから、人とのコミュニケーション等にも問題はまったくない。なのに、就職での面接で「トイレは一人でいけるのか」「一人でご飯を食べられるのか」とまるで小さい子への質問を平気でする。見えないと一人では何もできないと思われるらしい。知らないから仕方がないといえばそれで終わってしまうが、他の面接者にはしない質問だろう。もちろん、就職してその質問がどれだけ馬鹿げた質問だったか、本人の仕事ぶりをみて反省したようであるが。それだけ社会は視覚障害への理解ができていないのだと、自分たちも考えな

くてはいけない。

最近，久しく会っていない知り合いから，突然連絡が来た。点字印刷に関してであった。今度，作ろうと考えているがどうしたらいいか，見本を送るのでアドバイスがほしいとのこと。何人かにお願いしてみもらった。そのときにある点字使用者から「本当に，何にでもどんな形ででもいいから，みんなと同じように読めることが大事。役所にいっても役所の資料はなかなか点字になっていないので，すぐに読めない。こうしてたとえ間違っているけど，すぐにみんなと一緒に読める，当たり前のことのように読めると嬉しいと思う。」そう言っていた。当たり前のように・・・見えないからできないのではない。正直言って，できないものもあるけれど，工夫や道具次第で，みんなと一緒にできることはたくさんある。本当に当たり前にできる生活が，一日でも早く来て欲しい。当たり前に子育てをして，当たり前に成長して，みんなと一緒に笑顔で過ごす。そのために，自分ができること，みんなと協力してできることを，これからもこつこつと続けていきたい。その思いを胸に，養護学校義務制 30 年の歴史を振り返り，これからの子どもたちの成長を願っていこうと思う。

【弱視の子どもが書いた絵】

大好きなプリキュア。細かいところもよくみてるよ。大好きだから，そんな大好きなものをたくさん子ども達にプレゼントしたいね。



ろう学校における通級指導教室と教育相談

ろう学校以外のろう難聴児とのつながり

田中 清之（坂戸ろう学校分会）

1. 通級指導教室の設置まで

（1）通級指導教室とは

通常の学級に在籍したまま、例えば週に1回程度ニーズに応じた教育を受けるために、校内あるいは他校の教室に通級する制度です。埼玉県には難聴・言語と発達・情緒の通級指導教室があります。

（2）通級指導教室の制度

通級による指導は平成5年に制度化されました。ろう学校においても通級指導教室を開設する場合には加配教員が配置されることになりましたが、その当時は小中学校で行われている通級による指導についての関心が低く、またろう学校とのつながりを意識することもほとんどありませんでした。

（3）難聴学級の消滅

通級指導教室が制度化されると、これまであった難聴学級がなくなっていきました。現在では、埼玉県では難聴学級はなくなり、難聴・言語の通級指導教室のみとなりました。身近な学校に通えることはメリットですが、ろう・難聴児の集団がなくなり、まわりとのつながりがうまくもてずに、孤立した状態におかれる子どもたちの居場所が、少なくなっていきました。

（4）坂戸ろう学校での通級指導教室開設

ろう学校には、多くのろう難聴児が、通常の学校から入ってきます。その中には、学習や人間関係で躓き、心に大きな傷を負ってくる子どもも少なくありません。

このような状況の中で、ろう学校でも地域で学ぶろう難聴児とのつながりを持っていくことが必要であるとの思いから、教育相談や通級による指導を行っていったということになりました。

当初は、加配教員がつかない教育相談からはじめ、平成16年度より通級指導教室が設置されることにな

りました。

2. ろう学校における通級指導教室

（1）通級指導と教育相談

通級による指導は、公立小中学校の通常学校に在籍する子どもだけが対象となりますが、ろう・難聴児は、特別支援学級や特別支援学校や高校にもたくさん学んでいます。このような子ども達に対してもつながることを目指してやってきていますので、通級による指導と教育相談を区別することなく指導・支援を行っています。

（2）センター的機能

センター的な機能や地域支援ということが、さかんに言われるようになったこの頃ですが、ろう学校は、子どもをつなぐネットワークを大切にして取り組みを進めていきたいと思っています。教室に来てもらうのを待っているだけでなく、積極的に出かけて行ってつながりを作るようにしています。

3. 通級指導教室の課題

（1）ろう難聴教育の方向性

インクルーシブ教育ということが、国連の障害者権利条約の中でも謳われ論議も盛んになってきているこの頃です。今後のろう難聴児の教育はどうあったらよいのかを全体的に見直していく必要があるように思います。例えば埼玉では難聴学級がなくなってしまいましたが、それで本当によかったのでしょうか。通常学級における合理的な配慮をどのように考えたらよいのでしょうか。ろう学校自体はどのような教育を目指していったらよいのでしょうか？

現実には激しく動いていますが、それがよい方向への歩みとなるよう、よく考えるべきときであると思われる。

後期中等教育の豊かな保障を

『まんざらでもない自分』を感じてほしい

土方 功（川越特別支援学校分会 川越たかしな分校）

1. 普通高校内の特別支援学校分校の生徒たち

埼玉県では 10 年以上前から特別支援学校在籍者が急増し、その教室不足は深刻です。「体育は廊下で」「図書室も視聴覚室も普通教室に」というのは当たり前の状態で、その解消のために保護者と教職員が署名運動や議員訪問などの活動を積み上げ、特別支援学校の新設などを実現させてきています。その一環として、普通高校内に特別支援学校分校が 3 校建設され（初年度は 1 年生のみ）、2008 年 4 月、川越たかしな分校は 1 クラス 10 名、1 年生 20 名の学校としてスタートしました（本来の 1 学級の定員は 8 名ですが、希望者が多いために管理職の判断で 10 名とした）。高校の普通教室を壁で仕切って半分にした、横長の狭いホームルーム。特別教室は調理室（10 人入ると身動きできない）、工芸室（作業用大テーブル 4 つでいっぱい）、パソコン室（二人がけテーブル 10 台が限度）に保健室（これは運動の成果です）があるのみです。初雁高校の音楽室と体育館、グラウンドだけは分校の授業に合わせて定期的に使用できますが、その他のスペースについては高校が使っていないときに「例外的に」使わせていただく、という関係になっています。ただ、業者が入っている食堂を一緒に使わせてもらえることや、司書教諭の方の好意で図書館を自由に使わせてもらっていることは、分校の生徒にとっても保護者にとってもありがたいことです。

こんな教育条件ですので、「職業教育の充実」といってもまったく迫力がありません。1 年生で 10 時間、2・3 年生で 8 時間を「職業」として（他の分校は 10 時間以上設定しているようです）、「ビルメンテナンス」「ガーデンメンテナンス」「フードデザイン」「工芸」「農園芸」などの職種を設定し、職種ごとに社会人特別講師を招聘していますが、「専門的に」指導できる条件はありません。川越たかしな分校教育目標の第 1 に「基礎学力」の育成をうたっているのは、開設準備室担当者の意向もありますが、上記の教育条件

が大きな原因になっているともいえます。

開校 1 年目は、予想された通り様々な問題が発生しました。教師と生徒の直接的なぶつかりあい、警察がか



かわらざるを得ない非行問題、家庭の崩壊、授業放棄・・・、養護学校から来た教員も、高校から来た教員も、誰もが始めて体験する毎日でした。中学校まで通常学級に在籍していた生徒が 3 割で、そのほかの生徒も大部分が障害児学級へは途中入級です。授業に参加していてもまったく理解できないまま過ごしてきた生徒や、いじめの対象とされてきた生徒が多く、全般的に自己肯定感が低く、学ぶ喜び、共感できる関係の希薄さが生徒たちの特徴といえるかもしれません。もちろん毎日の授業も試行錯誤で、「英語なんて学習したことない」生徒と、「英語なんて教えたことない」教員が向かい合って頭をひねりあっている、などということもありました。

2. さまざまな障害をもった生徒たちとの 1 年目

突如メールで「朝から母ちゃんが口をきいてくんないですけど、どうしたらいいですか」「出てけって言われた」と、何回も連続して送ってくる S 子。はじめは「虐待？」と驚き、何とかしなくてはとあせりました。でも S 子のお母さんは、ちょっと気が短いけれど、3 歳の弟を抱えながらとってもがんばっている人です。翌日の連絡帳を読んでも S 子の思い過ごしだったり、お母さんが精神的な疲れからつい声が荒くなったりなどが原因で、「今日も母ちゃんが弁当作ってくれた」と何事もなかったようにニコニコしています。家庭の問題で小学校 3 年から中学校入学まで児童施設で過ごしてきた S 子は、知的な遅れのほかに発達障害のひとつである ADHD があります。ロッカーの

鍵や大事なプリントなどをすぐに失くしてしまうし、片づけができないので洋服ダンスの中はいつもぐちゃぐちゃ。複数の情報をうまく整理することが苦手なので、何度も言われたことでも簡単に忘れたり、集中が持続できずにすぐ課題を投げ出してしまったり、キレてしまうことも多くあります。お母さんに彼女の障害の特性を説明し、問題が起こるごとにメールや連絡帳でやり取りし、彼女にもお母さんにも「大丈夫、がんばってるじゃん」とメッセージを送り続けることが担任の一番大切な仕事になりました。

アスペルガー症候群という診断を受けているK男は、電車やバスに関する興味がだれよりも強いだけではなく、犯罪や刑罰への関心が高いのが困りものです。喫煙を自慢したり、国語の時間に爆弾の製造方法について作文に書いたり、全国の刑務所の食事を研究したり・・・、この紙面では書けないようなことも度々してかしてくれ、担任はそのたびごとにびっくりさせられ、彼の後を追いかねばなりません。S子とはまた違う理由で長い期間を施設で過ごし、ようやく分校入学を機にお父さんと二人暮らしできるようになったK男です。60台半ばを超えたお父さんにとって、K男の行動は、理解することも制御することも難しく、担任と一緒に様々な人や機関に謝りに行かねばなりません。そんなK男ですが、「仕方ない奴だ」と言われながらも教員にはけっこう可愛がられていて、長期の休業中も「今日は先生が遊んでやるから学校においで」「正月は先生の家で1日過ごそう」と声をかけられ、大好きな電車を乗り継いでいそいそ出かけていきました。

通常学級で友達の輪に入れず、授業もわからないまま過ごしてきたT男は、養護学校分校に入学したけれど相談機関で障害者手帳を取得できません（発達障害があり、また様々な理由によって学力は低い状態ですが）。「ここはバカの来る学校だ」「お前らはガイジ(ショウガイジ)」と友達を罵倒しながら、結局自分のことも貶めている彼は、小さいときからお母さん、お父さんの温もりを知りません。「こんな学校辞めてやる」と校門を出て行く彼を、何度追いかけたでしょう。彼のやり場のない怒りや嘆きを、横に並んでただただ聞いて「お前も大変だな」と声をかけるしかできない1年間でした。

事情や環境は違っていても、同じように困難な状態に生徒たちは置かれていました。家庭的には恵まれていても、中学校時代にいじめの対象になって心に大き

な傷をおっている生徒も多く、中学時代の同級生がいそうな駅からは絶対に電車に乗らない生徒もいます。もちろん、通常学級や特別支援学級でたくさんの友達と楽しく過ごし、家庭の愛情に恵まれて育ってきた生徒もいて、逆にその「格差」は広がっているように感じました。

3. 自分らしく振る舞う場を見つけて

本校の文化祭に招待されたときのことでした。分校にはない、じゅうたん敷きの音楽室が控え室になっていましたが、誰かが隣の生徒にプロレスの技をかけたのをきっかけに、男子生徒を中心としたプロレス大会が勃発。1時間近くにわたってからみ合い、最後はみんな汗びっしょりになっていました。こんなことがきっかけになって、教室でも叩き合いや、追いかけてあちこちで見られるようになり、まるで小学校低学年の教室のようです。肌と肌を触れ合わせて遊んだことなど、彼らの生活にはなかったのかもしれませんが。そんな幼い姿とともに、放課後や休日に誘い合ってカラオケや映画に行ったり、お互いの家を訪問しあったりする様子も見られるようになりました。授業中に度を越して騒ぐ生徒を、「おい、いいかげんにしとけ」とたしなめる友達。「〇〇が最近いじめられてるみたいだから、HRで話し合ったほうがいいんじゃないか」と言い出す生徒。さっきまで君もずいぶんうさかったよ、と思わないでもないけれど、教員がしかることよりもずっと効き目があります。中学校時代学校を休みがちで、人と口をきくことのなかったというU君が、いまや男子生徒の結びつきの要になっています。

4. 新たな自分の作り直し

様々な問題を抱えながらも、宿泊学習では裸で湯船につかり、ビルメンメンテナンスの授業でポリッシャーの使い方を教えあい、学校から逃げ出す生徒を教員が必死に追っかけ、期末テストの予想外の高得点に有頂天になり・・・そんな普通のことを毎日繰り返し、最近「俺たちがこの学校の主人公だ」という顔をするようになってきました。この学校は生徒を切り捨てない、という暗黙の了解事項が確立され、生徒どうしの関係が広がり、生徒と教員の関係が深まった証拠のように思います。何よりも生徒のこと、家庭のことも受け止め、就職するという目標に追い込んだりせず、楽しい

授業を大事にし、しょっちゅう生徒が職員室にやってくる、そんな当たり前のことが行われていることが何より大事なような気がします。

そんな集団としての高まりが見られる中ですが、一人ひとりの生徒は「行きつ戻りつ」を繰り返して、隣で見ていてハラハラ、ドキドキの日々が続いています。T男は2年1学期の実習でつまづいてしまい、不登校のまま部屋に毎日こもっています。「今は彼自身が自分と、自分の将来ととことん向き合う時期」と保護者と話し合い、月に何回かの家庭訪問以外は黙って見守っています。生活支援センター、少年サポートセンター、隣のクラスの担任、特別講師の先生などなど、自分から電話などを通して様々つながりをつけ、相談をぶつけているK男は、表情に穏やかさが見られるようになった分、体重の増加も著しいものがあります。土日以外に2日間定休日があり、登校しても遅刻ばかりですが、学校は大好きです。下級生ができて大喜びのS子は、お母ちゃんに怒られるのが怖くて家に帰れなくなり、一晩中探し回ったことが何度もありましたが、朝は結局学校に向かってきます。心配しつくしたお母ちゃんがその報告を聞いて、「この子が本当に学校大好きでよかった」と胸をなでおろしている姿に、親の本当の愛情を感じます。

5. 社会科の授業もハラハラ、ドキドキ

「基礎学力」の育成を学校教育目標の第1にあげているたかしな分校では、下記のような日課が組まれ
2009年度2学年 日課表

	月		火		水		木		金	
	1組	2組	1組	2組	1組	2組	1組	2組	1組	2組
1	保健体育		工芸	農園芸	ビルメンテナンス	ガーデンメンテナンス	国語		数学	情報
2	情報	数学	家庭	理科	保健体育		農園芸	工芸	美術	家庭
3	ガーデンメンテナンス	ビルメンテナンス		美術	国語	国語	農園芸		理科	音楽
4	国語	社会	国語	数学	情報	英語	社会	英語	総合的な学習の時間（学年）	
5	英語	社会	国語	数学	情報	英語	社会	英語	LHR	
6	国語	社会	国語	数学	情報	英語	社会	英語	LHR	

※1こま50分授業（高校のチャイムに合わせる）

※斜線は課題別グループ学習（A・B2グループ編成）

※保健体育は1年生と合同、職業はクラス単位

※体育祭は高校と合同、文化祭は平行開催（行き来あり）

ています。

職業（ガーデンメンテナンス、ビルメンテナンス、工芸、農園芸の4種で、1年生では家庭科の代わりにフードデザイン）が8時間あり、国語の週4時間をはじめ、各教科が独立して位置づけられています。他の分校や高等学園より教科の時間が多く、教科の時間のほとんどは課題別のグループ学習で行われています。職業の時間も教科担当はほぼそろっていますが、障害児学校での本格的な教科教育というものに取り組んだことがない教員も多く、毎日が試行錯誤です。私自身、社会科の免許が役立つのは今回が初めてで、1時間の授業に3～4時間の準備が必要です。それでも生徒の認識の力や興味と、こちらがつかませたい、学ばせたいものが中々マッチせず、当初は毎日落ち込んでいました。

中学時代に社会科でどのようなことを学んできたかを、指導要領の写しや支援プランを一人ひとり詳細に見たり、生徒たちに尋ねたりしてみると、通常学級在籍の生徒はもちろん授業としては「地理」「歴史」「公民」の各分野を受けてきていますが、その評価はほとんどCで、「『うるさくするくらいなら寝ててくれ』って言われてた」「何を言っているんだかぜんぜん分からない授業ばかりだった」という生徒が多いようです。障害児学級出身の生徒は、修学旅行にかかわって京都の歴史や文化、交通機関を調べたり、国旗の色塗りや地図帳を使っの国さがししたりがほとんどで、「社会にはとりくまなかった」という学級もあります。

そんな実態からスタートした社会科の授業ですが、授業の工夫をすればするほど生徒たちの目は輝き、逆

にどっかで妥協していい加減な授業になれば、たちまち騒ぎ始めるか、堂々と居眠りを始めるかです。1年で地理的分野、2年で歴史的分野、3年で公民分野という計画で進めていますが、グーグルアースでめぐる世界の国々、街々に目をまん丸にし、ゲームで自分が対決していた人物が実は歴史上の有名人だったことにびっくりし、人類の発生と進化をリアルに解説したDVDに感動して「僕はこういうことが知りたかったんです」とウルウルし・・・そんな反応を見ていると次はもっと感動させてやろうとファイトが湧いてきますが、そんなことは数

えるほどしかありません。「どうやったら一人も眠らせずに授業を終えるか」が第1の目標になってしまい

かねませんが、それでも授業を通じて「文化を伝える」ことの楽しさを私自身が毎回楽しませてもらっています。



6. 卒業・就労はゴールではない

社会構造が大きく変わり、高等学校や高等部卒業後に就労した後、会社や社会、地域に育てられながら「一人前」になっていくという、「遠回り」のゆっくりした自立を望むことが難しい状況にあります。在学中から、「企業で戦力になるために」「周囲に迷惑をかけずに生活するために」必要なことが絶えず求められ、それができない生徒は自己否定感をたっぷりかかえて生きていくことになります。知的障害特別支援学校高等部卒業後の一般就労は25%となっていますが、その3年後に4割が離職しているという現状を踏まえた進路指導が必要です。

障害児に限らず、周囲に支えられながら「自立」していくことが難しくなっている現在の社会状況があります。その中で、さまざまな困難を抱えている生徒たちが、後期中等教育段階で「生きる力」を身につけ、卒業時には立派に「一人前」になっているなどということは難しいことです。そこをゴールとして設定して追い立てていけば、必ず置いていかれてしまう生徒が生まれ、卒業時には何とか路線に乗っていても、就労してからふるい落とされ、さらに深い傷を負って生きていかなければいけない例も出てきます。まさに今、そういった過酷なレースを周囲が作り出し、勝ち負けの勝負に生徒たちを追い込んできているのではないのでしょうか。

それは通常の高校においても同様で、「自己責任」の名の下に「進路変更」という指導が行われ、発達障害などの生徒たちが何のケアもないまま放り出されてしまう例が少なくないと思われます。また障害の重い生徒にとっても、本来の福祉から離れた「応益負担」

という考えで、人間らしく生きていくことが否定的にされ、人に迷惑をかけずに従順に生きていくことを求める教育がはびこってしまう恐れはないのでしょうか。

卒業や就労をゴールとするのではなく、生徒たちそれぞれの「人生の設計図」づくりに寄り添い、「まんざらでもない自分」「かけがえのない自分」を感じられる学校生活を保障していくことが大切です。教育年限の延長や専攻科の増設も大事な課題です。

7. 未来は学校だけでは拓けない

～真の自立のための福祉、労働のあり方

生徒たちの自立に必要な力は、学校教育の中だけで育てられないことは自明のことです。弱まってしまっている社会や地域の力を高める努力とともに、他からの「支配・制約」による「自立」ではなく、自らの意思によって打ち立てられた「自律」をめざして、現在進められている福祉政策、労働政策に大胆に切り込んでいく必要があります。

「障害者自立支援法」を廃止し、障害者が安心して働き、生活できる作業所やケア施設の増設、法定雇用率のアップと大企業への正規雇用の義務付け、各種相談機関の充実、余暇活動への援助等々、要求に基づいた具体的な施策を要求する運動を、保護者、関係者と共に広げて生きたいと思います。

8. 障害児教育の原点に立ち返って

2009年12月、県内の高等学園2校と分校3校が一斉に入学選考試験を行いました。昨年と比べて各学校とも倍率が上がり、全体で100名近い中学生が「不合格」となりました。学科試験に一生懸命取り組む生徒たちのひたむきさや、合格者名簿に自分の名前を見ることができずに泣き出す姿を見ていると、私自身が望みを絶つ側に立った自分を意識せざるを得ませんでした。選抜制の高等部入試によって自己肯定感を失わせられる事態が全国的に生まれ、さらに「100%就労」という学校目標を達成させるために、一部の高等養護学校や高等学園では入学後に「進路変更」という名の「自主退学」を強要する例さえ生まれています。

高等養護学校（高等学園）や高校内分校などは、後期中等教育における多様な場の保障という観点から言えば積極面はあると考えますが、それは競争主義と裏腹な関係におかれてしまい、「15の春は泣かさない」

という運動の成果の中身が問われる時代になっている
と思います。だからこそ今まで積み上げてきた権利と
しての障害児教育、憲法で保障された普通教育として

の障害児教育の原点に立ち返り、さらに深め、広げて
いくことに力を注いでいきたいと思います。

コラム⑤ ろう学校の早期教育・幼稚部教育の充実を求めて 「ねえねえみてみて もっときいて—どんな可能性ものばしてあげたい」

加藤 慶子（坂戸ろう学校分会）

1997 年（H 9 年）「埼玉の盲・ろう乳幼児教育の充
実を求める会」が作ったパンフレットのタイトルです。
会の要請書は①幼稚部 1 学級の子どもの数を 5 名に、
② 1 学級の教員数を 2 名に、③重複学級の認可を、
④教育相談の担当者を当面 2 名に、⑤聴能担当者の配
置を、の 5 項目でした。

他県との比較資料と保護者の声を載せた 19 ページ
の大作で、県の担当者を含め多方面で「これはすごい
ものを・・・」と話題を呼びました。埼玉の盲・ろう乳
幼児教育を、保護者と共に作っていかうとする教師た
ちの強い気持ちが表れていて、今読み返しても励まさ
れますし引き継いでいきたいものです。

それまでの 10 年近い「大宮ろう学校幼稚部ママ奮
闘記メモ」も語り伝えたいものです。

○ '89 年（H 元年）大宮ろう幼稚部に 5 名の重複児
入学（2 担任）。組合の県交渉で訴えるが「国に法
律がないので非常に難しい。」の一言で終わり、そ
の後 3 年同じ回答。

○ '91 年（H 3）3 名の重複児入学。'92 年（H 4 年）
7 名の重複児が入学し幼稚部の半数を占める。
義務教育では重複学級があることから、幼稚部にも
重複学級を認可してもらう取り組みを開始。

①幼稚部として PTA の要望に入れてもらうため
に総会で訴える。②母親教室で定数の学習会③県
交渉に幼稚部の父母、教師で参加し障教部の重点
要求になる。

○ '93 年（H 5）県交渉に続き知事交渉に保護者全
員で参加、訴える。

'94 年（H 6）幼稚部学級定数も 6 人に。
'98 年（H10）幼稚部に重複学級が認可。

○ '94 年（H 6）前年、小学部の学級定数が 7 名か
ら 6 名へ。全国的には小学部だけ実施が多い中で
埼玉県は幼稚部も実施される。（PTA、校長も含め
て学校全体の取り組みの成果）

○ '96 年（H 8）盲・ろう幼稚部 3 校で重複児が増
え、校内操作では解決できない状況の中で「埼玉盲・
ろう乳幼児教育の充実を求める会」を発足。

3 校の幼稚部教員が月 1 回事務局会議を持ち、要望
を請願書にまとめて県議会に提出。2 ヶ月で 5,494 筆
を集め、7 月に 2 回、県議会全会派に要請活動。8 月
には県議会文教委員会を傍聴、3 対 8 で不採択される
も、めげず、12 月の県交渉、知事交渉に 3 校保護者
全員で参加し訴える。

'99 年（H11）の要請書、パンフレットの中身は「ね
えねえみてみて もっときいて—安心して子育てでき
るように」と早期教育中心に変化していきました。

早期教育相談（0 歳から 3 歳）は '77 年（S52）に
1 名県単加配されて以来、子どもが何人増えても校内
操作 2 名で、年間 30 ケース以上の親子を支援してい
ました。「幼稚部は子どもが増えれば先生も増える。早
期教育は定数がないから・・・子ども達の相談時間を減
らすしかない。生まれた県によって格差があるのは情
けない。」と担当者が嘆いていました。

'02 年（H14）新生児聴覚スクリーニング検査モデ
ル事業がスタートし、早期発見後の受け皿として早期
教育相談の必要性が高まりました。

'79 年（S54）は養護学校義務化施行の年はまた、
大宮ろう学校幼稚部に校内操作で重複学級が初めてス
タートした年でもありました。

’03年（H15）のろう学校早期教育相談の県単独加配教員が2名に増員されました。

それから30年、制度が無ければ作るのが幼稚部教育の専門性の一部と思うようになりました。ここまで

ろう学校幼稚部教師にしてくれた子ども達の笑顔や涙、お母さん達の厳しくも優しいことば、同僚達との議論、励ましに感謝しつつ山ほどある課題に向かっていきたいと思います。

コラム⑥ 高等部における訪問教育の実現

長 正晴（和光特別支援学校分会）

1996年度まで、訪問教育の子ども達には、高等部教育が保障されていませんでした。中学部3年生を卒業したら、学校教育から離れなくてはならなかったのです。それが97年度から試行的に「高等部での訪問教育」が実施され、2000年度から制度として正式に運用されるようになったのです。義務制実施から30年を経た今でも、このことは訪問教育制度の大きなトピックと言えます。

訪問のままでは高等部に進学できないとなれば、通学への教育形態変更をしなければなりません。しかし中学部3年生まで訪問で過ごしてきた子どもたちが、高等部になったからといっていきなり通学出来るものかどうか、誰が考えても無理なのは分かり切ったことです。

ある施設の例です。中3まで訪問教育を受けていた女の子がいました。その子は経管栄養に加えて日常的に体調が安定せず、発熱も時折見られましたので、施設や家庭など“生活の場”で教育を受けることが望ましいと思われる子でした。保護者はその子に対する高等部教育を強く希望なさったので施設側もその意を受け入れ、教育形態を変更し、無事入学することが出来ました。

当時は医療的ケアの必要な子どもを学校で安全に受け止める制度（今で言う「医療的ケア体制整備事業」）はありませんから、この子が登校するためには病棟スタッフが同行しなくてはなりません。そのための勤務調整が必要なために登校日が限定されることに加え、本人の体調もなかなか安定せず（「明日は学校だよ」と言われると緊張してお熱を出したりするような子でし

た）なかなか登校出来ません。結局3年間で数十日足らずの出席日数で卒業してゆきました。それしか彼女には選択肢がなかったのです。全国あちこちでこれに類する話がありました。

1979年、養護学校は義務制になったものの、多くの養護学校では小中学部までの教育しか保障されていませんでした。しかし後期中等教育保障を求める声の高まりの中、養護学校高等部設置運動が盛り上がり、全国的に高等部設置が進んでゆきます。その時、訪問対象児までも含めて整備出来れば、問題はその時に解決していたのですが、実際にはそうはなりません。1992年当時の文部省教科調査官は「なぜ訪問教育で高等部が実施されないのか」という問いかけに対し「現在はまだ学校の数が少ないので、出来るだけたくさん養護学校高等部を作り、そこで学校教育を行なっていく方向で考えている。まず土台を整備していくのが先である、と考えている。」と述べています。これが訪問部だけに高等部が整備されなかった要因です。

この発言は、次の2つの意味で矛盾しています。

まず92年当時、埼玉県では養護学校高等部はほぼ全入という状況でした、つまり「土台の整備」は終わっていたにもかかわらず、「訪問だから」という理由だけで認められていませんでした。さらに訪問教育の高等部実施に何も箱ものを準備する必要はなく、論点がすり替わってしまいます。

このような別次元の問題はありましたが、総体として障害の軽い子どもたちの条件整備を先にした結果、訪問の子どもたちが割を食ったと言えるでしょう。

もちろん、全国の担当者達は黙って指をくわえていたわけではありません。あの手この手を使って、高等部相当の教育を保障しようと努力を重ねてきました。学籍を付与せず聴講生というような扱いにしたり、通学部在籍していることにして実際には訪問指導を行ったりしていました。その頃、全国の訪問担当者が集まって高等部についての話をすると「このことはオフレコをお願いします」という言い方がよくなされていました。高等部で訪問教育を実施していることが公になることを望んでいなかった地方がたくさんあったのです。

では当時、訪問の高等部を実施することは違法だったのか、というと全くそうではありませんでした。国会における答弁でも「学校教育法第 71 条によって違法だとは言えない」と文部省は答弁しています。ただ学習指導要領における規定が明確ではないので、公然ということは出来ないという状況だったのです。

ここで改めて、障害の重い子どもたちに後期中等教育が必要な理由を確認しておきます。

まず、重い障害を持つ子どもたちは、新しい力を獲得するのに長い時間を要します。「障害の重い子どもに高等部教育など…」と言われますが、障害が重いからこそ、継続的な関わり・長い教育年限が必要なのだと考えます。たとえ糸のように細くとも、決して途切れることのない関わりこそが求められています。

また、重い障害をもった子どもにとっても 15 歳前後は心身の発達の節目であり、身体の成長も著しく、感覚情緒面でも大変重要な時期です。通学部の生徒がそうであるように、高等部は卒業後の地域生活基盤を

仕上げる時期でもあり、3 年間の教育の有無は子どもたちの将来を大きく左右することになります。

さらに全ての子どもには、等しく教育を受ける権利があります。一般に高校進学率が 100% に近い今日、障害のために通学困難だから後期中等教育が受けられない、という状態は解消すべきでありました。

このような状況に穴を開けたのは、保護者でした。石川県の養護学校で訪問教育を受けている保護者の方々が声を上げたのです。95 年 8 月、全国訪問教育研究会第 8 回埼玉大会で「保護者とともに訪問教育を考える」という分科会が開催されました。そこで石川のお父さんが「全国訪問教育親の会を作り、高等部を実現させましょう」と呼びかけて下さったのが、運動の始まりでした。さっそくその場で親の会が結成され、全国に署名を呼びかけてゆくことが確認されたのです。この運動が直接の契機となり、訪問の高等部は実現することになります。

「親の会」について、象徴的な出来事の一つだけ記します。96 年 4 月、12 万もの署名を携えて文部省を訪問した際、対応した特殊教育課企画官は「（高等部での訪問教育実施まで）10 年かかる」と発言しました。

一連の過程で注目すべきは「発足したばかりの「親の会」がわずか 8 ヶ月で 12 万の署名を集めた」ということと「これが試行実施 1 年前の文科省特教課の認識であった」＝「1 年でその認識をひっくり返させた」ということです。もって「親の会」の運動の激烈さを知ることが出来ます。

97 年 4 月、試行的に 32 都道府県（もちろん埼玉県も含まれています）で訪問高等部が実施され、98 年 4 月からはすべての都道府県で試行実施、さらに 3 年間を経て 2000 年 4 月から本格実施となっていました。



第2部

子どもを主人公とした
授業づくり、学校づくり

子どもを主人公にした授業づくり

知的障害児学校の小学部の実践

小澤 登志江（三郷特別支援学校分会）

1. はじめに

小学部では、学校生活に慣れ、見通しをもって生活することができるようになるということ、大人との共感関係を築くということ、基本的生活習慣を確立すること、という大きな目標がある。養護学校義務制実現当時に比べて、就学前教育は充実し、身辺自立を課題としている子どもばかりではない実態がある。また、以前は小学部には在籍していなかった、話し言葉や書き言葉があり、計算のできる子どもも小学部に在籍するようになり、小学部の授業も様変わりしてきたところもある。

生活年齢が低く、身辺自立の課題があっても、どんなに障害が重くても、集団の中での取り組みや、発達課題をおさえた教科（につながる）の授業を大切にしている。昨今、個別の指導がクローズアップされてきているが、子どもたちは集団の中で、友だちと影響し合いながら学習し成長発達していくものであると考える。また、訓練的で（～ができた）という短絡的な評価の授業ではなく、文化性や芸術性に触れながら、自ら考える力・判断する力・気持ちや要求を伝える力・生活を豊かにする力をつけ、人格づくりをしていくことが大切だと考える。

ここでは、小学部の授業として（1）発達課題別学習の授業＜①知的障害が重たい子の授業実践 ②知的障害が比較的軽い子の授業実践＞（2）集団遊びの授業実践を紹介する。

2. 発達課題別学習の授業

子どもたちの学習集団を、発達課題ごとに大まかに分け、それぞれの発達課題に合わせた授業づくりをし、そのなかで、さらに、個別のねらいを設定して取り組んでいる授業が、発達課題別授業である。週日課では、午前中の1時間を3日間帯状にとって授業をおこなっている。

（1）知的障害の重たい子どもたちの授業実践（ターゲットグループの実践）

1）子どもたちの実態

4年生2人、5年生2人、6年生1人（担当教員3名）
主たる障害は知的障害だが、そのうち、ダウン症の児童、両強度遠視性乱視、両屈折以上弱視の児童、中度難聴の児童、精神運動発達障害を併せもつ児童がいる。

日常生活全般で1対1の指導を必要とする。コミュニケーションの面では発声はほとんどみられない。指示理解については、毎日の繰り返しにより少しずつ理解している児童もいるが、大半が大人からの関わり合いが中心で、興味関心の幅が限られていたり、自分から取り組むことに弱さがみられたりして、集中して活動に取り組むことが難しいなどの課題がある。

2）授業のねらい

- ・さまざまな活動や繰り返しの活動を通して、指示理解の力、模倣の力、楽しむ力をひろげる。
- ・要求を伝えるちから、イメージする力などをひろげ、表現する力をのばす。
- ・いろいろな素材や道具にふれ、道具への関心を高め、手指の操作性を高める。
- ・さまざまな体の使い方を知ることを通して、ボディイメージを高める。

3）実践紹介 『ピョンちゃんと音楽会をしよう！』

①指導目標

- ・繰り返し活動する中で、見通しを持って活動に取り組む。
- ・模倣活動を通じて、大人との1対1のやりとりで、共感関係を深め、模倣する力を育てる。
- ・楽器遊びを通して、自ら活動に向かう力や楽しむ力を育てる。

②授業の展開

- ピョンちゃんからの手紙を児童に前でよく見せ、期待感を持たせる。

○ピョンちゃんが登場し、一人ひとりに声をかけ、興味関心を持たせる。

(ピョンちゃんは教員が変装)

○ピョンちゃんのお家へみんなでつながって出発する。

＜廊下にある椅子に座る。(この間に教室の設置をおこなう)＞

○ピョンちゃんのお家に到着。

○音楽会をする。

- ・楽器の紹介(ツリーチャイム、タンバリン、鈴、メロディベル、トライアングル)

- ・楽器遊び

一人ずつ(自分で楽器を選ぶ、前に出て曲に合わせて楽器遊びをする)

全員で(自分で楽器を選ぶ、みんなと一緒に楽器遊びをする)

- ・片づけ(楽器をかごの中に入れる)

○教室へみんなでつながって帰る。

○ピョンちゃんとさようなら。

授業の構成は、＜始まりの歌＞＜模倣活動＞＜ピョンちゃんのお家で遊ぼう＞＜まとめ＞となっている。

興味関心の幅の狭さや、自分から取り組むことの弱さ、そして集中して活動することの難しさを課題としているグループの子どもたちの実態をふまえて、音楽的な活動内容を取り入れた。その理由として、軽快で楽しい曲が流れると笑顔になったり、楽器に興味を示し意欲的に取り組んだりなど、音楽的な要素が子どもたちの自発的な行動を引き出すひとつの要素となっているからである。これらのことは、自分の思いや要求を人に伝える力や、感情表現を豊かにすることにつながり、子どもたちの表現力や行動力そして持続力をつけていけるのではないかと取り組んだ授業である。

(2) 知的障害が比較的小さい子どもたちの授業実践 (ハートグループ)

1) 子どもたちの実態

4年生1人 5年生2人 6年生1人

(担当教員1人)

4人のうち3人が自閉症の児童。

一語文以上出ていて、自分の要求や気持ちを動作などで伝えることができるが、コミュニケーションの力は弱い。

模倣する力があり、言葉である程度のイメージを持

つことができる。

文字や数への興味が出てきているが、力の幅がある。

2) 授業のねらい

- ・言葉の力を育てていく中で、表現する力、イメージする力、認識する力をつける。

- ・課題に興味関心を示して、意欲的に取り組むことで持続力や集中力を養う。

- ・じっくりと丁寧に取り組むことで、手指の操作力を高める。

- ・楽しく学習しながら友だちとかかわってやりとりを深め、影響しあう。

- ・課題への達成感を味わい、自信をつけていく。

3) 実践紹介『自動車ブーブー たしざんパネル』

①指導目標

- ・パネル絵を楽しく操作しながら、数の概念の理解をすすめる。

- ・パネル絵を楽しく操作しながら、たしざんの意味の理解をすすめる。

- ・パネルに注目し、話の流れを見通す。

- ・パネル絵を見ながら、友だちを意識する。

②授業の展開

○曲に合わせて、10人の友だちパネル絵が登場する。

○何人いるか数をかぞえる。

○歌に合わせて車体に数字が書いてある自動車が登場する。

○順番に、友だちパネル絵から選んで、その数だけ自動車に乗せる。



○友だちが乗った自動車を曲に合わせて楽しく動かす。

○もう1台自動車が登場し、繰り返しおこなう。

○2台の自動車同士の友だちの数をたしざんして

答えを出す。

（パネル上で計算式を示す）

- もう 2 台順番に登場し、たしざんをおこなう。
- 2 回のたしざんで出た答えをもう一度足し算して、大きなバスに友だちパネル絵を乗せる。
- 曲に合わせて、バスのパネル絵を動かす。
- バスは遊園地について、友だちが遊んでいる「ゆうえんち」のパネルを教員が演じる。



授業の構成は、＜リラックス＞＜始まりの歌＞＜あいさつ＞＜プリント学習（なまえ・ことば）＞＜自動車ブーブー たしざんパネル＞＜プリント学習（かず・たしざん・ひきざん）＞＜絵本＞＜終わりのあいさつ＞となっている。

プリント学習だけ、繰り返し繰り返しおこなうことは子どもたちの興味関心と意欲を引き出せないと考え、パネル絵を操作することで、数の概念やたしざんの意味の理解ができるようにと取り組んだ。また、友だちパネル絵は、顔の写真を貼りつけてつくった。グループの子どもたちと担当教員、そして、グループの子どもたちが好きなお友だちの写真を加えて 10 人にした。パネルが始まり、最初に友だちパネル絵が出てきた時から、子どもたちの目はくぎづけであった。車体の数を理解して、好きな友だちパネル絵を選んで自動車に乗せると、どの子も嬉しそうに操作していた。たしざんは、実際に、友だちパネルを数えて正答を確かめた。最後にバスに乗って遊園地に行くというひとつのストーリーを作って、見通しを持ってお話が楽しめるようにと設定した。

3. 集団遊びの授業

時々、クラスをこえて、大きな集団での遊びを展

開しながら、子ども同士の集団づくりをしていく授業を大切にしている。準備も大がかりだし、授業の流れの打ち合わせも綿密におこなう必要があるので、結局、教職員集団づくりも同時にねらえているという授業である。

1) 実践紹介 『新聞紙ジャングル』

①指導目標

- ・みんなと一緒に楽しく活動する。
- ・ワクワクしたりドキドキしたりを友だちと共感しながら活動する。
- ・イメージを膨らませながら、見通しを持って活動する。

②授業の展開

- 探検隊のお姉さんが登場。
- みんな一緒に『無人島ゲーム』をやっていると、ライオンが登場。
- ライオンが残した黄色のテープをたどって、ライオンを探しに行く。
- 途中、船に乗って、ジャングルへ向かう。
- ジャングルに到着。
- 新聞紙ジャングルでは、上から吊るしてある新聞紙をバリバリと破いてライオンを探す。
- ライオンが登場して、みんなを追いかけてます。
- みんなは、新聞紙を丸めてライオンに投げつけて、ライオンを埋める。
- 「ライオンさん！」とライオンを呼ぶとまた起きあがって・・・（繰り返し）
- 最後は安全地帯にあがって、「帰れ！」コールをして、ライオンはふらふらになって帰る。
- 新聞紙を袋に片づけて、また、船に乗ってもとの教室へ戻る。
- 探検隊のお姉さん退場。

3つの教室を使用し、場面転換をしながら授業をすすめる。

1つ目の教室は、最初と最後に使用する。2つ目の教室は、大きいスクリーンが設置してあり、箱車や避難車が前後に大きく動けるホールのような教室を使用する。3つ目の教室は、天井にロープを張り巡らせて、そこからつなげた新聞紙を何枚も垂らして迷路を作ったジャングルにした教室を使用。

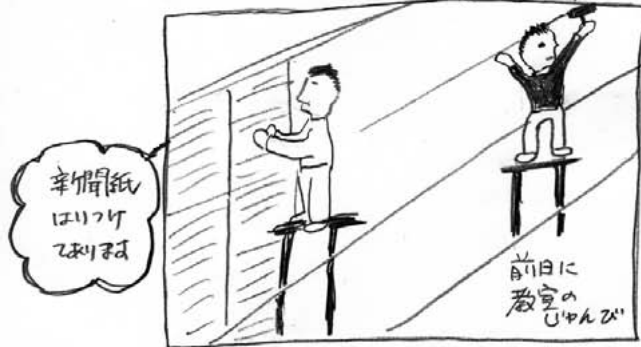
探検隊のお姉さんが授業をリードし、ライオンは教員が入っている着ぐるみ人形である。

子どもたちには、お話の世界に入り込みながら、その世界を十分楽しんでもらいたいと考えておこなった授業である。みんなと一緒に活動する中で、お話の世

界を共有し、一体感を持ってライオンとかかわっていただけるようにと設定した。

新聞紙 ジャングル ～ライオンをさがしにいこう！～

＜流れ＞ スズランテープに新聞紙をのりつけて長いトンネルを作る



1 無人島ゲーム

探検隊のお姉さんです。



2 ボートに乗ってジャングルへ



これがライオンです。

3 ジャングル探検



コラム⑦ 障害児学童保育所作りから作業所作りへ

星野 和俊（元本庄養護学校教諭，あゆみ作業所 所長）

養護学校教育が義務化された年に行田養護学校本庄分校に赴任しました。当時は、障害児教育経験者も少なく、分会が主催して職場内の勉強会を行うとほとんどの方が参加し、西村先生の「発達診断」のテキストを学年ごとに分担して勉強しました。

初年度の夏休みが近づくと親たちから「え、養護学校にも夏休みがあるの？」という声上がり、校長さんの知恵で「プレイルームを開放しましょう」ということになりました。親の悩みによく耳を傾けてくれた校長さんでした。でも実際には「遊んでくれる人がいなければ楽しめない」「みんなと一緒にいい」という声が上がっていました。

そんな中で、「障害児・者とともに歩む会」を親・教員・施設職員・保母などで作りました。遊ぶ会、勉強会、キャンプ、雪遊びと毎月行い、学校を会場に夏祭りも開催するようになりました。「埼玉障害者まつり」に大きく励まされ親たちもわいわいと頑張りました。

1982年から地域の畑を借りて野菜作りを始め「歩む会の畑のトマトだと家の子は食べるンよ」等と話しながら進めました。そうこうしている内に大野英子先生が退職し、野菜作りの仲間に加わり、親たちは話しながら多くのことを学びました。

畑作りの中で、1984年5月9日より学童保育所（水・土）を始めました。当時は、「先生、実はこの子をまだお父さんの実家に連れて行ったことがないのよ」などと小学3年生にもなった子の親から聞かされた時代でした。「友達がほしい」、「もっとのびのび遊ばせたい」というのが切実なねがいでした。

私たちは、親たちと一緒に、10年間続いた国際障害者年記念映画会、コアラマークの入ったエプロンなどのグッズ販売、わかめやストッキング等物資販売をして、中古ワゴン車の購入や施設の建設まで続く財政面での支えのお手伝いをしてきました。学童保育所ができると、夜の運営委員会に参加し子どもの見方や成長についてともに勉強させてもらいました。

1986年4月には、任意団体でしたが、農地の開発も認められ学童保育所を建設しました。1988年4月には念願の学童保育所への県独自の補助金もできました。当時県内3カ所だったと思いますが力を合わせて署名活動を行い、知事への要請はがきはボランティアの大工さんが檜の板のはがきを作ってくれたものでした。これを多数送り、畑和知事（当時）を感激させました。本庄養護学校の和室の部屋を借りて日曜に県へ

の要請の県全域の対策会議を開いたりしてきた努力が報われたものです。4月1日は、隣の増築した山ばと作業所の開所式でもありました。1名の仲間と1名の指導員でのスタートでしたが、「小規模作業所への補助金要項」も大きく変わったときでした。複数の市町村から通うことも可能、10名から補助金支給ということになったのです。「どんぐりの家」の取り組みが大きく県を動かしたのです。それまでは同一市町村に1カ所、しかも他市町村からの利用は認めないというものだったので、養護学校ができ、全県で複数の市町村から通う親たちが力を合わせて作業所づくりに立ち上がっていたのでした。

本庄養護学校区でも、市町村の縛りから市町村ごとの運動にしていこうという流れができはじめていましたが、もう一度小さな力を合わせて作業所作りができると大きな励ましを与えてくれました。一人からでもやる気になれば作業所ができるという山ばと作業所の姿が学区内の各地域に作業所を作るきっかけになったと思います。

この頃から学童保育所に子どもが入れたら母親も仕事をしていきたいというねがいが実現できるようになりました。今では学区内に4カ所の学童保育所がありそれぞれ20名近い子ども達が利用していますから全生徒にたいする学童利用率は相当高くなっているのではないのでしょうか。

一人から始めた私たちの作業所は4カ所80名の仲間になり、地域の作業所も次々とできています。しかし、自立支援法で大きな後退を余儀なくされました。裁判の和解や、政権の自立支援法廃案の流れをさらに確かなものにするため、自己責任、就労中心・工賃倍増一辺倒の流れを変え、障害者の尊厳と豊かな暮らしを保障するものにしていくため、もう一度子ども達の発達を保障し、多様な進路を保障する力を大きな流れにしていかなければならないと思うこの頃です。

残念ながら政府は期待できるものではないことが次第にはっきりしてきました。しかし希望は多くの人が、人権、貧困、医療、福祉、教育、農業、労働、平和等々新しい流れを作る方向で発言をし始め運動も大きく広がろうとしています。

今日（2010年3月24日）は自立支援法裁判のさいたま地裁和解が成立した歴史的な日です。

子どもの発達を保障する教育の流れも大きなものにしていこうではありませんか。

子どもを主人公にした授業づくり

～知的障害児学校の中学部の実践～

田島 八千代（浦和特別支援学校分会）

1. はじめに

中学部の時期は、第二次的徴期を迎え、心身の発達にアンバランスが生じてくる時期であるが、体がしっかりし、課題に向き合い自分でやりきりたいという気持ちや友だちと一緒に活動する楽しさを求めるようになる。

そこで、3年間を見通した生徒の仲間集団づくり、「この学校の中学部でよかった」と思える集団をつくって卒業させたいという願いをもって取り組んできた以下の2つの実践、を報告させていただく。この実践から学ぶこと、生徒の姿から考えたこと、この時期を踏まえて考えたことをまとめ、大切にしたいことについて整理していきたい。

2. 実践報告「みんな大好き“若駒踊り”」

（1）学部集会での取り組み

1）いつ頃、どんな風に取り組まれたか

“若駒踊り”は1991年度の学部集会から取り組みられ、月曜日の朝の運動量確保という面もあったが、そのねらいは、「和太鼓のリズムやまわりの動きを感じて体を動かし、気持ちを解放する」である。これは、学部集会の目的である「学年、クラスを越えた学部全体の大きな集団の中で、お互いの交流を深め、主体的な活動を促す」と密接に関わっている。その後15年以上学部集会で取り組まれている。

2）学部集会の内容

学部全員によって、月曜日の9:50～10:35に月1回程度実施されている。

集会の流れは、①若駒踊り→②歌→③ダンス→④集団ゲーム→⑤評価で、生徒が見通しを持ちやすいように年間通して変えないようにしている。集会の準備や進行は各クラスから選出された集会委員が行っている。

3）集会委員会

集会委員会は、各クラス2～3名、計10数名の委員で構成される。原則として学部集会の前の週の木曜日の13:15～14:00に委員会を開き、集会での役割分担決め、歌、ダンスの決定、ダンス、ゲームの練習などを行っている。

4）生徒の取り組みの様子と変化

若駒踊りの動きとしては、かけ声から始まり、馬を持って、歩く、走る、止まる、ゆっくり歩く、だんだん速く走る、鈴を鳴らす、集まってポーズとかけ声で終わるというもの。5分程の活動で、太鼓のリズムに合わせて、動きは決めてあるものの、生徒の自由な動きや表現は大切にして、教員も安全確保が必要な生徒にはつぐが、それ以外は集団の渦ができるように、一緒に動く。

集会の始めに行うということで、「これから集会がはじまるぞ!」という期待感を持つことができるようで、馬を持って自ら体育館に向う生徒の姿も見られ、「学部集会」というと「若駒踊り」とイメージしている生徒も多く、子どもたちにとって大好きな踊りである。また、2年、3年と続ける中で生徒の成長も大きく、初めは、馬を持ち続けられなかった生徒も、3年生になると堂々と馬を持ち、みんなと一緒に渦の中で楽しむことができるようになっていく。

（2）運動会の取り組み

9月に行われる運動会の種目の一つとして、学部集会で取り組んだ成果を紹介する意味もあり、簡単なストーリー性を持たせながら内容や場面設定を工夫し、発展させて取り組んだ。

1）ねらい

☆イメージを持って楽しく身体で表現する。

☆活動の流れに見通しを持って、取り組む。

☆集団の中で、楽しい雰囲気を感じ、みんなと一緒に動く楽しさを味わう。

2) 大切にしたいこと

- ☆わかりやすいストーリーや場面設定をする.
- ☆教員の見本を効果的に導入し、「あんな風にかっこよく踊りたい!」という意欲を引き出す.
- ☆小道具, 大道具, 音響等を効果的に使用し, イメージを持ちやすいようにする
- ☆生徒が自由に, 伸び伸びと身体を表現できるように, 教員も一緒に楽しみながら踊る. 子どもたちの自然な動きや表現を大切にしていく.
- ☆1回毎の練習も, 生徒が楽しめる内容にする.
(だんだん盛り上げる工夫をする)
- ☆ひとりひとりの今年度のねらい等も確認し, 課題設定等を考える.
- ☆3年生の出番, 障害の重い生徒の活動について考える.

3) 取り組み内容

①夏休みの教員の研修

4月に学部集会が始まる前に一度若駒踊りの流れや動きについて練習するが, 夏休みに本格的に, 荒馬座の準座員をしていた元職員に来てもらい, 「若駒とは」という講義や実際の動きや太鼓の実技研修を行った. このことで, 生徒の前で「かっこうよく踊ってみせる」「教員も生徒と共に踊るを楽しむ」ことができたと思う.

②特設練習

7回の練習で段階を踏んで練習していった.

- (1 h) 体育館で導入として教員の見本の踊り
- (2 h) 体育館で前半部分の動き, 役割発表
- (3 h) グランドで前半の流れを踊ってみる
- (4 h) 体育館で後半(新しい活動)を行う
- (5 h) グランドで前半, 後半流して踊る
- (6 h) グランドで本番通りに流して行う
予行練習・・・本番通りに行う
- (7 h) 部分的な修正を確認しながら行う
(運動会当日) 練習通り伸び伸び踊る

取り組んだ種目の題名としては, 「秋だ! 祭りだ! 若駒だ!」「若駒たちの冒険」「若駒たち白い馬」「若駒たちと獅子」「若駒と龍」などである. 川跳び(スズランテープや青い布), 踊り比べ(シャンシャン踊り, ドーンコ踊り), 山車やのぼり旗を持つ, 獅子や龍の登場などの内容を盛り込んで取り組んだ.

③衣装づくり(オリジナルTシャツづくり)

競技種目が2チームに分かれて行われるのと合わせて赤系と青系にTシャツを染める.

胸や背中マークや模様は, 自由で, 生活グループの「美術」の取り組みとして行った. それぞれオリジナルな素敵な衣装になり, 生徒も愛着を持って着ていたと思う.

④馬が持ち続けられない等の生徒への手だて

馬を軽くしたり, リボンを短くしたりした. また, 斜めがけに体につけたり, 一緒に教員が持って手を添えたりするだけにする. 手首に布をつけ, 教員が馬を持つ等, それぞれの生徒の実態で工夫して担当教員が手だてを考えた.

4) 生徒の様子と変化

練習段階で, 教員の見本をじっとよく見て「自分たちも」という意欲を示したり, 自分なりのポーズを決めたりして満足気に踊り, 良い表情がいっぱいみられた. チームや集団の中で, 自分から動くことができ, 踊りきることへの充実感を持てる生徒も多かった.

2, 3年生は, 重いまといを持ってチームリーダーとして踊ったり, 踊りが大きくなったり, 昨年に比べ, 意欲や動きで成長した様子がみられた. 簡単なストーリーを楽しみ, そのキャラクターに思いを寄せ, 場面における表現に気持ちを込めたりする様子もみられる生徒もいた. それぞれの実態によって, 個別のねらいをもって, 踊りや動きをする場面も設けたので, 本番までに流れがわかって, 楽しめたり, よりかっこいい動きを見せてくれたり, ひとりひとり自分なり若駒表現ができたと思われる.

(3) 修学旅行での民舞集団との交流で

運動会後, 10月に仙台, 松島方面に修学旅行に行く. そのメインの活動として, 地域の民舞踊集団「ほうねん座」との交流がある. そこで, 堂々と自分たちも若駒踊りを発表し, 生徒にとって思い出深いものとなっているようだ.

(4) 卒業式での発表

「卒業生の歩みと決意」の発表の中で, ミニ若駒やまといを卒業制作として作り, 作ったものを実際に持って, 中学部でがんばってきた自分をよい表情で表現した.

(5) まとめ

若駒踊りの教材としての魅力と仲間集団づくり

運動会では, 1997年から10数年取り組まれ, 今も表現種目として行っているが, 中学部の踊りとして

定着し、「中学部にいったら、若駒をやりたい」と思っ
て、小学部から入学してきた1年生も何人かいて、学
部集会の中では、2,3年生がリードしながら、みん
なが集団の雰囲気を楽しんで、自分なりに動き、気持
ちを解放して踊ることができてきた。

中学部研修の中で、「小学部での荒馬踊りの中で子
どもたちは、馬を身につけて自分の動きそのものだけ
を楽しんでいる様子だった。中学部の若駒では、身体
がしっかりしてきて、大人を支えにする生徒も、大人
との距離感があっても、馬に気持ちを寄せて、馬を支
えに友だちと楽しく活動できる姿があり、ダイナミッ
クに動くことを楽しんでいる様子がある。」という意
見があり、2005年度の研修において、中学部らしい
教材として若駒踊りが挙げられ、価値ある題材として
確認された。

また、教員がよりかっこよく、大きな動きで踊るこ
とで、踊りの渦ができ、生徒たちもかっこよく踊りたい
という気持ちが芽生え、楽しく勢いのある雰囲気に
なり、生徒たちの踊りにも影響している。

そして、長年取り組んできていて、生徒にとって自
分たちの若駒という意識があり、「若駒踊り」そのも
のが、中学部の文化として引き継がれているというこ
ともよく、気持ちを委ねてみんなで踊るところに
意義があり、「中学部の仲間集団づくり」という視点
からもよい題材であると確認された。

今後の課題としては、教員がどうこの実践を集団的
に引き継ぐかがであろう。息の長い取り組みを期待し
たい。

3. みんなでつくる劇活動

(1) 文化祭での劇活動のねらい

- ①お話の世界や雰囲気を楽しみ、学習など成果を生
かし、みんなと一緒に自分を表現することを楽し
もう。
- ②自分の役や場面を理解して、見通しを持って取り
組もう。
- ③劇活動を通して、イメージを豊かにし、みんな
でひとつのものを創っていくことの喜びや成就感を
味わう。

(2) 大切にしたい点・配慮点

①について

- ・「国語」の学習や、「音楽」、その他の学習の成果

を具体的に生かし、関連して取り組む等しなが
ら、ひとりひとりの課題にあった活動場面を保
障していく。

- ・題材の選定にあたっては、テーマが中学部の時期
にふさわしいもの、中学部という生活年齢を考
えたもの、また、その年の生徒の実態にあった
ものにする。（特に中3のメンバーの個性にあっ
たもの）
- ・3年生については、最後のステージということも
あり、目立つ場面を設定する。

②について

- ・導入や練習も段階を踏んで行い、効果的な道具や
衣装、音楽も楽しめるようにする。
- ・無理のない範囲での活動を設定し、本番で力が発
揮できるようにする。

③について

- ・劇活動全体のやりとりや練習の中で、ひとつの
ものを創っていくことで、仲間意識を育て、中学
部の集団づくりの視点を持って取り組んでいく。
- ・生徒と共に、教員も楽しく活動する。

(3) 取り組みの実際

「ピーターパン」(2006) の実践

1) 題材について学部みんなで深める

学部会で、その題材のテーマ、原作を大切にしながら
簡単なオリジナル脚本を3年生の生徒を思い浮か
べながら、検討した。テーマを「夢と冒険のおもしろ
さ、楽しさ」と「大人になるってどんなこと?」とした。

2) 特設練習（学部全体での取り組み）

①導入・事前学習

何といても初めてその題材に出会わせることに
はこだわりたい。“授業にもストーリーを持たせ





る”ことを意識して取り組んだ。原作をオリジナル脚本にした内容の紙芝居をプロジェクターに写し、生徒に提示した。

②グループ（チーム）練習

役割場面毎に3つのチームを縦割りで編成し、セリフの言える生徒もそれぞれ分かれるように配慮して練習グループを作った。“たっぷり自分の場面の活動を楽しむ”ことを大切に、テーマソング、踊りなどの活動に見通しを持って、段階を踏んで毎回の練習がどの子どもにとっても楽しいものになるように考えて取り組んだ。

③通し練習

実際のステージで、各チーム毎に活動を見合うことから始めて、後半のセリフのやりとり、からみの部分を通し練習をしながら創っていく。

④映画撮影

A チームの空を飛ぶ場面の撮影をする。

⑤事後学習

ビデオ視聴をして、がんばった姿を確認する。

3) 他教科・領域との関連

①音楽

劇の最後に歌う全員合唱のテーマソングに取り組んだり、劇中のダンス、身体表現「バンブーダンス」にみんなで取り組んだりした。

②国語

たけのこグループ（参考：発達段階【言葉の理解】3歳～9歳【言葉の表現】3歳～7歳）で、テーマ「大人になるってどんなこと？」について考え、発表したものを録音し、劇中に流した。また、事後学習を行い、やってみたい別の役を演じて劇活動を楽しんだ。

そらまめグループ（参考：【言葉の理解】11ヶ月～1歳半【言葉の表現】6ヶ月～1歳半）では、テーマの冒険のおもしろさと「ピーターパン」に出てくる海や海賊などのイメージに関連した題材「船のぼうけん」に取り組んだ。

③学年、生活グループ

紙芝居の読み聞かせ、役の意識づけ等行った。

④美術

背景画に貼る紙づくりを行い、着色した紙を破ったものを貼り付けていき、背景画づくりにみんなで取り組んだ。仕上げは教員が行った。完成したものを練習で紹介し、協力してみんなで作ったことを意識づけた。

⑤学部集会

2学期のお楽しみ会で、「ピーターパン集合ゲーム」（好きな衣装や小道具の一部を選び、それを身に付け、チーム毎に集合し、友だちを誘い合いながら集合できたチームからそのチームの活動ができるというゲーム）を行った。

（4）生徒の様子と変化

ねらいは充分達成され、それぞれの生徒が生き生きと舞台上で自己表現している姿は素晴らしかった。「ピーターパンやったね」と話しかけてくる生徒やテーマソングを覚えていて、口ずさんでいる生徒も多かった。みんなでひとつのものを創り上げることの大切さ、「僕たちは、一緒にがんばってやったよね」という同じ時間を共有し、イメージの世界で楽しんだことは心の財産なのだろうと思った。

（5）まとめ

1) 題材について（ストーリーとテーマ）

【生活年齢と内面への働きかけ】

今まで取り組んだ劇の題材（物語・お話）について少し、生徒の姿と共に考えてみたい。

過去9年間の題材は、主人公が物語の中で考えたり、葛藤したりして自分探しをするような内容、ストーリーになっているものが多い。そして、その年の生徒の気持ちに寄り添い、生徒の内面へ働きかけられたかと思う。それが、内面への成長につながったり、豊かな人格を育んでいたりするのではないと思った。

例をあげると、「アラジンと魔法のランプ」(2000)では、夢や魔法の不思議さ、おもしろさ、異性への興味をテーマとした。Mさんは、認識も高く、簡単な手紙を教員にくれたりする生徒で、あまり、異性への興味・関心を表に表さなかったが、劇で姫を演じた後、学年や学部の集会の場で、「あの子とペアダンスがしたい」と表現できるようになった。

「くるみ割り人形」(2002)でストーリーテラーをとしてがんばったSくんは、高等部に行ってからもこの話しを会った時にしてくれて、大切な思い出として、楽しそうに、語ってくれた。中1の当初は、下を向き、集団が苦手だったSくんだが、自信を持って、高等部のみんなと活動している姿がみられた。

「もりはいきている」(2005)で大臣役のTくんは、自閉症で、こだわりや自分だけの遊びの世界だったが、中学部のリーダーとしての意識が芽生え、劇のテーマ性（自然の美しさや他人への優しい気持ち）を理解する様子がみられ、卒業文集では、ひとりひとりの友だちのよい所を自分なりに書いた文章を残し、障害の重い生徒や言葉のない生徒の行動へのあたたかい眼差しがあり、内面的な成長を感じられた。

「エルマーのぼうけん」(2004)の主演を演じたMくんは、勇気をもつこと、冒険の楽しさのテーマを本人なりに理解し、劇を楽しむと共に、クラスの「亡くなった友だちの分までがんばる」ということを様々な活動の中で示してくれた。

2) テーマソングと曲の選定

【音楽の力と生活年齢】

音楽は目に見えないが、イメージや心を揺さぶる言葉だ。テーマソングが好きになり、活動がスムーズになった自閉症のAくんや知的な障害が重い生徒の姿から、大人の難しいという先入観で曲選びをしないことが大切である。だからこそ、イメージに合うもので、日頃の生徒の趣味や娯楽のジャンルにないものも意識的に文化的刺激として選定したいものだと思う。もちろん生徒の心に響くものでなければならないが。

3) 楽しめる活動の中味づくりと自己表現

【ひとりひとりが輝く舞台に】

発達段階の1歳～1歳半を越えていない生徒にとっても、劇活動が楽しめるものにするために、その生徒が輝ける場面設定を考えた。

「ピーターパン」(2001)では、Iくん、Aさんに妖精役になってもらい、ステージにブランコを設置した。揺れを楽しみ、劇の冒頭として、よい表情でブランコにのり、ネバーランドの楽しさを表現できた。また、幕間を設け、ストーリーテラーの役として、「その頃海賊たちは？」と段ボールで作った毒薬ビンステージの端から端までひとりで落とさないように持って運ぶ活動をひとりでやり切った。

「ピーターパン」(2006)のピーター役のFくんは、衣装を一番の主演といくことで目立つようにし、ラストシーンの「あなたの部屋の窓からもピーターパンが訪ねてくるかもしれませんよ」で、ひとりでスポットを浴び、「ドアを押して自分で前に出てくる場面を演じ、本人も満面の笑顔で、会場から拍手喝采をもらった。

4) 仲間・集団づくり

【中学部の「仲間」意識、教職員の集団づくり】

劇活動の取り組みを振り返って見て感じたのは、生徒にとって劇活動やステージで役を演じることは、教育的にとっても意味深いものでありし、一緒につくっている教員にとっても、それぞれの内面に刻まれ、思い出に残り、その人格を豊かにするものになると思った。だからこそ、共にひとつのものを創っていく中で、共感関係が生まれ、同じ中学部の仲間という意識、集団のまとまりができたと思う。

ひとりひとりの人間が自己表現をし、楽しみを共有する時、そこにある空気や雰囲気はその時限りのもので、「みんなでいいものを創ろう」、「この子が楽しめる活動は何か」、「この子の得意なこと、成長を何とか発表させたい」、「この先生だからこれはやってくれる」等お互いを認め合い、できることを協力し、励ましあって取り組める仲間や集団が生まれたのだと思う。これは、実践していく上で、大切な視点として引き継いでいきたいことである。

また、劇活動そのものが総合的な要素を持っているものであり、関連した教科や日常の教員とのかかわりや活動があってこそその取り組みなのだと思う。

4. おわりに

2つの実践報告をまとめてみて、ひとつのことを友だちと一緒に「やった！」という達成感や成し遂げ感はとても大切だということだ。「若駒踊り」や「劇活動」で「やった！」という自分の満足感が友だちを伴っていることで、まんざらでない自分を発見し、自己肯定感が生まれるのである。そして、さらに、次への期待感を高め、興味・関心の幅を広げ、それがひいては、ひとりひとりの発達の新しい力につながり、個々の世界が広がって、豊かな生活が送れるようになるのではと考えている。

また、「もう大人、でも自信がない。」と揺れ動く生徒の気持ちに寄り添って、この時期に出会わせたい題材を、感性を研ぎ澄まして、私たちも吟味することが大切であると共に、自分の力だけでなく、仲間と力をあわせより良い実践をすることに努力を惜しまないようにしたい。

生徒の姿に学びながら・・・

【参考文献、資料】

「上尾養護学校20周年記念誌」

「上尾養護学校実践報告集 Vol. 20,21,22」

「上尾養護学校中学部学部会 2006 資料」

コラム⑧ 「安心して通いたい」子ども保護者の願いを束ねて —和光養護学校医療的ケアを考える親の会の歩み—

土方 泰子（親の会世話人・所沢おおぞら特別支援学校分会）

【経管栄養は医療行為？】

私達は子どもの姿に学び、子ども達が必要とすることを教育内容とし取りこみ実践を積み上げてきました。「重度重複化」が進んだ80年代半ばの肢体不自由養護学校では、「食べること」「出すこと」そのものが教育の柱となり、摂食指導やリラクゼーションを学びながら日々子ども達と向き合っていました。

そんな時期に、不調な時に口から食事がとれない子が転入してきました。担任は当然のように保護者に教わりながら必要な時には、「経管栄養」を行いました。各校数名程度でしたが、多くの学校で「痰の吸引」やカテーテルを挿入した「導尿」も教員の手で実施されていたのです。しかし、次第に数が増え他県では事故もおこり、「それらの行為は『医療行為』」と指摘され、担任が行うことができなくなってしまいました。

【92年3月：特振協答申への期待】

教職員の増員等保護者と教員が連帯し、教育条件をよくする運動を進めてくるなかで、和光養護でも79年度の養護学校義務制を機に保護者の介助当番をなく

すなど、少しずつでも確かに保護者の負担が軽減されてきました。

しかし「医療行為」が必要な子は、保護者の付き添いが不可欠になり、保護者の負担は増大しました。やむなく訪問教育を選択したり、学校では経口食にしたりするなど教育条件に子どもを合わせる状況も生まれてしまいました。そのことに多くの教員は心を痛めました。反面、設備も研修も整わない中で本当に「保護者でも行えることだから教員も」で安全なのかという危惧も語られました。

その間も周産期医療は進歩し、80年代半ばから在宅でケアできるケースが増加し、この問題は全国の課題となっていきました。埼玉では、埼高教の代表も参加する特殊教育振興協議会から92年3月に「学校生活において医療行為を必要とする児童生徒の教育の在り方について」の答申が出されました。その中では、診療機関の併設や巡回医師の派遣、看護婦の配置、教員研修の充実等が提起され、そのどれもが早急に実現されることを願うものでした。しかし残念ながら、「手引書の作成」以外は具体的な進展がありません。毎年

行う県交渉の場で、答申の実現を訴えても「巡回医師や看護婦の配置は標準法にない」という答弁まで飛び出し、怒りに身体が震えました。

そんな状況が続いていた 96 年 4 月、注入と吸引の必要な M 子さんが入学してきました。

【『医療的ケアを考える親の会』スタート！】

M 子さんの母は手記の中で「通園施設では注入も吸引も看護婦さんがいるので問題なく、母子分離で通園していたことを考えると、学校に入学する時に、訪問教育という道はとても考えられない」と書かれています。覚悟されて通学を選ばれたとはいえ、弟を保育園に預け給食時に毎日来校されるお母さんの負担は大変なものです。一時期は知恵を絞り、訪問看護ステーションの利用までこぎつけたのですが、これも居宅以外は保険の対象にならないことが分かり、利用ができなくなりました。

一度前進したと思ったことがまた振り出しに戻ったことは M 子さんの母にとってはかなり厳しいことだと思います。それでも愚痴もこぼさずに毎日通ってくる姿に、私達担任は焦燥感を感じていました。

丁度そんな時期に、訪問教育の高等部入学が学習指導要領の改訂を待たずに保護者を中心とした運動の力で実現しました。そのニュースにも後押しされ、まずは同じ立場の保護者とその子の担任に「集まってもらおう」ただ待っているのではなく「動いてみよう」と思い、声をかけ合い 98 年 7 月に「親の会」がスタートしました。

【一人の願いが校内へそして全県へ】

集まると知恵と元気が湧いてきます。まずは校内の保護者へアンケートを行い、家庭での「医療的ケア」の状況を把握しました。すると 28% もの家庭で何らかのケアが行われていることがわかりました。「うちの子だけの少数の問題ではないのだ」このことにお母さん方は、さらに力を得ました。時間をやりくりしての活動なので学期に 1, 2 回の集まりですが、「多くの人に関心を持ってもらえるようにパンフレットを作ろう」「全国の状況をつかもう」「研修会で学ぼう」「県への要望書を作ろう」とやるべき課題がみんなのものになり、賛同してくれる仲間の輪も広がっていきました。

全県の肢体不自由児校でもこの問題が大きくなり、全国的には横浜や宮城などの先行的な取り組みもうまわれていました。当時岩槻の小児医療センターに勤務さ

れていた奈良医師が巡回医師を申し出てくださいその協力もあって、2000 年 6 月に、埼特 P 連主催で「医療的ケアと学校教育を考えるシンポジウム」の開催へと運動を広げることができました。

その後、2002 年度から国の雇用創出緊急対策事業を利用し、肢体不自由養護学校への非常勤看護師の配置を柱とした「メディカルサポート事業」が埼玉県ではスタートし、様々な課題はありますが、学校でも「医療的ケア」が受けられる一歩が踏み出せました。

「安心して通いたい」その願いが実現するまでには、まだまだ課題が多いですが、願いを束ねて動く中でこそ一人ひとりの願いは実現していくことを親の会の運動を通して実感しています。



病弱教育の実践

田中 敏雄（岩槻特別支援学校分会）

1. 職員朝会で

筆者の勤務している岩槻特別支援学校の一日の様子は次のようなものである。

8時20分、職員朝会が始まる。連絡の最後に、養護教諭から本日の子どもたちの体調や出欠席の連絡がある。毎朝、養護教諭は職員朝会が始まる前に、各病棟を回って、ナースセンターで体調について情報を書いたメモをもとに話を聞くとともに、子どもたちの様子を観察してくる。

岩槻特別支援学校の子どもたちは、県立小児医療センター隣の学校まで登校する登校学級（一般学級、重複学級）と教員が病室のベッドサイドで授業するベッド学習（訪問学級）に分かれている。しかし、治療の状況で登校学級の子どもが、一日だけベッドでの学習になったり、訪問学級の子どもが、何日か登校したりということが日常的にある。養護教諭からの朝の情報を受けて、朝会終了後、子どもが登校するまでの短い時間に、教員はその日の対応を調整する。養護教諭の連絡を聞くだけでなく、病棟や親からの外泊や治療予定などの情報に担任はいつも気をつけている。学習進度なども年間指導計画や登校学級の教科担当者と確認して大きな違いを生じないようにしている。治療が進み、訪問学級の子どもがほとんど毎日登校するようになったり、退院して自宅から通学するようになったりと登校学級に形態変更をする。

いつも登校のAちゃんが今日は治療の関係でベッドになる。どこのグループで指導するか。「小〇グループに余裕がある。そこに入れよう。」グループが決まるとベッドの授業に当たる先生方に連絡。その先生達は、登校の時の教科の先生と話して、何をやるかを確認する。逆の場合もある。「点滴がとれたからBちゃん、今日は登校していいよ。」医師から登校の指示が出る。「Bちゃんの国語は今、〇〇をやっています。」登校の先生とBちゃんの授業をどうするか確認する。Bちゃんは今日が初めての登校だ、緊張しているかな。保健

室の前まで、ベッドの先生がお出迎え、一緒に教室に行って、朝の会まで付き添い。緊張した顔つき、口数も少ない。登校の先生が一生懸命に話しかけている。少しほぐれたかな。朝の会と一緒に参加する。1時間目が始まる。」登校の先生にお願いして、引き上げる。

2. 登校学級の授業開始（8時40分～）

小学部7学級（1～6年と重複学級）中学部4学級（1～3年と重複学級）の教室がある。岩槻特別支援学校は転出入が多い（在籍期間が1ヶ月未満の子どももいれば数年間になる子どももいる）ので、1学級がまったく0になってしまうときもあれば、10人を超えるときもある。新しい子どもが入ってくるたびに個々の進度の違いなどを確認、調整して教材の準備をしている。

3. ベッド学習の授業開始（10時25分～）

1,2校時が終わる。3校時からがベッド学習（訪問教育）の時間。スーパーの買い物カゴやトートバッグに教科書教材を入れて出かける、一つでは足りなく両手にバッグをさげたり、台車を使ったりする時も。保健室前でマスクをして、手指をアルコール消毒する。清潔でないと病棟には入れない。特に3階の血液腫瘍科の病棟は感染すると非常に危険な状態になる。お母さん達は病棟でくしゃみ一つでもあると「どきっとする」と言っている。病棟に入る前にもう一度石鹸で手洗いをする（岩槻特別支援学校に転勤した人間は最初に、麻疹や水疱瘡などの感染症の抗体検査を行い、抗体のない場合は、校医のところで注射をして免疫をつけるまで病棟には入れない）。

今日の予定の3校時は小Gグループの2年生の算数、4校時は小Hグループの5年生の国語、5校時は小Jグループの1年生の道徳。時間毎に、違う学年、違うグループの子どもの指導をしている。

「おはよう。」あいさつをして、体調を確認したり雑談を少ししたりして、授業に入る。ベッド学習では授業時間ごとに、担当の教員が、授業の様子を、連絡帳に書く。担任には別に保護者あての連絡を書く欄がある。連絡帳の記載は、保護者への連絡であるとともに、交代する教員同士の連携でもある。

登校と学習進度に大きなずれを生じないようにするとはいえ、ベッドの授業は週 15 時間、登校に比べ時間数（24～29.4）は少ない（とはいっても、在宅訪問や肢体不自由校による病弱訪問教育の週 3 回、1 回 2 時間に比べるとずっと多いが）。学習内容の精選や 1 対 1 での指導方法の工夫も要求される。土や生物などは持ち込む時はビニル袋に入れ、ナースセンターで許可をもらう、火を使う実験などはできない（ビデオなどに撮っておく）。また、準備していても、体調が悪く、ほとんど話ばかりの時もある。求めに応じて本を読み聞かせたり、授業が終わるまでそばにすることもある。体調の悪い時に何も言わなくても教師がそばにいる事がその子の支えになる場合もあれば、一人にしておいてほしい時もある。子どもとの関係にもよる。

朝、登校の予定で連絡があっても、ベッドに変更になることもある。「登校を渋っているのだからベッドでできますか」こんな連絡の時もある。本人の体調や気持ちを考え、ベッドでの授業にする。1 時間ベッドで授業をして、教員と話をしていると「登校しようかな」というときもある。また、ベッド学習の連絡でも「本日は検査があります。様子を見てやってください。」ということもある。検査後はお昼までは安静。麻酔が効いていてよく寝ている。午後からの授業に期待して午前中は帰る。

病気の子どもの授業、特にベッドでは、個々の体調や気持ちを配慮し、無理はしない。心の安定を第 1 に置く。日常的に保護者と良く話をしておく。病棟スタッフとの連携も大事だ。話が伝わっていない、同じ問い合わせが何回もあるということがないように基本的には養護教諭が窓口となる。各教員が病棟で聞いた情報も養護教諭に伝えておく。

訪問の学級と学習グループは一致していない。訪問学級は 1 学級 3 名までの在籍だが、ベッド学習は 1 対 1 で行うので、個々の子どもたち対応するためには学級以上のグループを作っておく必要がある。小学部は登校の子どもたちが何日かベッドになった時に臨時に入れるグループを含めベッドの授業グループが 10 以

上ある。なるべく多くの教員が一人一人の子どもに関われるように 1 つの学習グループは、教科別に 6、7 人の教員で組んでいる。そのうちの一人が担任である。各教員は複数のグループの授業を担当する。また、登校の授業も何時間か持っている。登校学級の担任副担任もベッドの授業を何時間かは持っている。一つのグループは通常 1 人の子どもである。2 人になると、1 校時 45 分の授業が一人 20 分ほどやると後はプリントを渡して自習ということになる。それは避けたい。しかし、子どもの数が増えてくると、1 グループに 2 人を配置せざるを得ないことがある（保護者には子どもの数が増えてきた時には半分プリントなど自習になる事を最初に話し了解してもらう）。別の病室の子どもと一緒にしたり、極端な場合、病棟が違う子ども同士で組まざるを得なくなることもある。前述したように岩槻特別支援学校では転出入が非常に多い。また、体調で病室や病棟が変わる事もよくあり、1 グループに複数の子どもをいれなくてはならない場合、当初は同じ部屋の子どもの組になっていたもちがってしまうこともある。グループの組み替えは保護者にとっても不安な材料であり、途中でのグループの組み替えはできるだけしないようにしている。学期の始まりなど、きりのいい時に子どもの状況を見て行うことはある。

グループの中に担任を入れるようにしているが、訪問の 1 学級は 3 人までなので、各グループには担任となった教員を入れるようにしているので、どのグループに入れるか苦慮する場合もある。2009 年度は各グループ 1 名でやれるときが多かったが、2008 年度は各グループ 2 名になってしまうことが多かった。朝会の連絡で、急にベッドになった子どもがいる場合、その日だけという時は、ベッドの子どもが登校になる、検査や外泊などがあり、あいたグループがある場合はそのグループに入れて対応する。全グループがいっぱいだったり、連続して何日も登校学級の子どもがベッド学習になったりする場合は、前述の臨時のグループで対応する。

4. お昼当番

お昼、ほとんどの子どもは病棟に戻って昼食を取る。子どもたちを病棟に送る教員、ベッドの授業からもどってくる教員、生徒会室にお弁当を持って向かう教員。週に 1 回のお弁当当番。自宅から通学の子どもたちと一緒に食事をする。

退院後も地元校にすぐ復帰できない子どももいる。健常児と一緒に活動できるほど体力がもどっていない子ども、治療で抜けた髪の毛がまだ生えていない、食事制限があるなどである。そういった子どもたちは保護者の送り迎えで、本校にしばらく通うことになる。時期はその子によって様々である。教員は交代でお弁当当番をする。昼食後、まだ時間がある。ゲームをしたり、お話しをしたりして時間を過ごす。午後の登校時間になる少し前に、各教室に子どもたちを連れて行き、担当の先生と交代する。職員室に戻り、午後の授業に出発する。

5. 放課後

会議もない時に、病棟に行って、面会に来た保護者と話をしたり、保護者がまだ来ていないときには、子どもの求めに応じて一緒に遊んだりすることもある。子ども同士で遊んでいたりと、保育士さんや他の職種の人が関わっていたりする時は、さらっと話しかける程度の時もある。

Cちゃんは、お母さんが仕事で夜にならないと来られない。一人でお絵かきをしている。他の子どもたちはお母さんが来ているのに寂しそうな様子。「ウノやる?」「やりたい」、好きなゲームや本を持って行って対応することもある。そのまま遊んでいるとお母さんがやってきた。短い時間だが、お母さんと話をして帰る。お母さんも一人で寂しい思いをしていないか気になっている。

子どもによっては上記のような対応も取る。

子どもとの関わりで留意している事は、無理に頑張らせない。子どもたちは日々病氣と闘っている。何も言わなくても頑張っている。気持ちが弱っているときにさらに「頑張れ」は本人が受け入れられる状況ではない。見守るだけでも大事である。また、安易に家庭のことや病氣のことを尋ねない。本人が親や兄弟のことを気にしている場合、病氣のことについて触れてほしくない場合などが考えられる。

気をつけなくてはならないのは、病棟は子どもたちの生活の場であり、子どもたちの不安感や寂しさに対応しなくてはならない場合もあるが、彼らが望まないのに入り込みすぎて、気づかぬままにプライバシーを侵害したり、他職種の関わりを妨げたりすることがあっては

ならないということである。また、病棟には様々の職種の人が仕事をしており、それぞれがどのような仕事をしているかを理解し、意図せず、じゃまにならないようにすることである。

6. 病弱教育の対象

岩槻特別支援学校の1日は、今述べたようなものである。しかし、病弱教育の現場は、医療機関との関係により学校ごとに様々である。病弱教育の対象範囲は広い。それは医療機関との関係で様々である。

1. 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のもの
2. 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のもの

学校教育法施行令第22条の3では、病弱虚弱教育の対象を

とある。これは、入院や通院などで医療機関に関わりのある全ての子が対象になりうるということである。一般学校の普通学級の子ども、特別支援学級の子ども、他の特別支援学校の子どもでも入院などして医療との関わりが多くなった場合には、病弱教育機関がかかわることになる。様々な教育機関の狭間の教育とも言える。病弱特別支援学校やいわゆる院内学級など医療機関に隣接している事が多い病弱教育機関ではその病院にどのような診療科があるかで、対象児が決まってくる。また、病院でなくても情緒障害短期入所施設などの子が対象の場合もある。病弱教育対象児の疾患種は図1のように多様である。また、医療の進歩により変遷している。

(図1)

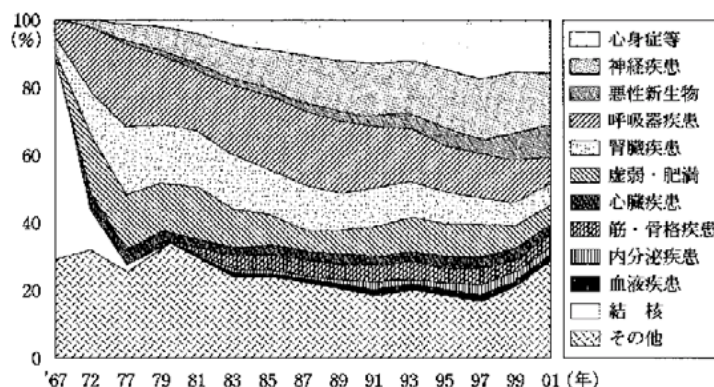


図1-1 病弱教育対象児童・生徒の疾患種の推移(山口, 2004)

当初多かった結核は 1960 年代後半になると急速に減少し、替わって喘息、腎臓病などの一般慢性疾患が増えてきた。近年は悪性新生物（小児がん）や心身症等が増えている。また、疾患により違いはあるが全体に入院期間も短縮している。また、小児がんなどは退院後も療養が必要であり、地元校への登校が可能になるまで一定期間かかることもある。

埼玉県内には、2 校の病弱特別支援学校があるが、本校は、埼玉県立小児医療センターに入院通院している様々な病気の子も達が在籍している。主なものに血液腫瘍科、整形外科、循環器科、感染免疫科、総合診療科、腎臓科、脳外科、形成外科、皮膚科、神経科、脳神経外科などがある。一人ひとりの病気の種類や程度が多様である。在籍期間が短い子が多い等の特徴がある。一例をあげると筆者は 2010 年 3 月は訪問学級で 2 名の小学生を担当しているが、その 2 人を担任したのは 10 月からである。2009 年度筆者が担任した子どもは 8 名である。短い場合は 1 ヶ月未満の場合もあった。表 2 は本校の疾患種の変遷である。開校当初は多かった腎臓疾患が減って、血液疾患が増えている。

（表 2）

＜開校以来の児童生徒の疾患＞ 5 月 1 日現在

	S58	S63	H5	H10	H15	H20
心臓系	2	3	1	0	2	3
腎臓系	5	20	15	12	2	2
血液系	3	8	23	20	24	24
精神・神経系	3	2	0	1	1	*8
内分泌系	11	0	1	1	0	0
整形外科系	1	10	5	4	4	3
脳外科系	0	1	3	3	3	3
感染・免疫系	0	5	3	8	8	5
その他	3	3	1	4	3	4
合計	28	52	52	53	47	52

*伊奈訪問部

もう一つの蓮田特別支援学校に在籍しているのは、重症心身障害児、筋ジストロフィー症児である。比較的長期の子どもが多い。最高時には 250 名以上在籍おり、その 3 分の 1 は喘息児だったが、現在、喘息は入院しないで治療するのが一般的になっており、在籍児は 30 名程度に激減している。全国的にも病弱特別支援学校の児童生徒の在籍者数は 1979 年（昭和 54 年）の養護学校義務制をピークに減っている。文部科

学省調査では 1979 年 8,313 名の在籍者が、2006 年は 4,190 名。その間、医療の進歩等により長期入院児が減少している。学校教育法施行令 22 条の 3 に規定する就学基準でも以前は「6 ヶ月以上の医療及び生活規制」とあったのが、6 ヶ月という期間がはずされ、長期と変えている。筆者の学校のように 1 ヶ月程度の入院から受け入れている学校が多い。一方で数年間在籍する子どももいる。入院期間が短縮し、病気の種類も多様化する中で、「特別支援学校（病弱）単独校は、筋ジストロフィーや重症心身障害児に特化した学校以外は、通学生の受け入れや病弱教育部として他障害との併置校に移行する傾向」（小児看護 2007. 10 月号 西牧謙吾、滝川国芳）である。2012 年には蓮田特別支援学校も病弱と肢体不自由併置の学校になる。

病弱教育機関には病弱特別支援学校、院内学級、訪問教育などがある。教育条件や施設が一番整っているのが病弱特別支援学校である。同じ病気で入院しているか、毎日、普通校と同じ授業時間が保障されている場合と、週 3 回 1 回 2 時間程度の訪問教育では大きな違いがある。入院している病院で教育格差が生じているというのも問題である。ましてや、これまで教育と関わってこなかった病院に入院した場合は、教育保障がされないという問題もある。

7. 病弱教育の意義

現代の治療は、病気の子どもを中心に直接医療に係わるメディカル、医療以外に係わるコメディカルが協力するチーム医療である。病気の子どもの QOL を高めるための総合的なケアをトータル・ケアという。病気であっても充実した日常生活を送ることができるようにする。教育もトータル・ケアの一翼を担うものと言え、医療との連携が不可欠である。

これまでの研究で、病をかかえている子どもたちは健常児に比べ 2 倍 3 倍の心理的問題が生じやすいと言われている。入院児についてはさらに疾患の予後への不安に加え、治療上必要な行動制約、親元を離れての生活、社会的刺激に乏しい環境等に起因するいわゆる「入院ストレス」（Holaday, 1994）によるマイナスの影響が子どもたちに及ぶ事が懸念されている。さらに、その入院ストレスが治療効果に影響を及ぼすことや、退院後の日常生活にまで影響を与えてしまうような発達上の障害を子どもたちのうちに残してし

まうことも指摘されている（小笠原ら，1989；松井1995）。※1

病気の子どもにとっての教育の意義について、1994年12月の文部省病気療養児の教育に関する調査研究協力者会議の審議のまとめでは以下の5点が打ち出されている。

- ①学習の遅れの補完と学力保障。
- ②積極性・自主性・社会性の育成
- ③心理的安定への寄与
- ④病気に対する自己管理能力の育成
- ⑤治療上の効果

これらから言えることは、病気であっても子どもは日々成長する存在であり、健康な子どもにあたえられるものは可能な限り病気の子どもにもあたえられなくてはならない。入院していても教育がかかわることで社会生活と日常生活の継続が図られる。これは、病気が治って地元へ戻っていく上でも大切なことである。また、ストレスの軽減を図り、子どもの発達を援助する場である。医療側も教育が治療効果によい影響をあたえることを理解している。

子どもが入院するということは、本人だけでなく家族の危機でもある。それまでの生活が激変する。入院期間が長期になればなるほど家族関係にゆがみを生じやすい。特に母親の負担は大きく、母親を支えることが入院している子どもにとっても大切である。保護者と直接話をする時間を持てるように工夫することが重要である。母親は、他の兄弟の生活の変化による精神的安定、周囲の人々との関係など様々な問題を感じている。孤立させないようにさせてあげる事が何よりである。また、病気の子どもの兄弟は、両親の関心が病気の子どもに行くので寂しい思いをしがちである。兄弟は病棟には入れない。病棟の入り口で小さい子が一人きりで待っている事や点滴をしたお兄ちゃんが病棟の中で、弟が外にいてガラスのドア越しに話しているのを見る時もある。直接的に兄弟に関わることは難しいにしてもそういうつらい思いをしている兄弟がいるという事を頭に置いておきたい。トータル・ケアは①ケアの対象は病気の子どもとその家族である。②病気の寛解・治癒だけをめざすのではなく、病気の子どもと家族のQOLの向上をめざすケアである。※2

8. 地元校復帰に向けて

多くの子どもたちは治療が終了すると、地元の学校

へ戻っていく。そのときの医療と教育とのつなぎの役割が病弱特別支援学校には求められる。岩槻では血液腫瘍科など特に配慮を要する子どもの場合、四者面談（①医療、看護②保護者、本人③地元校管理職、養護教諭、担任等④特別支援学校管理職、養護教諭、担任、コーディネーター）を行う。

担任は事前に保護者と話し、地元校に知ってほしい事、注意してほしい事などを整理しておく。病気の事をどの程度まで他の子どもたちに知らせるか。他の子どもと同じように活動できない事をどう理解してもらうか。容貌の変化（頭髪など）をからかわれないか。本人も親も心配はつきない。その場では、聞きたい事が聞けなかったり、思いがうまく言えなかったりする事がないよう、また、後でも安心して相談できるように病弱校の教員が仲立ちをする。

9. 病弱教育の課題

様々な課題があり、全部は述べられないがいくつかの課題を指摘しておく。

文科省のデータでは近年、毎年学級数が増えてきている院内学級も学級数と在籍者数を比べると5月1日時点では1学級1～2名のところが多くあることが類推される。また、病弱特別支援学校や院内学級が隣接していない病院に入院した場合、埼玉県では協力病院においては肢体不自由の学校から訪問教育ができることになっているが、制度が周知されていない。病弱特別支援学校との連携などまだ不十分な状況にある。

医療の進歩で入院が短期化し、慢性疾患を抱えている子どもたちの大多数は一般校に通学している。この子どもたちの多くは通常学級に在籍している。その子どもたちが学校で服薬をすることへの心理的負担、治療による容貌の変化、給食で食べられないものがあること、清掃ができないことがあること、学校行事の参加の仕方など精神面と健康面のフォロー、階段の昇降など施設設備面のフォロー等々学校生活を送るときの配慮と周囲の理解、欠席がしばらく続いてしまったり、入院をしてしまったりしたときの対応をどのようにするかなどの特別な配慮が考えられなければならない。病弱特別支援学校のセンター的機能をどう発展させていくかが問われている。

慢性疾患児は入退院を短期間で繰り返すこともある。県内では蓮田特別支援学校を除いて高等部はない短期入院児の多い岩槻特別支援学校には高等部がな

い。院内学級，病院内訪問教育も小中までである。病気は小中で治るわけではない。大人になっても病気とつきあっていかなければならないこともある。慢性疾患の子どもの進路保障も課題である。

入院している子どもの多くが乳幼児である，人間の成長発達を鑑みる時，幼児期をどのように過ごすかは重要である。埼玉県立小児医療センターには医療保育士が配置されている。また，近年，チャイルドライフ

スペシャリストなどの専門職も増えてきているが，役割分担なども含めて連携していく必要がある。

※ 1 谷口明子 長期入院児の心理と教育的援助
(2009 東京大学出版)

※ 2 谷川弘治キーワードブック障害児教育
(2005 クリエイツかもがわ P186)

コラム⑨ 障害児学童保育設立運動

横須賀 弘之 (久喜特別支援学校分会)

1995 年 12 月 15 日 上尾養護学校（現上尾特別支援学校）在籍の児童・生徒を対象とした，障害児学童保育室バナナキッズが誕生しました。当時，上尾養護学校では，毎年夏休み期間中に地域懇談会が開催され，上尾市，桶川市，伊奈町（学区）に別れ，保護者と教職員の懇談会が開かれていました。

その中で，毎年必ず話題に上るのが「学童保育がほしい」ということでした。しかし，学童を作りたいと呼びかけると，なかなか保護者が集まりませんでした。

1995 年の地域懇談会でも同じ話題が出ましたが，今度は，ぜひ設立したいという強い思いを持った保護者が集まり，さっそく学習会，他の障害児学童保室の見学，資金集めのバザー，埼高教と県の交渉に参加。また，上尾市障害者（児）の生活と権利を守る上尾市民の会と上尾市との対市交渉，県連協，市連協への要請，

そして大事な建物探し。本当に様々な運動を展開してきました。

上尾養護分会として，保護者の運動をサポートしたのが，田中吉忠教諭（現川越特別支援学校）と横須賀（現久喜特別支援学校）の 2 名を中心に，当時の分会員をはじめ，全職員が，学童作りに協力していただきました。もちろん他校の分会からも，催し物があると，模擬店に参加したら，と声をかけていただき参加させていただきました。このときの販売した物がチョコバナナです。今もチョコバナナは続いています。それが「バナナキッズ」という名前の由来にもなりました。

夏休みは，公園を利用した遊ぶ会を実

バナナキッズの看板
作／町田弘子教諭
(現行田特別支援学校)



施，学童保育の基本理念「放課後や長期休業中の子どもたちの生活を豊かにしたい」には、「どうしても母親と2人で生活することが多くなってしまう。そんな生活をもっと豊かにさせたい」という設立当時の保護者の願いがこもっています。そうした理念で立ち上げ、2学期からは校舎内の教室を借りて、放課後保育が始まりました。

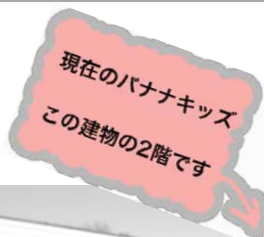
保育には保護者も交代であたりましたが、専属の指導員として、長年上尾市の保育運動に携わっていた方が快く指導員として引き受けていただいたことが大きな成果でした。

難航していた建物のも学校近くで見つけることができました。このときの建物補修費用を上尾市社会福祉協議会に全面的にバックアップしていただいたことも、正式開所に向けた大きな力となりました。

そして、12月15日、上尾養護学校のほとんどの職員も駆けつけ、盛大に開所式が開かれました。本当にあわただしかった夏から冬への出来事でした。

1996年4月からは、正式に県と市、町からの補助も受けられるようになりました。しかし、運営面では、金銭的な課題が大きく、バザー、物品販売、対市交渉を続けた結果、毎年のように、市単独補助（家賃補助、送迎補助、1人親対策）などが受けられるようになりました。次の課題は、指導員へ給与や社会保障をどうするか、という問題でした。社会保険（雇用保険含む）に登録し、その資金集めとして、現在でも、バサーや物品販売に取り組んでいます。上尾養護学校教職員には夏と冬にボーナスカンパで協力していただきました。

また、建物の問題としては老朽化に加え、毎年夏になると鴨川の洪水で床下、床上浸水という問題があり、早く新しい建物が必要でした。毎年、上尾市との交渉

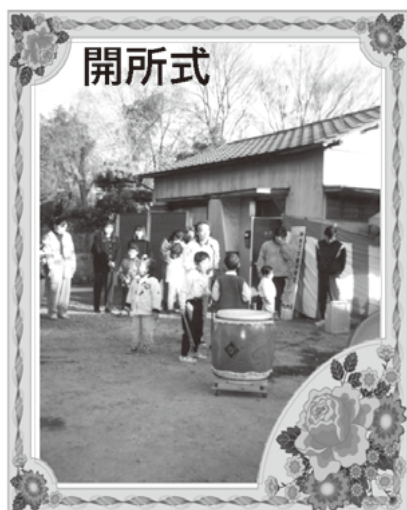


の柱として、建物のことについて要求してきましたが、なかなか実現に至りませんでした。2010年4月開校の上尾かしの木特別支援学校の敷地内の建物（上尾市所有）に移ることができ、15年目にして要求が実現することになりました。

1995年当時、県内6番目の障害児学童として生まれ、今現在子ども数は約4倍の数になっています。しかし、まだまだ、運営面、指導員の社会保障、給与保障など、課題は、たくさん残っています。また、市によって異なる補助金（単独補助）地域間格差もあります。学童保育は常に運動体です。もちろん保護者が主体的に動いていかなくてもはなりません。運動の方向性を導くには、やはり、埼高教の仲間がしっかり保護者を支えていくことが、今後も大事であると考えています。

私が上尾養護を離れて丸7年になり、設立当時の子どもたちもすでに高等部を卒業していますが、今現在も、バナナキッズのバザーでは、チョコバナナを作り続けています。

(チョコバナナ作り 15年)



バナナキッズ

詩／曲 横須賀 弘之

そびえたつ大きな樹 風の子が走ってく
光あふれる 不思議な力
わんぱくで生意気だけど 優しさもあるのさ
いつもそばにいるのは そう友だちだから
空に届け ぼくらの夢 雲に届けぼくらの声
すてきな仲間いっぱい ぼくらのバナナキッズ

丘に咲くハルジオン 春の風やさしいよ
タンポポの綿毛が 大空飛んでゆく
今日のおやつにかな 焼きそばお好み焼き
いつも ゆかいな お兄さん お姉さん
空に届け ぼくらの夢 雲に届けぼくらの声
楽しい仲間いっぱい ぼくらのバナナキッズ

空に届け ぼくらの夢 雲に届けぼくらの声
すてきな仲間いっぱい ぼくらのバナナキッズ

高等部の「国語」の授業

読むことを中心に

新井 真由美（川越特別支援学校分会）

1. はじめに

「特別支援教育」への転換や学習指導要領の改訂に伴い、「自立活動」の時間や、高等部では「職業教育」の必要性が強調されており、職場でも「もっと個別学習を」とか「作業の時間が足りない」といった様々な意見がある。生徒の実態もここ数年変化してきているように感じる。特に認識の高い生徒ほど集団に適応できなかったり、精神的に不安定だったりする子が増えてきており、これまでの授業の進め方ではうまくいかない場面が出てきている。

今後、学習指導要領改訂に合わせて教育課程の見直しや学習集団のあり方等の議論が各学校でされるであろう。生徒個々の発達や障害に応じた指導という視点はとても大切であり、働く力をつけることも必要である。それは、これまでもこれからも大事にしたいことだ。しかし一方で、これまでのやり方を“古いやり方”とし、“これからは”と新しいことをしなければならぬような雰囲気にも疑問を感じている。とはいっても、高等部の教育課程がどうあるべきか、どういう学習集団で、どういう授業をするのがよいのか、自分の中でも整理ができていないというのが正直なところである。

そこで、まずはこれまでの自分の実践を振り返り、その中で大事にしてきたことや生徒が成長する中で感じたことなどをまとめることから始めようと思いレポートにした。

2. 埼玉県立上尾養護学校（現：上尾別支援学校）高等部教育課程の特徴

（「平成 20 年度学校公開資料」より抜粋）

（1）教科学習（課題別学習）・・・すべての子どもに、教科、教科につながる学習の保障を

「わかる力を基礎に自信を育て、自ら生活を豊かに

していく力をつける」ことを目標に、「国語」「数学」「美術」「家庭」「理科」「社会」「保健体育」「音楽」などの教科学習に取り組んでいます。

各教科の指導にあたっては、個々の課題に迫れるよう「課題別グループ」を編成して授業に取り組んでいます。（※「音楽」「保健体育」の体育の分野については、学年集団で取り組んでいます。）

（2）作業学習・進路学習・現場実習・・・労働の大切さを知り、自分の将来を考える力を

「見通しを持って取り組む力」「基礎的な技術」「仲間と協力して取り組む力」「集中・意欲の持続」「労働意欲」「社会生活に必要なコミュニケーション」の向上を目標に、週 4 単位時間作業学習に取り組んでいます。生徒の意欲・希望をもとに、6 つの作業種（木工・窯業・布工芸・紙工芸・革工芸・農園芸）を編成し取り組んでいます。

また、自分に適した進路について考える力をつけるため、進路の学習、職場見学、現場実習等の学習に取り組んでいます。

（3）自治活動・・・生徒会活動によって社会（集団）の中で豊かに生きる力の充実を

基本的な生活習慣の確立や健康な身体づくりなどを基礎に、集団の一員として自覚や規律を持って、社会の中で豊かに生きる力をつけることを目指し、行事に向けた学習（生活単元学習）や HR、生徒会活動などに取り組んでいます。

（4）スポーツ・文化的活動・・・豊かに生き生きと生活できる力を

様々な文化を吸収し、心身ともに健康で、自ら生活を豊かにしていく力をつけることを目標に、各教科、チャレンジタイム、部活動、各行事等の様々な活動に取り組んでいます。

3. 私の国語の授業 ～「読む」ことを中心に～

現任校は3校目だが、偶然にも今まで高等部のMiddleグループの国語を担当することが続いている。「話し言葉を豊かにし、書き言葉につながる力をつける時期」の生徒たちである。

障害児学校に初めて赴任した時、それまで障害児教育を全く学んでこなかった私は“教科書がない”ことに戸惑い、授業で何をすればいいか皆目見当がつかなかった。しかも高等部では、課題別学習の担当教員は複数でチームは組んでいても、教科担当を決め、授業計画は担当に委ねられることが多いので、参考文献を読み漁り、図書館に通い、教材探し、アイデア探しに必死だった。そんな中、国語の授業で最初に取り組み始めたのが「詩」である。

(1) 詩の群読

これまで担当したグループの生徒たちは、ひらがなの視写がやっとな子から小学校3年くらいまでの漢字の読み書きができる子までと実態に幅はあれど、一様に文字を書くことはでき、座学による学習態度も身についていた。生徒たちはプリントを渡すと、条件反射のように氏名を書き始める。中には印刷されている字をなぞることにこだわっていた生徒もいた。そこでまずは「書くことより子どもたちの声が飛び交う授業がしたい」と感じ、そんな思いから長年取り組んできたのが詩の群読である。

私が選ぶ詩のポイントは、ひとつはリズム感のよい詩、もうひとつは擬態語・擬音語などを使った言葉の響きが面白い詩である。まず私が読んで聞かせ、笑いがおこればこちらのもの。読んでいて子どもも私も面白い詩を選ぶようにした。

詩の良いところは、なにより文が短いということである。最初の赴任校で担当した他動傾向のH君。文字がたくさんあるとどこを読んでいるのか分からなくなってしまうからであろう。初めはなかなか読みたがらなかった。ところが、詩は一行が短いし、友達と分担をすればなおさら。苦手意識の強いH君でもチャレンジできる。いつもは集中できなくなるとじっとしてられないH君が、一生懸命目で文字を追いつつ読む真剣な顔を今でも覚えている。落ち着いて読めるようになると、話す言葉も豊かになった。何かというと「しらねえ」が口癖だったH君が、彼なりの言葉で状況や

気持ちをちゃんとと言えるようになっていった。

“群読”というスタイルにもこだわった。まず自分の読む場所が分かっていないといけないうし、全体を聞いていないと前の人に続けない。昨年度まで担当していた自閉症のA君。日常でも全体指示の理解はやや難しく、個別に声かけが必要な生徒である。1年生の時は自分の読む場所、友達の読む場所が意識できず、STにボンと肩を叩かれると、とんでもないところを読み始めることもしばしば。ところが、繰り返し取り組む中で自分の読む場所を意識し、友だちと声が繋がるようになった。

昨年度まで担当していたグループは3年間、授業の最初の10分、毎時間詩を読んだ。「声を出して読む」ことは、それだけでも「自分を表現する」「心を開放する」ことだと、取り組む中で感じるようになった。

ダウン症のT君。仲の良い友達とふざけたりする時は大きな声も出るのだが、いざ改まった場面になると言葉が出ず、また出たとしても息だけの声で話す生徒だった。発音も不明瞭なので話しても伝わらない、そんな経験の蓄積がなおさら話すことを躊躇させていたのかもしれない。そんなT君なので、自分の気持ちや予想と違う活動になるとすぐに固まってしまう。一時間動かなかったこともしばしば。『自分の気持ちを表現できるようになる』『集団の中で自分の持っている力を出せるようになる』。お母さんとも話し合って決めたT君の指導目標だった。

始めは蚊のなくような声で指し示した文字をやっと読んでいたT君。それが2年生にもなるとみんなと声を合わせて、息ではなくしっかりした声で読めることが増えていった。学習の繰り返しというだけでなく、グループの友達や担任と安心できる関係ができたこと、国語の授業だけでなく、様々な学習や行事、部活動などを経験する中で自信がついてきたことも大きな要因だったと思う。＜資料1＞

ある日の連絡帳にはこんなことが書いてあった。「夕飯の食卓で、いつものように小学生の妹が学校のことを話していると、負けじと言葉を挟んでくるT。そこで“Tは何が楽しかったの？”と聞くと“掃除！！”。妹は掃除なんて楽しいはずがないと不思議そうでしたが、Tにとっては友達とやることなら掃除までも楽しいんですね。」家でも学校でも自分から色々話をするようになり、語彙も増え、固まることもほとんどなくなった頃のエピソードである。3年生になると詩の

朗読では、指で文字を追ってあげなくても、“声”で読めるようになった。最後の運動会では、全校の代表として朝礼台の上でラジオ体操を披露し、卒業を祝う全校集会では、息ではない“声”で思い出を発表するまでに。そんなT君の堂々たる姿に学年担任一同、感動したものである。

中学校時代は大人数の障害児学級の中で周りについていくのがやっとだったというT君。「まだまだ成長するんですね。」というお母さんの言葉が印象に残っている。T君に一番つきたい力をおさえ、国語の時間では何を大切にするか、他の授業では、と3年間を通して学年担任みんなで大事にしてきたことがT君の成長に繋がったのだと思う。

（2）絵本を読む

私は本屋や図書館の児童文学コーナーが好きだ。色とりどりの絵本を見ているだけで楽しくなる。絵本に限らず本との出会いは、私たちの生活を豊かにしてくれるものである。「生徒たちの声が飛び交う授業がしたい」という思いと共に、「詩や絵本といった“文化”を伝えたい」というのも、題材選びで大事にしてきたことだったと思う。

T君のグループでは、2年生の時に『ともだちや』（内田麟太郎作、降谷なな絵／偕成者）の朗読に取り組んだ。最初は登場する動物たちの台詞を、その場面を考えながら読むことから始めた。「ひそひそごえ」とってどういうことだろう？」「“こごえ”で読んでみよう」「じゃあ、“こえをはりあげて”読むとどうなる？」等々。力加減が難しいA君は“ひそひそごえ”に苦戦。T君や、長い息を吐くことが難しいYさんは、“こえをはりあげて”に苦労しながらも、予想以上に子どもたちは楽しみながら場面に合わせて読むことができた。こうして何度かみんなで読んだ後は役を決め、小道具や動きも加えながら台詞のやりとりをした。

最後に感想文ならぬ「感想絵」も描いた。日記は毎日の宿題、行事の後には必ず作文を書くようにしていたが、「こう思った」とか「こう感じた」という気持ちを文章にして表現するのはまだ難しい生徒もいたからである。オオカミ役だった演技派のI君は、最初キツネとオオカミがトランプをしている場面を迷わず描いた。ところが描き終えてしばらくした後、突然「あっ、大事なものを忘れた！」と、慌てて別の紙にミニカーを描き出した。ミニカーはオオカミが友情の印としてキツネにあげた宝物、物語の中で重要なアイテムであ

る。声に出して読むことだけを繰り返した授業でしたが、台詞を読むだけでなく、ちゃんとオオカミの気持ちを“読み取って”いたのだと感心し、また嬉しくもなった。＜資料2＞

（3）説明文を読む

詩や絵本の朗読は、「声に出して読む」ことをねらいとしているが、「読み取る」ことをねらいとして取り上げたのが、説明文である。説明文というと難易度の高い学習だと思われるが、日常生活の中で生徒たちが目にしているであろう、工作の作り方や、料理のレシピを読むという授業である。＜資料3＞

昨年度はホットケーキ作りをした。視野が狭いI君は、読むときも目をぐっと近づけて読む生徒である。入学当初、お母さんからは「あまり見えていない」と聞いていたのだが、一緒に学習していく中で、見えていないのではなく、興味の問題だなと感じるようになった。一年生からの学習の積み重ねにより読むことにも意欲的になったI君なので、ホットケーキ作りは一人で挑戦させることにした。紙に穴が開いてしまうのではないかと思うくらい真剣にレシピを読んでいくI君。そのため他の子よりふた工程くらい遅れてしまうのだが、こちらもそこはぐっと我慢。ところが、材料を全部ボウルに入れた後、生地を手で混ぜ始めた時にはさすがにストップをかけた。確かにプリントには「ボウルに入れ、まぜる」としか書いてなかった。ホットケーキ作りは初めてではない。たぶん普通の調理実習では、目の前にある泡だて器かおたまを使ったことだろうが、真剣に読んだからこそ、その通りにかき混ぜたI君に「そうだね。何で混ぜるって書いてないよね。」と逆に誉めてしまった。

ちなみに、家庭科の授業も含めて調理をした後は、「家でもつくろう」とレシピを渡して宿題にすることもある。「自分でできた」という満足だけでなく、それを家族に食べてもらって「おいしかったよ」と言ってもらえる喜びを感じる（社会的評価を得る）ことも、高等部では大事にしたいことである。

国語には「読む力」「書く力」「話す力」「聞く力」があるが、私は指導案等には「読みたいと思う力」「書きたいと思う力」「話したいと思う力」と書く。ホットケーキを作りたいと思えば「読もう」とするし、読んだら出来たという経験が「まずは自分で読んでやってみよう」という気持ちにつながるはずである。読みたいと思う好奇心を持っていること、話したい、書き

たいと思う思い出がたくさんあること、そして伝えたいと思う人がたくさんいること。それが卒業後も続いていく大切な力であると思っている。

3. まとめと今後の課題

ダウン症のT君は、隔月でST指導を受けていた。担任も同席し、“大きな声”を視覚的に意識すること、“まみむめも”や濁音、半濁音の発音を意識すること、なるべくワンフレーズで読める単語を増やすこと、などのアドバイスを受け、詩を選ぶ時の参考にもした。こうした専門家のアドバイスはとても参考になる。また、言語指導だけでなく、からだの指導や、カウンセリング、ソーシャルスキルトレーニング等、生徒の課題に応じて個別にじっくり関わる時間もほしいと最近特に感じている。しかし、T君が“声”に出して読めるようになったのは、大好きな友だちと一緒に学習していたからこそだったと思っている。

《資料1》

ハクシ ン！し ゃぼ んだ ま	なん だ　　なん だる　　なん だるな	こぶ た　　みつ けた　　まる いもの	しろ くて　　ツル ツル　　いい におい	おお きな　　おく ちで　　ムシ ャ　　パッ クン	おか しじ ゃな かつ た　　わあ にが い	ごく り　　ごく ごく　　ごく ごく	こぶ た　　あわ てて　　みず のんだ	びつ くり　　ブク ブク　　あわ がでた	おは な　　むず むず　　ハッ クシ ョン	フワ フワ とび だす　　しゃ ぼん だま
-----------------------------	------------------------------	------------------------------	-------------------------------	---------------------------------------	--	-----------------------------	------------------------------	-------------------------------	-----------------------------------	--------------------------------------

また、「作業学習の時間が足りない」という意見もあり、「高等部になって今さら勉強しても」という人さえいる。しかし、働く力とは知識や技術の習得だけではないはずである。色々なことに興味を持つこと、考えること、感じること、人とつながること、そして思い出をたくさん持っていることも“働き続ける”ためには大事なことだと思う。

多くの生徒にとって最後の学生生活である高等部だからこそ、教科や行事、自治活動等、多様な学習活動を多様な集団で取り組むことが大事なのだと、今回レポートを書きながら改めて感じた。

今「特別支援教育」の名のもと、様々なことが変わっていく時期なのかもしれない。しかし、冒頭でも述べたように“これからは”と全てを変える必要もないと思う。とはいえ現状は、パソコンに向かう時間が増える一方で、こうしたことをじっくり議論する時間も雰囲気も残念ながらなくなってきている。これまで大事にしてきたことは何だったのかを再認識し、その上で、生徒たちにつけさせたい力や伝えたいことをしっかり時間をかけて議論し合い、整理していくことが大事ではないかと思う。

人がクシャミをすると大喜びで真似をするT君。この詩を見つけた時には「これだ!」と思いました。まだ、一年生の頃だったので、息の声でやっとなでいたT君ですが、「ハクシオン」のところだけは大きな声。しかも名演技でした。

全	2	1	5	4	全	1	5	4	3	全	5	4	3	2	全	4	3	2	1
ぴょん	あしたの	とうとう	とぶのが	かえるの	ぴょん	とんでる	とぶのが	かえるの	かえるの	ぴょん	しんかん	つぎは	とぶのが	かえるの	ぴょん	それから	はじめに	とぶのが	かえるの
ぴょん	ほうへ	きょう	だいす	のびよん	ぴょん	ひこう	だいす	のびよん	のびよん	ぴょん	せんも	じどう	だいす	のびよん	ぴょん	とうさん	かあさん	だいす	のびよん
ぴょん	えち	うを	き	とびこ	ぴょん	きとび	き	とびこ	とびこ	ぴょん	とびこ	しゃと	き	とびこ	ぴょん	とびこ	とびこ	き	とびこ
ぴょん	や	とびこ	え	えて	ぴょん	こえて	こえて	こえて	こえて	ぴょん	こえて	こえて	こえて	こえて	ぴょん	こえて	こえて	こえて	こえて

2年生の時に読んだ詩の一つ。生徒たちは好きな番号を選びます。「全」マークは全員で読むところ。T君もこの頃はもうちゃんとした声で読めるようになりました。さらに「全」のところをみんなと一緒に声を合わせて読めるようになったのもこの頃でした。

《資料 2》



オオカミとキツネがトランプで遊んでいるところ



「大事なものを忘れた」と言って描いたミニカー

《資料 3》

国語 説明文③

むしパンのつくり方

《材料》

むしパンの粉 50グラム

水 大さじ 2はい

レーズン 適量

《用意するもの》

ボール あわ立て器 アルミカップ スプーン

計量スプーン（大さじ） むし器

《つくり方》

- ① まず、むしパンの粉を50グラムはかり、ボールに入れます。
- ② そこに、水を 大さじ2はい 入れます。
- ③ あわ立て器で よくかきまぜます。
- ④ それを スプーンで アルミカップに流しこみ、レーズンをのせます。
- ⑤ むし器に入れ、15分間むしたら できあがり。

コラム⑩ すべての子らに教育の保障を ～そのねがいは今も～

角田 敏子（元寄居養護学校教諭）

私は2年前に熊谷養護学校を定年退職した後、念願だった福祉の現場に職を得た。「重症心身障害者施設」で暮らす方たちの年齢は10歳から76歳。いつも私に「おばさん！」と呼びかけてくれるのは私と同年、団塊の世代の方である。教育を受ける機会を一度も持つことなく生きてきたのであろうその方の人生を想うと、言いようのない思いにかられ、かける言葉探しをしてしまう自分がある。そんな時、就学免除制度が撤廃され、30周年を迎えたことに心からの喜びと感慨を覚えるのである。

さて、私の教員生活の中で、とりわけ忘れられない出来事と言えば、“寄居養護学校存続運動”であった。4年半の存続運動をまとめた『心に刻む』という名の冊子は、今も私生きる指針となって、いつも手元にある。

存続運動は、平成12年3月9日の埼玉新聞のトップ記事「寄居こども病院、廃院へ」報道で始まった。寄居養護学校の児童生徒は隣接する県立寄居こども病院に入院して、病気を治療しながら学校生活を送っていた。医療との連携のもとで教育を受ける、それが病弱養護学校であった。「特別支援学校」と名前が変わった今、医療と教育はしっかりつながっているのだろうか。気になる。

県は、財政難を理由に敗因を決め、新聞報道という一方的な形で、私たちに通告してきた。事実、病院は翌平成13年3月になくなった。昨年、「政権交代」と共に「事業仕分け」という単語が流行語となったが、埼玉県は9年も前に容赦のない事業仕分けを行ったのであった。そして、次には“学校がなくなる”，にわかには信じ難い事であった。保護者からの「先生たち

はいいですよ、転勤すればいいんだから。うちの子たちは行き場がなくなるんですよ。」という言葉に突き動かされた。

それから始まった「寄居」を存続させるためにやった事は、全てが“初めて”の事ばかりであった。まずは署名運動に、父母、教職員が心を一つにした。お母さんたちの行動は力強かった。地域の祭やスーパーでのぼり旗を立てて署名を集めた。合計 19,000 筆の署名を県に提出した。また知事、教育長あてに計 6,000 枚のはがきによる要請もした。

県庁記者クラブでの記者会見、保護者の必死の訴えに、各紙が一斉に記事にしてくれた。

そして 10 月の定例県議会で日本共産党議員が寄居養護学校の存続問題について、一般質問してくださり、土屋知事（当時）から「当面存続」の回答を引き出した時には、みんなで手を取り合って喜びあったのであった。

病院が民間病院に移譲された後も、私たちは何とか 2 年間は学校の灯をともし続けた。存続の条件を病院入院児だけでなく、通院児も可とする県条例の改正も認めさせた。学閥の異動がかなわない生徒も、私たちは引き受け続けた。

私たちは確信があった。その頃、出会った子どもたちは、LD、ADHD、拒食症、過食症、いじめによる不登校等々、様々な心の病気を抱えていた。（私は心の病気という表現は正しくないと思っている）私たち教師はみんなで遠慮のない議論をして、関わり方、寄り添い方を見出しながら、子どもたち向き合った。子どもたちは着実に少しずつ自分の殻を破っていった。だから確信を持って引き受け続けた。当時、月 1 回、埼玉医科大学の精神科医、臨床心理士お方々との学習会がそれを支えてくれたことは、本当にありがたいことであった。

平成 16 年 3 月、とうとう埼玉県で最も古く歴史をもった「埼玉県立寄居養護学校」は閉校となった。最後に残った小学生 2 名は他の養護学校へ転校となった。

今、病弱児のための特別支援学校は、岩槻と蓮田の 2 校となった。それに加えて伊奈町に岩槻の分教室、嵐山町に東松山の分教室ができた。

医学の進歩で精神疾患の分野も、発達障がいに関する分野も様々なことが解明されてきている。病気の治療も長い入院生活を余儀なくされる難病の子どもたちから、入退院を繰り返しながら治療をしている子ども

たちと多様さを増しているのが「今」である。

教育の場はどこでもよい。特別支援学校でも、院内学級でも、その他どこでもよい。医療としっかり連携した形で教育が保障されることを切に願っている。

病弱教育の充実を

寄居養護 保護者ら 会を発足、署名開始

県立寄居養護学校の存続活動をしてきた保護者や教員らは二十七日、新たに「埼玉の病弱教育の充実をめざす会」を立ち上げる。同会はこれまでの取り組みを生かし、ケアを必要とする子どもを持つ父母の相談を受け付けたり、病弱教育の体制

を整えるための署名活動を展開する。県立寄居養護学校は隣接する県立子ども病院が二〇〇一年に廃止されたことで存続が議論されて

いる。保護者や教員ら約百五十人は存続を求める活動を続けてきた。しかし、同校は本年度から児

埼玉
8/27

る。その一方で、県内で病気のため学校を年間三十日以上欠席する小中学生は千六百八十人（〇二年度、県教育局調べ）もいるのが現状。「めざす会」を立ち上げる養護学校教諭の小沢道夫さんは「寄居養護はなくなってしまう

うが、病気だったり、心のケアを必要としている子どもはまだまだたくさん」と指摘する。このため同会は、県が〇六年度に思春期病棟を新設する県立精神医療センター（北足立郡伊奈町）に教育施設も設置するよう要望する方針だ。

同会の初集会は、二十七日午後一時半から伊奈町の県民活動総合センターで開かれ、全国病弱教育研究会事務局の新井英靖・茨城大学講師が「病弱教育の現状と課題」をテーマに講演する。問い合わせは埼玉県高等学校教職員組合（☎048・

寄宿舎の実践

障害児教育部 寄宿舎委員会（※）

1. はじめに

埼玉には障害児学校が 32 校あり，そのうち 5 校に寄宿舎があります．養護学校が義務化する以前からあった寄宿舎は 4 校で，義務制と同じ 1979 年に開設された寄宿舎は 1 校です．

盲学校 （1925 年開舎）
大宮ろう学校（1952 年開舎）
坂戸ろう学校（1958 年開舎）
熊谷養護学校（肢体）（1967 年開舎）
越谷養護学校（肢体）（1979 年開舎）

障害児学校寄宿舎の法的根拠は，次の通りです．

学校教育法の第 73 条の 2〔寄宿舎〕盲学校，聾学校及び養護学校には，寄宿舎を設けなければならない．ただし，特別の事情のあるときは，これを設けないことができる．

第 73 条の 3〔寮母〕寄宿舎を設ける盲学校，聾学校及び養護学校には，寮母を置かなければならない．寮母は，寄宿舎における児童，生徒又は幼児の養育に従事する．

2002 年の 4 月に学校教育法の改正があり，職名が「寮母」から「寄宿舎指導員」となりました．そして，職務内容の養育が日常生活上の世話及び生活指導に変更されました．さらに，2006 年に学校教育法の一部改正で，養護学校が「特別支援学校」へと改正されました．なお，本原稿については，各寄宿舎のある学校を旧の学校名等で表記してあります．

寄宿舎はもともと遠距離による就学保障のために設置されました．しかし，養護学校義務制実施後，障害の重い子どもたちを受けとめ実践する中で教育的な位置づけが大きくなりました．また，様々な家庭の事情による子どもたちも受けとめてきました．

今日，寄宿舎は子どもたちの発達や保護者のニーズにとってなくてはならないところとなっています．

養護学校義務制から 30 年経過しましたが，埼



玉 5 校の各寄宿舎の教育実践を報告して，寄宿舎の意義・役割について述べていきたいと思います．

2. どんなに障害の重い子どもたちも学校へ ～ 79 義務制実施に重い子を受け入れて～

盲学校

79 年養護学校義務制実施の前年の 3 学期，盲学校寄宿舎では大論議が起こりました．義務制実施にあたり，それまで就学猶予・免除されていた視覚に障害がある子どもたちは他の障害を併せ持っていても盲学校に入学させたいと，学校の教員から話がありました．当時，県内には養護学校は数えるほどしかなく，盲学校には寄宿舎が設置されていて，寄宿舎を利用すれば全県から入学することができるので，ぜひ寄宿舎で受けとめてほしいということでした．

当時の寄宿舎には 100 名を越える舎生が入舎していました．この中には重複障害の生徒も入舎していて寄宿舎の職員の中から，「障害の重い生徒がこれ以上入ってきたら，今，いる生徒の指導ができない」「昼と夜を間違えている子どもを受け入れたら，夜中に起き出して他の生徒を起こしてしまうのではないか」「施設・設備面も不十分で受け入れられない」などとマイナス面を強調し受け入れに猛反対の意見がでました．寄宿舎では，組合の仲間で集まり会議を何回も開いてこのことを話し合いました．そして①子どもの就学権を保障する．②寄宿舎で受け入れないと通学できないのなら受け入れていく．③職員不足や施設・設備の不備は受け入れながら県に改善の要望をしていく．この 3 点を確認して，寄宿舎の会議に提案しました．しかし，反対している先生の気持ちは強く，これ以上受け入れたら自分たちの身体を壊してしまう



と言われ、話し合いは平行線が続き、ひとつにまとめきれないまま学校の職員会議で話し合われることになりました。

職員会議でも受け入れる、受け入れは難しいと平行線が続きました。夜8時を過ぎ結論を出さなければならなくなり、とにかく子どもの就学保障を第一に考えていくこと、寄宿舍だけでなく学校全体で受け入れていくことを職員会議で確認し、入舎3条件「①通学困難、②家庭の事情による入舎、③教育的に必要な生徒の入舎」を決定しました。障害の重い生徒は③に該当するということで受け入れが決まりました。職員不足については、学校全体で体制を作り学校職員が毎日3名ずつ放課後15時30分から17時15分の約2時間寄宿舍に応援に入ることになりました。（これは職員会議よりも優先する）

さらに、舎監は週1泊し寄宿舍職員と同じように生徒の生活指導に当たることが確認されました。寄宿舍職員も自分たちの勤務を子どもの生活に合わせ、早番は朝7時から、遅番は夜8時まで勤務することを決めました。

そして迎えた79年4月、それまで就学免除・猶予されていた過年齢の重度重複児が複数入学・入舎してきました。寝たきりだった子、新しい靴（それまで外で歩いたことがなかった）を買ってきた子、おむつとほ乳瓶（牛乳しか飲まない）を持ってきた子、12歳でも幼児の身長しかなく歩けない子どもなど障害の程度は様々でした。

しかし、受け入れたものの、私たちはこの子たちをどう指導していったらいいのかかわからず試行錯誤の毎日でした。学部の先生と連携しながら、子どもを24時間丸ごととらえる。食事、排泄、睡眠といった生活基盤を整える。そのためには放課後身体をいっぱい動かし、夜はぐっすり眠れるようにする。毎日の生活の繰り返しの中で、洗面、着替え、入浴などの生活動作を覚えていく。これらを話し合い確認しながら一緒に取り組んできました。また、月曜日から土曜日までの一週間の生活の見通しが持てるように、曜日別に、本読み、手指を使った遊び、歌声、お茶会などを行い、金曜日のお茶会をやったらお家に帰れるというような週単位で見通しが持てるようにしてきました。

それまで在宅だった子どもが教育を受けることにより、少しずつ成長していく姿を見て、入舎に反対していた先生方も「入舎させて良かったね」と言ってくれるようになり子どもの見方も変わってきて、子どもの

成長を寄宿舍職員全員で喜び合うことができるようになりました。

教育条件整備の運動も組合を中心に取り組み、少しずつ改善されてきました。義務制から30年、当時入舎した生徒たちは作業所や入所施設で元気に生活しています。毎年夏に行われる「卒業生の集い」に元気な顔を見せてくれ、近況報告を知らせてくれています。このように、79養護学校義務制実施にあたり、障害の重い子どもたちを受け入れ就学権を保障してきた寄宿舍の意義・役割は大きいです。



3. 子どもたちの生活と発達を支える寄宿舍

大宮ろう学校

ここ数年、大宮ろうの寄宿舍では家庭の事情などによる緊急入舎が増えています。

A子（女子）は中学部重複学級の1年生。お母さんが病気で入院するため寄宿舍に入舎してきました。小学部の時に体験入舎をしたこともあり、また同じクラスの友だちも入舎しているので不安もなく初めての宿泊を迎えました。A子はデフファミリー（両親ともに聴覚障害）で一人っ子。お母さんは入院している間心配で、携帯メールでA子に連絡をしていましたが、お母さんの心配をよそにA子は友だちとの遊びやおしゃべりを楽しんで生活していました。

お母さんは退院後「寄宿舍でみてもらい自分も安心して入院できた。普段は一人で過ごすことが多いが寄宿舍には話せる友だちがいて本人にとっても楽しい1ヶ月だった」と話してくれました。A子は今、家から元気に通学していますが学校で会うとにこにこしながら手を振ってくれます。

B男（男子）は中学部一般学級の3年生。今年度の2学期はじめに学担から緊急入舎の希望が出されました。父親のDVが原因で母親が離婚、急遽家に移り母親は働きはじめましたが、経済的にも厳しい状況がありました。寄宿舍に入舎して安心した生活を送らせたという学担や母親の願いを受けとめ、本人の気持ちも聞いたうえで早速入舎となりました。初めは表情が暗く一人でマンガを読んでいることが多かったB男でしたが、しだいに同級生や部活の先輩と話しをするようになり表情も明るくなっていきました。母親に本人が寄宿舍で落ち着いて生活していることを話すと、子どもの話だけでなく厳しい家庭の状況なども率直に話

してくれました。母親は聞いてもらえるだけでも気持ちが軽くなると言っていました。

B 男は思春期まっただなか，心の悩みがつきないうえに厳しい家庭環境が加わり精神的に不安定になりがちでした。しかし，安全で安心できる生活と共感しあえる仲間がいる寄宿舎は，今の B 男にとってなくてはならない大切な場です。

2つの事例をあげましたが，他に緊急入舎の理由としては母親の出産や，保護者の精神的疾患による養育困難などがあげられます。現在入舎している子どもたちの家庭状況をみると，一人親が多く厳しい社会状況のなかで子どもを育てにくい環境になっていることがうかがえます。さらに今日的な社会状況である「貧困」が深刻な事態をうみだしています。

本校でも家庭では満足に食べることさえ難しい子，土日や長期休業中にお風呂にも入れない子がいます。そして，そのことが子どもたちの生活に直接影響し発達を脅かしています。例えば生活リズムを崩し，遅刻が多かったり不登校になっていたという理由で寄宿舎に入ってくるケースも増えています。

寄宿舎に入舎してくる理由は様々ですが，子どもたちは生活と仲間がいる寄宿舎で人として大きく成長していく姿を見せてくれます。また，同じ障害をもった仲間たちと出会い共に生活するなかでお互いに障害認識を深めています。ろう学校では子どもたち同士が通じ合えるコミュニケーションを通して自己肯定感を育てています。

さらに，現在，大宮ろうには，聴覚障害の寄宿舎指導員が入り子どもたちの気持ちを深く受けとめられるようになりました。そして，子どもたちにとって良いモデルになっています。

寄宿舎は単に子どもたちの就学を保障するのみならず，子どもたちの生活を支え発達を促す教育的な役割を果たす場として今日ますます求められています。



4. 子どもたちは生活の主人公

～自治活動と太鼓サークル「こばと会」～

坂戸ろう学校

本校の寄宿舎は，聴覚障害の子どもたちの就学保障のために昭和 33（1958）年に開舎し，50 年以上の歴史があります。本校では，1977 年頃から自治活動と太鼓サークル「こばと会」が一体化しながら，生活教育の中心的な役割を果たしてきています。

今から 30 数年前，1977 年頃の寄宿舎の子どもたちは，自分たちの生活についての考えを聞かれると「わからない」「仕方がない」「頭からっぽ」など 3つの答えしか返ってきませんでした。

また，自己主張もできず職員のいいなりの生活を過ごしがちでした。さらに，職員の言うことを素直に聞かない子どもは，反抗していると取られてしまい生活全般的に良いか悪いかで判断されることが多かったです。

2010 年の今日ではほとんど聞かなくなった言葉ですが，当時の状態は障害があることを理由に健聴者の言うことを素直に聞くことを良いとした「愛される障害者像」そのものでした。

このような状況を「なんとかしたい！」と着任して数年目の若い寄宿舎指導員が中心となって奮起し，子どもたちにゆさぶりをかけながら，子どもたちによる，子どもたちのための真の自治活動を始めました。子どもたちに自分たちの生活が，どのようになると楽しいのか，生活しやすいのかと要望を聞くと，朝の掃除を夜に変更し，「朝はゆっくり起きたい」とか，「部活の後に短時間の買い物に行きたい」，施設設備の改善に伴い「自分の部屋の机で勉強したい」などでした。

これらの要望は，今日では当たり前のことですが，日課などを変えるにあたり寄宿舎指導員集団内では，さまざまな葛藤がありました。例えば，「夜やっていた掃除を夕食後にやってしまったら，朝起きてから何をするのか」とか，「勉強を自分の部屋でやるようになると学習の様子が把握できなくなるので心配である」など，職員間で率直な意見がぶつかり合いました。

この結論として，最終的には子どもたちにとっての生活を第一に考えました。職員間での論議と並行して，子どもたちが自分たちの生活について話し合う舎生会（学校でいうと生徒会にあたる会議）の内容を改善してきました。舎生会に出された生活の要望を寄宿舎の職員会議に報告して検討し，子どもたちに返すように

してきました。

このように自治活動の歴史は、子どもたちが生き生きとした生活の主人公になるための大元をつくってきました。子どもたちを主体とした自治活動と並行して、1977年の7月に和太鼓サークル「こぼと会」が誕生しました。

きっかけは、寄宿舎で毎年行われていた盆踊り大会で、地域のけやき座の方が叩くおはやしを見て「自分たちも叩いてみたいな。でも、耳が聞こえなくてはダメかな。でも叩いてみたいな！」という子どもたちの声や強い願いから生まれました。

音を体で感じることでできる太鼓は、聴覚障害児にも良いと知り、願いを叶えていくことになりましたが、他の寄宿舎ではあまり例がなく指導にも不安がありました。

指導者には、地域の高校の松田史大先生（故）にお願いしました。最初は太鼓もなく、空き缶や古タイヤを使い、パチは廃品を利用しました。

サークル名は、埼玉県の上「しらこぼと」にちなんで「こぼと会」とつけました。

私たちは、子どもたちが太鼓を叩く楽しさはもちろんのこと、その活動を通して自分のことは自分です、また、子どもたち同士で協力することの大切さ、他人のことを思いやる広い心を育てたいと教育的配慮を持って進めてきました。

発足後、30数年が経過する中で子どもたちは太鼓が大好きになりました。また、校内の体育祭や文化祭を始め埼玉県内外での太鼓発表の機会を得ることができるようになり、坂戸ろう寄宿舎といえば「和太鼓」と言われるほどになりました。

子どもたちの願いから誕生したサークルですが、和太鼓の取り組みを通して、チームワーク、思いやり、楽しさを感じ自信につながってきています。

2007年の夏には、太鼓サークル結成30周年記念を迎えることができ、卒業生も交え和太鼓を発表しあいお祝いしました。



このように、自治活動と和太鼓サークルの活動は一

体となって、子どもたちの成長に関わってきました。寄宿舎は、子どもたちの就学を保障するだけでなく、子どもたちの自治力や文化活動などを通して豊かな人格・人間性を育む場として、生活教育の大きな役割を果たしてきていると言えます。



5. 義務制後に障害の重い子どもたちを受け入れて 熊谷養護学校

本校は、昭和42年に埼玉県で初めての肢体不自由養護学校として開校し、寄宿舎も同時に併設されました。入舎生も年々増加し多い時は、70人から80人の舎生を受け入れていました。

しかし、昭和52年に越谷養護学校の開校が県議会で決議されたことにともない、学区が通学可能な地域に限定されました。これによって、生徒数及び入舎生が減少すると予想されると同時に養護学校義務制を前にして、重度障害児の受け入れを求められていました。

そこで、寄宿舎内の研修会を開き前向きな姿勢で繰り返し討議しました。重度障害児を宿泊学習させて課題点を明らかにしていきながら、子どもたちに対しての理解を深めていきました。

また、通学生の実護者に、より一層寄宿舎を理解してもらうためにPTA会報を通じて宿泊学習を紹介し、学校と連携して取り組みました。小中高それぞれの学部から、40人ほどの子どもたちが寄宿舎生活を体験しました。その結果、保護者及び学担に宿泊学習の教育的意義が大きく認められ、昭和53年に部屋の中にバリアフリーのトイレを設置した重度室がつけられたことは活気的でした。翌年には、女子の部屋にも同様の重度室が設置されるなど発展してきました。

54義務制後には、単一肢体障害児の他に、情緒、睡眠障害、集団生活に与えられない子、重複障害児等が多く入舎してきました。

男性職員がいなかった（昭和55年度に1人採用）時は、40kg以上の体重のある男児を女性職員だけで入浴や排泄の支援をしていました。

母子分離ができていない舎生は、親に会いたくて夜中に寄宿舎を抜けだし国道を歩いている所を発見されたこともありました。また、何時でくるかわからないので、部屋のドアに鈴などの音のなる物を付けて対応し、職員は一睡もできませんでした。

夜泣きをして 1 人で寝られない舎生には添い寝をしました。また，睡眠障害のため朝起きにくく起きてもなかなか学校に行けない舎生を学担と連携しながら指導しました。

高等部の生徒の中には，飲酒・喫煙の癖をもって入舎してくる生徒もいましたが，他の舎生への影響も考えて舎生会で話し合い，自治活動を通して解決を図りました。

昭和 55 年度からいた男性職員が 1 人から 2 人と増えましたが，昭和 63 年度には 2 人とも本校の実習助手に任用替えになり男性職員がいなくなりました。

当時は，全員の舎生が全泊で重度重複の舎生も多く，女性職員だけで支援するのも限度が出てきたため，やむなく，高等部生全員入舎の条件をとりやめました。

一方，学校では年毎に障害の重い児童生徒が増えていきました。寄宿舎では障害の重い児童生徒も全泊ではなく，障害に応じた泊数で受け入れようと話し合いをしました。しかし，当時の校長は，寄宿舎は全泊が条件として受け入れようとしませんでした。

平成 16 年に，やっと障害に応じた泊数や時間入舎が認められ，Ⅳタイプの児童生徒も入舎できるようになり今年度で 6 年目になります。

近年は，毎年 30 人以上の入舎希望があり保護者の寄宿舎への期待が高まっています。また，学担の理解も広がっています。

今後も寄宿舎指導員の定数改善を図りながら，子どもたちの実態に合った教育入舎を進めていきたいと思っています。



6. 子どもたちの実態にあった教育入舎をすすめて

越谷養護学校

越谷養護学校の寄宿舎は，昭和 54 年養護学校義務制の施行で高等部に続き寄宿舎が設置されました。当初は，寮母（現在は寄宿舎指導員）8 名，舎監 4 名の体制に舎生が 8 名でスタートしました。

実践の中で次年度には舎生が 16 名と倍増していき，年度を重ねるごとに舎生も増えていきました。舎生の受入れにあたっては，進行性の障害をもった舎生も入

舎を希望することで，より医療機関，保護者，学級担任との連携が叫ばれるようになってきました。

昭和 59 年ごろには舎生数も 20 名を超え 25 名位と定着していき，寮母数も 10 名になってきました。昭和 64 年度に宮代養護学校（現在は宮代特別支援学校）が設置されることに伴い，保護者の願いも自立を目的に一度は寄宿舎を経験させたいといった希望が増加してきました。

また，スクールバスの増便などの理由により「通学困難のための寄宿舎」ということは，本校寄宿舎の設置の理由には馴染めなくなりました。

寄宿舎生活で，仲間関係を育てたり自立心を養ったりすることは教育的な側面が充分にあり「教育的な入舎」を前面にうちだしていくことになりました。

平成の時代に入り，様々な障害を持った子どもたちを受け止めていくために入舎システムを模索していく時期に入っていました。また，児童生徒の実態も重度・重複化の傾向が顕著に現われてきた時期にも一致します。

入舎のシステムが通年入舎から学期入舎へと進められました。重度重複児の子どもたちを受け止めていく方法の一つとして，精神的な面や体力面を考慮してひと月の入舎や宿泊形態なども考えていきました。

平成 7 年度以降数年に渡って 2 週間入舎（現在は最低一ヶ月入舎）という取り組みも導入してきました。

平成 9 年度には，「寄宿舎公開週間」を実施し，学級担任や保護者への寄宿舎理解を図っていきました。このことが契機となり，入舎希望者が平成 13 年度を境に 70 名前後を推移するようになりました。入舎の選考では，全ての児童生徒を受け止めることができず選考には充分時間をかけ，各学部への承認と保護者の理解を図りました。

その間，寄宿舎指導員の人数も徐々に舎生の受入れ人数とともに増員され 15 名（平成 15 年度以降は 16 人体制）に増やすことができました。

現在は，医療的ケアを必要とする児童生徒の放課後入舎から通年全泊までと，教育的な意義を充分検討して幅広い入舎形態・宿泊形態を取り入れて入舎を行っています。

入舎してくる児童生徒については，学校に何回となく参観して給食などの時間の摂食指導を見させてもらいながら，学担との連携を図り子どもとの人間関係を築いていくことも実践しています。

また，部屋編成では様々な障害のある子どもや学部，

類型の違う子どもたちを一緒にしました。この中で、上級生は下級生を思いやる気持ちが育ち、自立に向けた取り組みの中でもお互いに刺激し合いながら、できなかったことができるようになり良い面も随所に見られています。

今後も1人ひとりの教育課題に合わせ、寄宿舎教育の必要な期間、必要な時期を検討して取り組むことが大切です。そのためには、寄宿舎指導員としての専門性を高めていきたいと思います。

7. おわりに



79 養護学校義務化は、寄宿舎教育にとっても大きな意義や役割がありました。

盲学校の場合、障害の重い子どもたちの就学権を保障するために学校全体の問題として取り組み寄宿舎で受けとめることができました。また、入舎3条件を確立したことが、埼玉全体の寄宿舎に大きな影響を与えました。

坂戸ろう学校の場合は、子どもたちの自治力や文化的な活動などを通して、豊かな発達や人格を育むなどの役割も果たしています。

熊谷養護学校と越谷養護学校の場合は、集団生活を経験させ自立の力を育む教育入舎に軸足を置いて実践を深めています。

大宮ろう学校の場合は、今日の社会現象の貧困問題をめぐって、家庭の事情による入舎が増えてきています。寄宿舎に入舎してくる理由は様々ですが、子どもたちの生活と発達を保障する役割を果たしています。このように、義務制から30年が経過する中で、寄宿舎はただ単に遠距離のための就学保障だけではない意義・役割があります。

寄宿舎の生活教育は、子どもたちの生活現実を直視し、障害や発達・生活実態から出発します。

子どもたちの事情を聞き、寄り添いながら自分の生活を主体的に生きる力・自立の力を育てることが寄宿舎の基本的な課題です。

寄宿舎は、子どもたちが実生活の中で異年齢の仲間と一緒に生活していく中で、人としての人格や人間性を育てていく場でもあります。

2007年に特別支援教育がスタートしました。それに先立ち、2006年に学校教育法の一部改正が行なわれた際、寄宿舎の設置義務をなくす論議がありました。

これに対し、全国寄宿舎共同行動実行委員会（98年に組織の違いをこえて寄宿舎教育の充実を求めるために結成された会）を中心に署名やパブリックコメントなどを取り組み、寄宿舎の教育的意義や役割を訴える中で、設置義務を守ることができました。

しかし、今日、全国の寄宿舎をめぐる状況は大変厳しくなっています。財政難を理由にした寄宿舎の統廃合が進んできていますが、子どもたちや保護者にとって、かけがえのない寄宿舎を守っていくために、これからの教育実践を深めて発展させていくことが大切です。

同時に、寄宿舎指導員の採用試験の毎年実施や定数改善、施設設備の充実など教育諸条件を改善するために仲間を増やししながら組合運動も実践とともに頑張っていきたいと思います。

※【文責】

埼玉寄宿舎委員会メンバー・共同執筆

浅見 康代（盲学校・寄宿舎指導員）
今井優美子（大宮ろう学校・寄宿舎指導員）
岡 滝子（坂戸ろう学校・寄宿舎指導員）
佐野美津子（熊谷養護学校・寄宿舎指導員）
高橋 浩（越谷養護学校・寄宿舎指導員）

コラム⑪ 人権侵害・学習権侵害といえる障害児学校の「教室（学校）不足」

小野 知二（川口特別支援学校分会・前埼玉高教書記次長※）

2006 年 2 月 28 日の『埼玉新聞』は、「重度生徒は依然教室不足」「保護者ら抗議の座り込み」という記事を掲載しました。2 月県議会で「教室不足」解消もひとつのねらいとした高等養護学校 2 校の予算案が上程されましたが、「抜本的な解決にはほど遠い。」と訴え、「教室不足を考える親と教職員の会」（事務局：埼玉高教）が中心となり県庁前で座り込みを行ったことを報じたものです。

国のすすめる「特別支援教育」は、「構造改革」のもとと障害児教育関連予算の削減を主要なねらいとしてきましたが、その一方で保護者・父母の障害と発達に合った専門的な教育を受けさせたいという極めて当然なねがいを背景に、1990 年代の後半から県内の障害児学校で学ぶ子どもたちの人数が急激に増えています。県教委の調べでも、1997 年度の 3,835 人をボトムとして、その後増え続け、この 5 年間で 1,000 人以上の増加、2009 年度は 5,628 人となっています。

その結果、特別教室や会議室を普通教室に転用する、

それでも足りず教室をカーテンで仕切る、教材室がないため廊下は教材でいっぱい、雨の日は廊下で体育、北側の倉庫まで教室に転用したため冬は体調を崩す子どもたちが続出、運動会は近くのグラウンドで実施など深刻な事態が広がっています。まさに人権侵害・学習権侵害といえる状況で、子どもたちのいのちと安全さえも危ぶまれていると言っても過言ではありません。

【広がる埼玉高教と保護者・父母の運動と学校建設】

埼玉高教は、この間、「教室（学校）不足」の抜本的な解決を最重点課題として位置づけ、運動を強めてきました。夏・冬の 150 人以上が参加する大交渉は、各学校の PTA 役員の方々の参加し、保護者の立場からの切実な訴えが運動を広げています。秋からの「障害児教育充実署名」では、文字通り保護者・父母とともに地域ぐるみの運動を展開しています。多くの分会が分会独自に駅頭署名にとりくみ、どこで訴えても「障害児学校がそんな状況なのは知らなかった。」「障害児に

こそ手厚い指導をするべきなのにおかしい。」などの声であふれ、1 時間で 300 を越える署名が集まった、署名用紙をたくさん持ち帰ってくれてあとで郵送してくれたなど、「教室不足」への県民の理解もすすんでいます。文化祭の代休を利用した保護者・父母教職員の県議会各会派要請行動は 4 年目になります。1 月には知事交渉で知事に直接署名を手渡しし、保護者代表とともに訴えを行っています。運動の前進を背景に「教室（学校）不足」がマスコミでも取り上げられるようになり、とりわけ『読売新聞』は 2008 年 3 月に 7 回にわたる大型ルポを連載し、まさに「社会問題」化するようになってきました。

ねばり強い運動は、毎年県予算に「県立特別支援学校教室不足対策事業」（2010 年度は約 23 億 7 千万円）として実を結んでいます。2007 年度の羽生ふじ・さいたま桜高等学園、2008 年度は三郷特別支援学校高等部草加分校・大宮北特別支援学校さいたま西分校、川

重度生徒は依然教室不足

保護者ら抗議の座り込み

さいたま

「優先順位考えて」
保護者ら抗議の座り込み

重度の障害児も入学でき
と学級学校新設を求めて座り込みをする保護者や教
員ら（28日、県庁）

県立特別支援学校（さいたま市）で、重度の障害児も入学でき
と学級学校新設を求めて座り込みをする保護者や教
員ら（28日、県庁）

県立特別支援学校（さいたま市）で、重度の障害児も入学でき
と学級学校新設を求めて座り込みをする保護者や教
員ら（28日、県庁）



越特別支援学校高等部たかしな分校、2009年度には毛呂山養護の開校以来、実に18年ぶりとなる小中高等部設置の知的障害児学校として上尾かしの木特別支援学校、2010年度所沢おおぞら特別支援学校が開校したことは誇るべき成果といえます。上尾かしの木と所沢おおぞらには学校施設内に「障害児学童」を設置させたことも特筆すべき成果です。

2010年度県予算には「北部地域特別支援学校（仮称）」が、またこれまで全く無策であった肢体不自由児学校の過密解消に一步踏み込み、蓮田特別支援学校に肢体不自由部門を設置する計画が盛り込まれました。

【その一方で新たな矛盾も】

しかし、現在の学校建設がかつての革新県政の時代と違い、高校統廃合によって廃校になった跡地の利用によって障害児学校が設置されていることで新たな矛盾が広がっています。子どもの実情に合わせて学校を建設するのではなく跡地に合わせて学校建設をした結

果、新校に転校すると通学時間が2倍以上になるという事態もうまれています。さらに高校統廃合の結果、「特別な手だてが必要な生徒」の学びの場が奪われるという重大な問題も生じています。

引き続き抜本的な解決にむけた運動を

埼高教は、保護者・父母とともに、「教室（学校）不足」の抜本的な解決を求めて、当面東南部地域の知的障害児学校と東部地域肢体不自由障害児学校建設、また新たに建設される学校についてはそこから生まれるさまざまな矛盾の解消と条件整備に、さらに障害児学級などの増設に全力を挙げる決意です。

※ 2006～2008年度埼高教書記次長（専従）

学校給食と食育（食教育）の実践

栄養職員部

1. はじめに

寄宿舎給食から始まった障害児学校の給食は、1979 年、養護学校の義務制に伴って、新校が次々と創設されると同時に、1 校 1 名の栄養士が配属され学校給食としてスタートしました。

学校給食は、子どもたちの「楽しみ」であると同時に、成長・発達過程にある子どもたちの「命と健康を守る教育活動」の一環として、十分な教育的配慮のもと、日々作られています。

「安全」「衛生」「栄養」に細心の注意を払い、栄養士・調理員・教員、そして保護者の努力と協力によって特別支援学校の給食を発展させてきました。

しかし、埼玉県教育委員会は、2001 年 6 月に、2002 年度より「当面肢体不自由養護学校を除く障害児学校と定時制高等学校の給食調理業務は計画的に民間委託をすすめる」と突然発表し、2002 年度から 2 校（県立川越養護学校・県立坂戸ろう学校）で、導入しました。その後も数校ずつ実施され、2009 年度末には、28 校中 18 校で民間委託による学校給食が実施されています。

さらに、2010 年度には、肢体不自由の児童・生徒を含む県立所沢おおぞら特別支援学校、県立塙保己一学園（視覚障害）の民間委託給食導入が計画されています。当局は「当面肢体不自由養護学校は除く」という発表であったにもかかわらず「財政が厳しい」こと

を理由に、職員の定数削減（コスト削減）を、最重視した委託を進めてきています。

栄養職員部は、ただ単に経済効率優先で進められていく給食の民間委託導入に反対し、憲法を守り、児童生徒が心豊かに発達するための大切な条件が、失われないように、また、栄養士の技術資質の向上の場である現場を存続させるためにも先生や保護者、地域の人たちと共に運動していきます。

2. 食育の推進

2005 年 6 月に食育基本法が成立し、7 月から施行されています。食育基本法では「食育」を次のように位置付けています。

- ①生きる上での基本であって、知育・徳育及び体育の基礎となるべきもの
- ②様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること

2010 年には、学校給食法の改定が行われ、学校給食における「食育の推進」を明確に位置付け、学校給食の目標を見直しました。さらに、学校給食を活用した食に関する指導を推進するため、栄養教諭・学校栄養職員の職務内容を法に明記し、学校給食摂取基準や学校給食衛生管理基準を位置付けました。

また、学習指導要領の総則で、学校における体育・健康に関する指導は、児童生徒の発達段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとされています。特に、学校における食育の推進や心身の健康の保持増進等に関する指導については、それぞれの特質に応じて適切に行うよう努めることと明記されました。

このような学校給食を取り巻く状況の変化を受け、私たちは、「全ての子どもたちに安全でおいしい学校給食をとどけたい」と強く願うとともに、食育の“生きた媒体”としての給食の充実に日々励んでいます。

栄養職員部では、これまでも障害者まつり、障害児



教育フェスタ、県教研・全国教研へのレポート参加を通して、栄養士自身が情報収集をすすめてきました。同時に教員・保護者へ“食育の必要性”を伝えるべく、各校で食育の実践を報告してきました。

次に現在特別支援学校で行っている給食・食教育の実践について紹介いたします。



3. 給食・食育の取り組み

(1) おいしい給食

食べるということは、食物を口に運び、口の中に取り込み、嚙んだり、潰したりしながら、舌やまわりの筋肉を上手に動かし混ぜ合わせ、口の奥まで徐々に運び、飲み込むという一連の動作です。このどこかの過程に問題があり、咀嚼・嚥下がうまくできない児童生徒も多く在籍しています。その子どもの食べる機能と調理形態が一致していないと十分な食事の量がとれず、学校生活をおくる体力の維持が心配になってきます。

児童生徒の摂食機能を少しでも理解しようと4月はじめと7、8月に、給食部と自立活動部が中心になり「食べる機能の発達段階と食（調理）形態について」また、摂食する時の姿勢や介助側の姿勢等にも重点をおいて、学校全体で学んでいます。

小さな粒や野菜の繊維がからんでむせたりと、ただ普通食を包丁で刻んだりミキサー等で細かくしても食べにくい場合が多いので、食形態を3段階に区分して発達段階の特徴をふまえ、調理の工夫を心がけています。

(普通食)：全体的に柔らかめに調理した普通食。

(フープロ食)：嚙まずに舌で押しつぶせる柔らかさ。

(うらごし食)：繊維やつぶつぶ感のないなめらかなクリーム状。

硬さ柔らかさが絶妙で好評！調理員さんの自信作

<オレンジゼリー>



(2) 産地の見える給食

学校給食は、安全でおいしい食事の提供だけでなく、地域の農産物を取り入れた「地産地消」の推進も大切な取り組みの1つです。

今日の献立に使う季節の野菜のことや栽培の様子、生産者の思いなど、伝えたい情報を「おたより」に載せて紹介し、教育活動へ繋げています。

高等部では、授業の一環として給食用の農産物を納品している地元農家を訪ね、実際の畑を見学しながら農家の人の話を聞いてきました。

10月19日(月)

毎月19日は食育の日です。

稲葉さんの畑と直売所のりんご畑を見学してきました。太陽のひかりをいっぱいあびて元気に育っていました。

来年の春、収穫予定の
のらぼう菜の畑です。

フロッピーの畑です。
だいぶ大きくなりました。

10月に使用予定の
りんごです。
すごくおいしそう
でした。

（３）生きた教材としての給食

学習の目的

- ・ 安心安全な野菜を作っている稲葉さんを知る。
- ・ 稲葉さんが作っている野菜を知る。
- ・ 稲葉さんの野菜に対する思いを知る。
- ・ 地域の人に支えられていることを知る。



全教栄養職員部の学習会で紹介し、
好評を得た箸袋も手作りです。

食べた経験のない食材は食べないなど、こだわりが強い児童生徒には、個々の実態に合わせた給食指導を担当、養護教諭、栄養士、調理員との連携の中で、行ってきました。

毎月、保健部の中で子どもたちの様子を聞きながら、献立内容、調理方法などを工夫し、食育を盛り込んだ給食になるように考えています。

献立は、一汁二菜の和食を基本に、週３回の米飯、１回ずつの麺類、パン類という組み合わせの中で、旬のいろいろな食材の味を味わうことを大切に考えています。

低農薬、地場産の食材の使用を心がけ、煮干し、かつお節、昆布から出汁をとるなど手作りを基本にした料理や日本の伝統的な食文化を楽しむ「おせち料理」、節分の日の「恵方巻き」など手のかかる行事食も、調理員の協力を得て手作りしています。

また、そのような献立を通して、食材や作ってくれた人に感謝の気持ちを持つことも給食時に配布するおたよりの中で伝えています。

ポン酢をつけて食べる「鶏の水炊き」など、小学部は味をつけて配缶し、中高等部はポン酢をつけて食べるなど年齢や実態に配慮しながら、給食を通していろいろな経験ができるような工夫もしています。先日は、感謝の気持ちを表す奉仕活動として高等部３年生が日々使用してきた給食室の清掃を行なってくれました。

（おせち料理） 桜飯、伊達巻き風卵焼き、黒豆、牛乳、昆布巻き、紅白なます、りんごきんとん
関東風雑煮（餅の代わりに、はんぺんにしました。）

（４）楽しく学べる給食

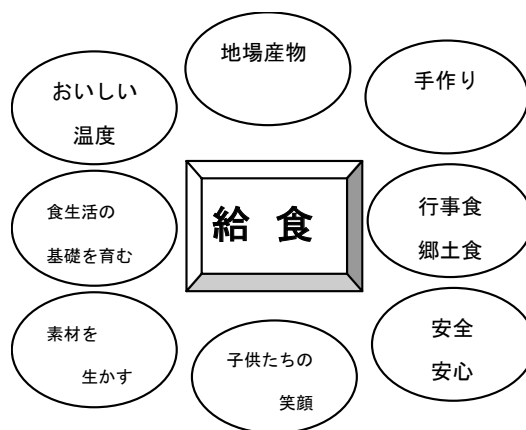
給食の時間になると毎日聞こえてくる食堂からの歓声。“今日のこの給食は好きだよ”“この料理おいしいね”と子どもたちが声で、手で伝えてくれます。子どもたちにとって給食がとても楽しみな時間であることを毎日ひしひしと感じています。

給食は子どもたちの楽しみとなるだけでなく、“食べる”という生きる力を継続的に学ぶことのできる機会でもあります。

“食育”と言う言葉が注目される昨今、私たち栄養士はたくさんの目標をかかげて、豊かな給食を目指しています。

取り組みの一つとして、“さんまの日”と題して、骨のある魚を１匹、幼稚部からの全ての子どもたちに提供し食べてもらう給食です。社会に出たとき健康者と変わらない食事が出来るように、在学中に給食を通して食事について学んでもらいたいという栄養士の思いにより行われています。

坂戸ろう学園（聴覚障害）では、視覚的情報に強い



子どもたちの特徴を生かし、このような目で見て理解できる媒体を用いて指導しています。

“さんまの日”の給食時の食べ方指導を始めて2年目。1年目は栄養士の指導を受け、教職員の手取り足取りの指導でなんとか食べていた子どもたちも、2年目には栄養士に代わり、“教わる”立場から“教える”立場に変わり、子どもたち同士で教え合う様子が見られようになりました。

最近では、このような給食時間の指導の他に、栄養



士が担当教諭と一緒に授業に携わるようになり、写真や絵を効果的に用い、教室での簡単な実験などを取り入れた授業を展開しています。

塙保己一学園（視覚障害）では、教職員の協力を得て、子どもたちの発達段階に応じた指導を行っています。子どもたちは好き嫌いをなく、自分でとても上手に食べることができます。また、子どもたちの手の感覚を生かし、野菜や魚など、媒体その物の感触、重さを感じながら学ぶ授業を展開しています。

今後、“食育”をさらに推進するためには、学校全

《実物大料理カードを利用した授業》



体での“食に関する指導（食育）”の必要性の理解が重要になると思います。給食を専門としていた栄養士にとって、有効な媒体の選択方法、教え方などはまだまだ十分な力を持っていないのが現実です。各校でのますますの“食に関する指導（食育）”の充実のためには教職員の協力が不可欠です。

また、栄養士にしかできない授業（栄養素や食事指導だけではなく食全体に特化したもの、たとえば味覚など五感への働きかけ）にも、取り組んでいきたいと考えています。

これからの給食が、頭にも心にも体にも“おいしい”ものとなるよう、日々の給食作りに励みます。

（５）寄宿舎の給食

寄宿舎を併設する特別支援学校5校（熊谷・越谷・大宮ろう・坂戸ろう・塙保己一）では、小学部から高等部の子どもたちが寄宿舎で生活を送っており、子どもたちにとって、寄宿舎の食事（以下、寄宿舎食）が、楽しくて待ち遠しいものであってほしいと願い、日々献立を考えています。

寄宿舎食の献立を考えるにあたって、次にあげる点を考慮しています。

- ①“大量に作る給食”という考えではなく、家で食べるような“家庭料理”を意識して献立を考え、寄宿舎食に展開する。
- ②“給食”を昼食と考え、1日の料理・栄養のバランスを考え、子どもたちの健康の増進を図る。
- ③旬の素材を使い、端午の節句、七夕、十五夜、クリスマス、卒業祝いなど、食を通じての行事やお祝いを積極的に取り入れる。

寄宿舎の食事では、食事の自己配膳や子どもたちのリクエストメニューの取り入れ、調理実習、外食など、食に関する経験を豊かにするための取り組みを行っています。学校給食とは違う“家庭”に近い環境での食事・寄宿舎食を子どもたちにとって充実したものになるよう、引き続き連携をはかり進めていきたいと思っています。



4. 今後の課題

養護学校の義務制が実現し30年が経過しました。



☆ 卒業のお祝い ☆
栄養士・調理員特製の“祭り寿司”

各校においては，栄養士が日々奮闘し，それぞれの障害種に合わせた学校給食を展開しています。

また，平成 8 年度に起こった病原性大腸菌 O-157 による食中毒事件を契機に見直された学校給食衛生管理基準に基づく厨房の大規模改修が実施されるようになりました。栄養職員部では，より良い環境で給食作りが出来るよう，予算の拡大と各校の要望を積極的に県へ伝えています。

昨今，学校給食を生かした“食育”の推進が求められる中で，大きな課題が 2 つ見えてきました。

1 つ目は，2002 年度から開始となった給食調理業務の民間委託についてです。民間委託導入前，現場の栄養士・調理員が危惧していたことがありました。『民間委託導入以前は，調理員の経験の積み重ねにより，個々に異なる障害がある子どもの成長・発達に合わせた給食の提供ができたが，民間委託に変わることによって調理員の定着が難しく，経験の積み重ねに基づいた給食など到底提供することができないのでは？』ということです。委託化が始まって 8 年目となりますが，この危惧は現実となり，個に合わせた給食の提供が安定せず，調理業務委託校の栄養士は，心を痛めています。民間委託導入は，給食内容や調理員との関わりなどから得る信頼感という絆を崩し，子ども達の自立支援に大きな影響を与えるとともに，『食育』に対する信頼性の低下につながることは明らかです。

2 つ目は，県立学校における栄養教諭の採用についてです。学校給食法が改正され，国は学校給食を「生きた教材」とした食育を推進し，国民の死亡原因につながる生活習慣病を予防しようとしています。そこで，学校における食育推進を図るため，栄養士・管理栄養士の基礎免許と教育職として指導できる資格を合わせ持つ「栄養教諭」という新しい免許が創設されました。2006 年度から，埼玉県でも，市町村

立の小中学校に勤務する現任の学校栄養職員が「特別選考試験」を受け，115 名の栄養教諭が発令されました。

県立学校でも，食に関する指導の全体計画や給食年間指導計画を作成し，学校全体で「早寝・早起き・朝ごはん」等の指導に取り組んだ結果，朝食欠食が改善され，学習意欲の向上に効果が見られました。また，食物アレルギーや肥満・やせ等の個別指導も各学校で丁寧な対応を行っています。しかし，市町村立学校の栄養教諭採用から 5 年も経過したのに，県立学校では，採用試験すら未だに実施されないのです。

全て子どもたちが平等に教育を受けられるよう，一日も早い栄養教諭の採用を強く要望していきます。

5. おわりに

学校における“食育”は，栄養士だけで進めていけないものではありません。

子どもたちに接して教育をする教員，“食育”の最高の媒体となる給食を作る調理員，家庭での“食育”をになう保護者など，様々な立場の人々の協力が必要になります。

学校給食は，子どもたちの「命を育み，心を育み，学ぶ意欲，生きる意欲を育む大切なもの」です。

特別支援学校においては，長期的な視点に立ち，乳幼児期から学校卒業後まで一貫した教育的支援を行うため，医療・福祉・労働等の様々な関係機関との連携を図った「個別の教育支援計画」の策定と活用が重要です。そのためにも，栄養士の専門性を向上させ，特別支援学校の児童生徒が生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることへの支援を行いたいと考えます。

これからも，栄養職員部では子どもたちの自立や社会参加に向け，学校給食を『生きた教材』として，現在に輝き，未来を創る「生きる力を育む食育」を学校全体で展開していけるように，尽力していきます。



コラム⑫ 21世紀プランづくり運動

小沢 道夫（前障害児教育部長，狭山特別支援学校分会）

21世紀を迎え，私たちは2002年度の埼高教障害児教育部定期大会に、『埼玉の21世紀の障害児教育に対する提言』（提言の詳細は下記参照）を発行し，すべての障害児学校が，学校や地域の将来構想を検討し，具体化するための運動にとりくむことをよびかけました。

提言は，障害種別及び訪問教育・寄宿舎教育の代表（50名以上）が2年間にわたって分科会を設置し，国や埼玉県の動向だけでなく，現在の障害児教育のさまざまな課題をどう解決し，これからの障害児教育をどのようにつくっていくのかを展望した内容になっています。

ちょうどこのとき，国（文部科学省）も調査研究協力者会議報告「21世紀の特殊教育の在り方について」や「今後の学級編成及び教職員配置について」などに

もとづき，急速な障害児教育の改変をすすめようとしていました。そして，実際に2007年度から学校教育法などを改定し，「特別支援教育」をスタートさせました。

この「プランづくり運動」は，21世紀にむけて子どもたちのための教育をさらに充実・発展させていくのか，そうではなくて教育予算削減や日本企業の収益のための教育「改革」をすすめていくのか，今後の障害児教育の進路と展望を問う大きなあらたな運動づくりをめざすものでした。

この後，私たち障害児教育部はこの提言に沿って，国や埼玉県のすすめる安上がりで多くの問題を含む「あらたな特別支援教育構想」に抗して，多くの豊かな運動をすすめるなかで「権利としての障害児教育」を確実に前進させてきています。

提言1 20世紀に残した課題

（1）障害種別の課題に応えた学校・専攻科設置をすすめます。

①知的障害養護学校の高等部分離独立をすすめ，高等部単独校に専攻科を設置します。

②盲学校のサテライト（分校）づくりをすすめます。

③独立高等ろう学校を設置します。

（2）盲・ろう学校の幼稚部の定数法・早期教育相談を制度化します。

（3）全病弱児に豊かな教育保障をします。

（4）医療的ケアを必要とする子どもたちが安心して学校に通えるようにします。

（5）訪問教育をいっそう充実します。

（6）寄宿舎教育をいっそう充実します。

提言2 特別ニーズ教育圏を構想し，地域の障害児教育センターと寄宿舎を備えます。

※障害児を含め特別なニーズをもつ子どもへの教育をすすめるために，基礎教育圏とそれらをいくつかあわせた広域教育圏（人口30～50万人程度）という地域の単位を設定すること。

提言3 基礎教育圏ごとに小規模な養護学校（小・中学部）を設置します。

※人口5～10万人程度の地域で小規模な養護学校・障害児学級・通級指導教室・通常学級などが有機的に連携しながら，特別なニーズをもつ子どもへの教育をすすめる地域単位。

提言4 保護者・障害者・地域に開かれた学校づくりをすすめます。

提言5 就学相談指導を充実させます。

提言6 専門性を重視した採用・研修・人事異動をすすめます。

提言7 放課後・長期休業中の豊かな生活保障をめざします。

性教育の実践

田中 紀子（狭山特別支援学校分会・養護教諭）

1. 性はとてもプライベートなことだから

大切な人間関係と信頼関係を必要とします

こころと体の学習をしていると、「性教育」って子どもとの「信頼」関係を生みだしていくものでもあるし、「信頼と人間関係」があってこそ成立していくものだということをつくづく実感することがたくさんあります。

この学習は、子どもの日々の生活の中の出来事や成長する中で、疑問や戸惑いを感じている「タイミング」を見つけられることです。ほんの数分でも可能と考えるのです。一番の「お手本」はそばにいる人、彼らの先輩として人生を歩んでいる人です。だから性教育は、生き方そのものを子どもたちに伝えていかなければいけないので、私たち「支援側」に立つ者の「セクシュアリティ」が問われるのでしょう。

子どもたちに何を教えればよいのか、こんなことでどう対応すればいいのか困っているという声をよく聞くのですが、伝える「あなた」はどう生きているのか、どう自分の人生・生活と対面しているのか、そのことをまず、最初に考えてみたらいかがでしょうか。

性教育は「カウンセリング」に似て非なるものと思います。初対面の人にだれしもこころ（気持ち）をそんなに容易く開けられるものではありません。たとえばどこから講師を招き模擬授業や話を聞いたとしても、それは最初の一步にはなるとしても、子どもたちへの性教育は「これで終了とか、実はそういうことだったね」では終わらないのです。一番身近な存在である教師が自分自身（先生ってこんな人だよ。こんなこと考えたり感じたりしているよ・・・）を見せてあげることが大切です。「性」は障害の有無に関わらず生きていくことそのものであり、すてきな大人になる重要な根幹を作ります。だからこそ、ゆっくり、ゆったりとした時間をかけ、考えることや感じることに費やす空気と時間を子どもに保障してあげて欲しいのです。

家族や周囲の人間から見て本人の「困った行動」（性器いじり、異性に関心を持つ・・・）とは、本人が

成長しようとしているまさに要求なのだと、まずは支援側に立っている私たちが自覚しなくてはならないことでしょう。

卒業したメンバーからは、「この授業（いのちと体の学習）って、自分自身のことを知ることと、〇〇ちゃん（彼女）のことを知ることの勉強だったんだね」という言葉がでます。社会人として働いていると現実の生活のいろんな事に悩み苦しみ、時として自分にむなしさを感じ、悔しさで涙がいっぱい出たとしても、授業のことを思いだすとなんだか自分に自信がもてたり（余裕がもてたり？）します。ちょっと暴言を吐いたりいじめた人のことをその人の立場にたって（客観的）考えたりすることができたと、そんな報告に似た言葉を聴き、ほっとすることがあります。

子どもたちの中には「家族」のスタイルの変化や両親の問題に心を痛め、悩む子どもたちが増えてきています。認識の程度の差はあるものの、「感じる気持ち」はみんな同じであることに間違いはありません。

支援サイドに立つ私たちの認識は常に更新し、新たなアンテナを立て子どもの想いをキャッチしていくことが求められています。

科学的に「からだの仕組み」や「心の発達」を教えていくことはとても重要です。映画をみたり、本を読んだり、きれいなものを眺め、社会の矛盾に目を向け、自己矛盾に迷う自分自身が「教材」に成り得ることを少し考えてみましょう。性教育の授業はストーリーづくり（？）です。どんな小さなことだったとしても、生きることに関わることならばそれを主題（テーマ）にしてみましょう。子どもたちは日常の事柄や出来事から自分自身のこころと体をしっかりと見つめなおすことができるのです。感性豊かに生きること、こころを優しく柔軟に保つこと、そんなあなたの人柄が「すてきな大人に」なることの憧れや学ぼうとする意欲を子どもに伝えていけるのです。自分自身を大切にいきること、そのメッセージそのものが授業者が持たなくてはいけない「資質」であると思っています。

2. 性は、とってもプライベートなことだからこそ、 あいまいにせず、話し合うことと理解し合うこ とを必要とします

性教育って、私たち大人にとっても、子どもたちにとっても「自分自身を知る」大切な時間であり、そんな自分のことを大好きになるための学習だといって過言でないと思っています。同時に、同僚や友を思いやる気持ちを育てるものでもあるはずで、「人間は、時として悩み困惑し・・・」「人間って本当は弱いものだ。いつも強くなくても良い」という観念を持って他人と協調していけることに気がつくのでしょうか。

人は未知なるものや不可解なもの、不安に対して、恐怖や暴力・パニックといった形で自分自身を表現する事もあります。そういった子どもたちの「想い」をキャッチし将来への「見通し」を伝えることは大切なことです。

思春期、青年期前半は本人も気がつかないうちにたくさんの「揺れ」が心の中に起こっています。生活(生徒)指導の見方(?)からいくと「男女の人間関係」「恋愛」などに興味関心を持ち、混乱している子どもたちに学ばせてあげたいことは「性」だと思います。

性教育の大きな目標は、知識をそのままということではなく、知識を知恵にすることということが重要です。知識を知恵にすることの重要性は、仲間と共に学ぶ安心さと仲間と共に学ぶ大切さを経験することで、「すてきな大人」に成長できることでしょう。「妊娠と避妊」の授業で地域の保健師さんと一緒に授業の流れを話し合っていた時、彼女からでてきたステキな言葉です。

自閉的な傾向のある子どもたちに、自分のからだに起こるであろう二次性徴を(胸が大きくなる、声変わりを経験する、月経や精通が起こる発毛がある・・・)見通しを持って迎えられるよう事前に説明しておいてあげることが大切です。彼ら自身がリラックスして受け止められるよう教材グッズを利用しましょう。(初潮の手当て人形・本・ストッキングと管で作ったペニスの模型など)具体物で示してあげるといいのではないのでしょうか。

まず、「からだの発達(二時性徴)と成長」を「お兄さん(お姉さん)になったね」と共に喜びあえること、本人が期待を持ってその変化を受け入れられることがとても大切です。そして周囲の大人たちが、「性の発達・発達」を困ったことや否定的な感情を持つことなく、共に喜べるのがポイントになります。二次

性徴に含まれていることとして、異性への関心とこだわりを持つことで、誤解を受けてしまう行動にでてしまうこともあります。また、こころと体の変化についていくことができずに混乱気味となってしまう大きな声をだしたり、パニックを起こしたりすることもあります。世間から批判的な眼差しを向けられたりすることがあります。しかし、一番きつく・しんどい状態は、本人であるといった視点に立ち、思春期の「こころと体の変化」を一緒に受け止め、納得いくまで、ていねいに時間をかけ、話してあげましょう。

3. からだが語る言葉に耳を傾けて

二次性徴は「なぜ、どうして起こるのか？」ということ、親も子も支援者もしっかりと考え理解しておきましょう。二次性徴は私たちにとっての「二回目の変身」です。記念すべきことであり、竹が成長する際に節目に竹の葉を伸ばしていくように人生の節目だと考えていけるといいと思います。「誕生」とは、男性として、女性としてこの世に誕生し、自分の「性」を自覚・認識するときです。

「思春期」は、「虫」の世界でいうと幼虫からさなぎへ、そして成虫になるために必要な過程です。「さなぎ」のからだの中はグリーン色でドロドロしているようです。折角、幼虫としてこの世に誕生した「ボディー」の中身をグチャグチャにして成虫に向かい再構築する。なんと時間がかかり、勇気ある(?)行動にでるのでしょうか。気持ちが混乱するのも理解できるでしょう。また、ボディーイメージを持って生きていくことが可能な時期でもあります。自分のからだは最高の教材です。鏡に映ったもうひとりの自分を見るようなつもりで、自分自身に語りかける(自分に興味と関心を持つ)姿を校内でも見ます。何を問いかけているのでしょうか。客観的に自分を眺められる、鏡の中のもうひとりの自分に問いかけてみる時間を大切に保証してあげてください。「からだ」と「何」を語っているのでしょうか。自分を慰めているのかもしれないし、自分をクールダウンしているのかもしれないし、からだが教えてくれる心の声(自分の気持ち)に耳をすませているのです。

4. 「ホルモン」が、からだを成長させてくれる もちろん「個人差」もあるし、「個人差」を大 切に

子どもにとっても（大人にとっても）自分のからだ
がドンドン変化していく様子を何事かと驚くのは当然
のことです。しかし、その変化（成長）はよそのだれ
かに魔法をかけられたのではなく、自分のからだは自
分の合図で大人に向かうということを理解させてあげ
ましょう。科学的に（生理学的に）、ヒトは「ホルモ
ン」によって、ある時期が来るとからだに変化し、大
人のからだになっていくということを知ればほっとし
ます。

親や教員が自分の「小さい頃からの育ち」を肯定的
に話すことは、目の前の子どもに将来への大きな希望
や安心感を与えます。自分を支えてくれるたくさんの
人たちが「肯定的」に性の話をするという事は生き
る根っこの部分を太くし、その後の人生を支えてく
れています。

二次性徴のホルモンによる働きを述べる際、目に見
えないからだの変化を上手に伝えることが難しいで
す。例えば、脳下垂体から性腺刺激ホルモンが分泌さ
れ、これが男性では精巣に、女性では卵巣に作用して、
これらの目に見えない「ホルモン」が体液の中に入り、
次から次へとからだの色々な部分に作用し・・・と話
す。その時、霧吹きにたっぷりの水を入れ、細かな霧
状の「シャワー」を一人ひとりの頭へと降り注ぎます。

「それって、ミスト？」「ミストでしょう！」そんな
思ってもいなかった素敵な言葉が子どもたちのほうか
ら漏れてきます。大人になることを待ち望めるような
環境にしてあげることが重要です。霧吹きを吹く時、
できたらお天気の良い日を選びましょう。そして、な
るべく窓際で、太陽の光がさんさんと降り注ぐ窓際で、
大人になるための「ホルモンシャワー」をいっぱいか
けてあげてください。最初、子どもたちのおそろおそ
るだった表情に笑みが浮かび、笑い声と一緒に「私も」
「私も」と声が上がり、お兄さん、お姉さんになる期
待とうれしさの表情をみせてくれます。

教材はビジュアルに、そして、できたら手作りで作
るのも良いものです。（手先が器用とブキだからとい
うことではなく、職員にできたら発注し、「〇〇さん
はこれ作って、〇〇さんはこれをこうして。〇〇さん
は記録をお願い」のように、学年やブロックの仲間を
巻き込み授業することが大切です。もちろん、他学年
からの見学オッケーでやっていけるといいと思いま
す。

性教育がスタートした時代、性教育の資料や教材が

まだまだ足りませんでした。授業内容と展開の確認を
養護教諭とした男性教員が職員室の自分の机で黙々と
男女の内性器の図を作っていました。職員室に戻っ
てきた他の教員たちから「何してんだ～」とか、ややも
すれば妙な事をしていると様々な声かけられていま
した。でも、彼曰く「自分は哲学をしている」と言い
切った一言が忘れられません。月日の流れ、そして七
尾養護学校（東京）の勝訴に至るまでの教職員や子ど
もたち、保護者たちの運動の数々が、「性教育」が障
害児を育てる上でいかに大切なことであるということ
を立証してくれています。性の授業・学習会をするこ
とは子どものみならず、教員自身を成長させ、精神的
に高めてくれるものなのです。

ある視覚障害の子どもたちが通う学校に勤務してい
る先生たちが、子どもたちのために、男女の性器をマ
ネキンにラップをかぶせ、石膏で形をとり、そこへ（安
価な→これが問題だった！）シリコンを大量に流して
教材づくりをしていました。ある意味人目を避ける作
業でもあったため、寒い時期なのでストーブを焚いて
倉庫の中でとりくんでいたら、シンナー臭のガスが発
生してしまい、危ういところを助けられたというエビ
ソードがあります。必要とする教材を作りたい、そこ
にあるといいなと思う教材を自らが作成しただけと
淡々としたお話しでしたが、その情熱や熱い想いが決
して忘れられない話です。

5. キーワードは「思春期」

この思春期をていねいに大切に過ごすことができる
ことこそ、その子自身が大切にされているかどうかと
繋がっています。

思春期は「第二の誕生」の時として、女性（男性）
として、自分の「性」を持った（自覚した）人間と
して生きていくための「節目」です。性的志向もこの
時期に決まってきたり、決めたりする時期と言えるで
しょう。二次性徴を誇りを持って迎え入れることがで
きるからこそ、未来の自分をイメージでき、見通しを
持って生きていくことができるでしょう。思春期以前
までの学習は、大きく言えば「受け身」だったことが、
思春期以降の学習は自分が「主人公」として生きるこ
とを学ぶということです。

からだと心が大きく変化するこの時こそ、感情が豊
かとなり、大人に依存しつつ干渉をきらうようになり
ます。二次性徴の出現に伴う課題（初経、精通への

指導、気持ちの成長）もうまれてきます。

異性への関心やその表現の仕方への課題や緊張感が高まる時でもあります。人を好きになること、人から好かれることでより良い自分づくりへの励みともなっています。感情のすれ違いによってトラブルも生じますが、その「葛藤」を経験しくぐりぬけることによって自立の道へと進んでいけるはずです。

これら思春期は、情緒が不安定となり、からだをコントロールする力が過敏な時期です。発作など、普段みられなかったことが生じたりすることもあります。まさに、前述のとおり、さなぎの中がドロドロ状態のように、人間にとっても小さい時から構築してきた物事を一度崩すことによって新しい自分を創っていくということです。

保護者にとっても「子育て」の新たな節目となる時期でもあります。子離れ、親離れの時期です。子育ての支援と援助が重要な時期です。目の前の子どもの「課題」をテーマとして「こころと体の学習」として取り扱うことこそ私たちの力量と言えるでしょう。一人ひとりにあった教材を作り、その子にあった授業作りができるためにも、子どもを丸ごと掴まえる自分たちの「眼差し」が重要となってくるところです。

例えば、「性器いじりを止めないで」「心地よい放尿」「プライベートゾーンは大切なところ」のように、子どもにとっても受け止めやすい言葉（ワンフレーズ）で、授業づくりをしてみるのも大人も子どももワクワクする内容をイメージさせていいのではないのでしょうか。

6. これからのこと

平原あやか（ミュージシャン）の歌詞の中に、「もう大人でも子どもでもない」「自分探しの旅にでかけよう。今が、私のそのとき」であるとか、人に恋するせつない想いを「この胸の中、消せない憧れ、自分探しの旅にでかけたい。今がその時」「もう一度、あの場所へたどりついたら私を待つだれかに会える気がする。」と歌っています。自分自身探しの旅とは、自分のルーツを探すということです。自分はどこから生まれてこへいくかと当然考え悩む時期があります。子どもたちには、「ご先祖さま」って聞くと色々なイメージを言ってくれます。家庭で話しているそのままの雰囲気を出しながら、うれしそうな表情をみせたり、死別や訳あって親と別れて生活している子どもたちも、自分が教えてもらった記憶を一生懸命たどりながら懐かしそうにいっぱい話してくれたり、自分のルーツを知ることとは今と未来に向かう「エネルギー」の基になります。

性の学習を学校全体が取り組むことができる職場は子どもたちの表情や言葉に敏感です。教員自身も働きやすい職場でもあります。柔軟な姿勢（対応）のとれる学校だからこそ想像と創造を必要とする子どもの「性」の部分の本音で話し合えるのでしょう。たくさんさんの学校が「こころと体の学習」に取り組めるようになるといいと願っています。

コラム⑬ 「支援籍」と「特別支援教育」

小沢道夫（前障害児教育部部長、狭山特別支援学校分会）

【「すべての障害児に普通学級籍を」と

知事が念頭の記者会見で発表！】

2002年1月、当時の土屋埼玉県知事が翌年の知事選挙政策の目玉として、念頭の記者会見で「すべての障害児に普通学級籍を」と述べ、その具体化をめざし

「特別支援教育振興協議会」（「特振協」）を設置すると突然発表しました。

これまで「特振協」は埼玉県の障害児教育の充実に向けて、その時々課題にあわせて設置され、現場を含む関係者がいていない議論し、提言をすすめるもの

でした。それが突然知事からのトップダウンで、しかも学校現場ですすめられている障害児教育の課題とかけ離れたテーマで設置されたことは異例なことでした。また、知事の肝いりで設置されたとあって、テレビや新聞などマスコミも注目し、特別支援教育課だけでなく、埼玉県教育委員会各課も参加する大規模な協議会となりました。

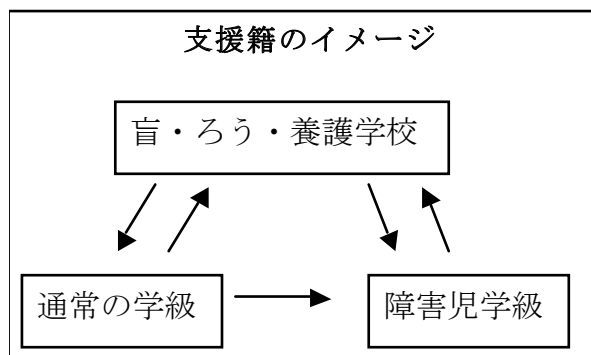
当時は国でも 21 世紀を迎え、これからの特別支援教育をどうするのか等のさまざまな報告や審議がはじまっていた。そうした情勢の下で、埼玉の障害児教育をどう進めていくのかも問われるものでもありました。

【子ども・保護者・関係者の願いから

出発した運動を全県的にとりくむ】

埼玉高教障害児教育部は、小中学校の障害児学級などを組織する埼教組や障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会や全国障害者問題研究会らとともに、「障害児教育政策会議」を組織し、各校の PTA とも協議しながら、そこでの議論をもとに「特振協」に参加するとともに、毎回の傍聴を組織していきました。さらに、「教室不足」の問題や障害児学級・通級指導教室の設置率の低さなど、埼玉県の障害児教育の現状の問題から出発した議論を毎回の協議会で発言し、審議をリードしていきました。

また、8 月には『どうなる どうする 障害児教育』をテーマにしたシンポジウムを 200 人以上の参加で開催し、各校や地域ごとの学習会を全県 50 ヶ所以上で開催するなど、子ども・保護者・関係者の願いから出発した運動を全県的にとりくんでいきました。



※ 支援籍とは、学級編成の基礎となる学籍とは異なり、障害のある子どもが「個別的教育支援計画」にもとづき、在籍する学校の外で学ぶ機会をもつもの。



【「特振協」報告をもとに、多くの問題を

抱えながら「支援籍」がスタート】

「特振協」はわずか 4 回の審議で、最終報告（2002 年 11 月）を出し、翌年から坂戸市と熊谷市でモデル的にスタートしました。最初の 2 年間を「試行期」、次の 2 年間を「普及期」、次の 2 年間を「充実期」とし、初年度こそ多くの関係者の要望をうけ、6,000 万円を予算化し、一定の教育条件整備をすすめたものの、その後は予算が毎年のように削減されています。

また、2003 年 3 月に国が「今後の特別支援教育のありかた（最終報告）」を出し、LD や ADHD などの発達障害の子どもたちの支援、盲・ろう・養護学校を「特別支援学校」に、障害児学級を「特別支援学級」とし、これまでの障害児教育の大きな転換をうちだしたときでもありました。

しかし、国はこれらの「特別支援教育」に対して、これまでの障害児教育にかけていた財政や人的資源の再配分で行うという安上がりで「障害児教育のリストラ」につながる大変危険な方向ものでした。

埼玉高教障害児教育部は、関係者とともにリーフレット『みんなで考えよう！私たちの願いと「特別支援教育」』を発行し、「支援籍」や国のすすめる「特別支援教育」などの問題点を明らかにし、「教室不足」解消や「権利としての障害児教育」の前進に向けて、大きな全県的な運動をさらに積極的にとりくみはじめました。

コラム⑭ 校名問題と専門性

渋谷 則子 (大宮ろう学校分会)

2007年に学校教育法が改正され、法律の上では「盲学校」「聾学校」「養護学校」という区別はなくなり、「特別支援学校」という名称に一本化された。ただ文部科学省は都道府県宛に通知をだし、「現に設置されている学校が特定の障害種別に対応した教育を専ら行う特別支援学校とする場合には、盲学校・聾学校・養護学校の名称を用いることも可能」としているため、引き続き従来の校名を使用している学校も多い。

そのような状況のもと、埼玉県でも2008年5月、「平成21年度から、すべての盲・ろう・養護学校の名称を変更する」との意向がだされ、生徒・保護者・教職員・地域の障害者団体など、障害児学校をとりまく多くの人たちが、知恵と力を出し合って、大きな運動をつくり闘った。

校名が変わるということに、私は反対です！理由は、この学校は私たちの誇りだからです。学校をよく知らない人たちは「名前をかえるぐらい・・・」と軽いものかもしれない。だけど私たちにとっては、すごく重いものなんです。

私は「校名が変わる」と聞いて思いました。「なぜ・・・この学校をよく知らない人たちに、校名をかえる権利があるのか？この学校をよく知らない人たちに言われたくなんかない！！」と、私はくやしくて、恥ずかしくて誰にも言えなかった。夜ひとりで、くやし涙を流したこともありました。本当にくやしかった。正直言って、あなたたちの考えは間違っている！校名をかえないで下さい！

(小4女子が知事に送った手紙より)

2007年に学校教育法が改正され、法律の上では「盲学校」「聾学校」「養護学校」という区別はなくなり、「特別支援学校」という名称に一本化された。ただ文部科学省は都道府県宛に通知をだし、「現に設置されている学校が特定の障害種別に対応した教育を専ら行う特別支援学校とする場合には、盲学校・聾学校・養護学校の名称を用いることも可能」としているため、引き続き従来の校名を使用している学校も多い。

そのような状況のもと、埼玉県でも2008年5月、「平成21年度から、すべての盲・ろう・養護学校の名称を変更する」との意向がだされ、生徒・保護者・教職員・

地域の障害者団体など、障害児学校をとりまく多くの人たちが、知恵と力を出し合って、大きな運動をつくり闘った。

この運動の原動力となったのは生徒たちの強い思いであり、その思いが保護者や教職員を突き動かした。「障害児教育の地域のセンター的役割を担い、障害のある方々の様々な要望に対応した教育を、更に充実発展させることが、我々に課せられた県民への責務である。我々が長年培ってきた障害児教育の専門性を生かし、生徒・保護者・県民の期待に応える教育を今後も展開するために、現在の校名を引き続き使用することが望ましい。」何度も議論を重ね、学校としての考えを県に伝えた。この校名問題とは、子どもたちにとって「自分の人生に対する積極的な向き合い」そのものであり、私たちにとって「障害児教育の専門性を守る闘い」であった。

1979年に養護学校が義務化され、それ以前から既にあった盲・聾学校などに加え、次々と障害児学校が建てられていった。5つの障害種別の学校に、それまで教育を受けられずに在宅でいた大勢の子どもたちが入学し、それぞれの障害に合った施設設備や教育課程のもと、それぞれの障害に合った指導法やコミュニケーション方法などの研修を積んだ職員が、日々教育活動を行ってきた。そしてその経験は蓄積され、歴史をつくり、それぞれの学校の貴重な財産となってきた。

残念ながら2009年3月、埼玉では多くの関係者の反対を押し切って、県議会で校名変更案が可決されてしまった。全国をみると、5つの障害種をすべて1つの学校に統合してしまった山口県、ろう学校の高等部の募集を停止し、知的障害の受け入れを開始した広島県など、専門性の崩壊が懸念される。「校名はかわっても、中味はかえさせない！」「それぞれの障害特性に応じた専門性を、更に維持発展させる！」このことを肝に銘じた今後の運動こそが重要になってきている。

子どもたちの願いを受け止める学校に

「こんな学校がいいね」に取り組んだ生徒会の子どもたち

石原 季雄（三郷特別支援学校分会）

1. はじめに

前任校（川口養護学校）には 1996 年 4 月から 2009 年 3 月までの 12 年間在籍した。その 12 年間で、高等部の教員として過ごした。そして、2005 年から現任校に転勤するまでの 4 年間で高等部生徒会担当として、生徒たちと共に生徒会活動に取り組んできた。そして、最後の年（2008 年度）の取り組みをまとめたものを埼玉教育のつどい 2008（埼玉県教育研究集会）で発表した。それがみんなで 21 世紀の未来をひらく教育のつどい 教育研究全国集会 2009 の障害児教育分科会のレポートとして選出された。

生徒会担当になった時期は、埼玉県でも学校評価制度が導入された時期と重なった。高校を中心に生徒も入った「参加と共同の学校づくり」のための学校評価懇話会が、埼高教が提起した形で展開され始めようとしていた時期とも重なっていた。それは「管理と統制」のための手段にさせようとする学校評価制度と対峙する形ですすめられていったものであった。

知的障害の養護学校（当時）でも生徒が参加する学校評価懇話会が模索されていた。川口養護学校（当時）では「学校づくり懇話会」と名付け、学校評価懇話会がスタートした。生徒会のメンバーがオブザーバーで活動報告をするという形で会議に参加した。生徒会のメンバーは自分たちが取り組んだ「こんな学校いいね」という活動を自分たちの考えた「学校像」として評議員、父母、教師の前で堂々と訴えた。（懇話会での生徒の様子は下記のレポートに詳しく報告している）懇話会が始まった頃の出席した参加者の感想は「いい活動ですね」「がんばって下さい。応援します」というものが多かったが、2008 年度の会議では、保護者から「子どもががんばっている。わたしたちも願いは同じ。私たちこそ頑張りたい」「PTAとしても共に頑張りたい」と学校を良くしたいという共通の思いに立った発言になっていった。大層に言えば「参加と共同の学校づくり」の地点に立てたと実感した瞬間だった

たかもしれない。子どもたちの小さな、でも本気の願いや地道な活動は学校関係者のこころを動かし、学校の教育力を高めることに繋がるということが経験できた取り組みだった。

子どもの願いや思いに寄り添うという教師の基本的な姿勢が問われる取り組みだったような気がする。保護者の発言や真摯に受け止めてくれた教職員の対応などその瞬間に立ち会えたことはとてもラッキーだったし、子どもの変化や自信をつけた場面に立ち会えたこともとてもラッキーな体験だったと思う。子どもたちの思いや願いを受けて止めて一緒に動いてあげたり、自分たちで活動するように手立てを取ってあげたりしたことが結果的に「子ども参加の学校づくり」の実践につながっていたと信じている。（生徒会の活動や生徒たちの様子・変化は下記のレポートに詳しく記述してあるので是非、一読していただきたい。）

2. 学校の状況

川口養護学校は川口市内に設置されている知的障害の養護学校。学区としては、川口市と鳩ヶ谷市を基本としている。小中学部の児童生徒はスクールバスでほとんど通学している。2008 年度、高等部の生徒（98 人）は半分くらいの生徒が路線バス、自転車などを利用して、自主通学している。全校で 230 名の学校。教職員は 111 名。

生徒会は高等部の生徒の組織。生徒会役員を担っている生徒は中学校時代、地域の複式学級（現在は特別支援学級）かもしくは普通学級を卒業した生徒が後期中等教育の場として、養護学校高等部を選択して入学してきている。大半の生徒が小学校、中学校でいじめ体験を受けている。しかし、中学校ではほとんどの生徒が複式学級にはいり、精神的には比較的、落ち着いた生活を過ごしてきている。自治的活動としては、小学校・中学校時代は児童会・生徒会の存在は知っているが、役員として参加して、自治的活動を直接、担っ

た経験はない。

クラスには、養護学校中学部から入学した障害の重い生徒も半分近く在籍している（地域の中学校からの入学者も障害の重い生徒が多くなってきている）。そのことに対しては、なかなか受け止められない状況も入学当時はあったが、3年間、一緒に生活するなかで、優しく受け止め、手伝ってあげたり、その子たちの気持ちになって意見をいったりすることもできるようになってきている。（私が直接、関わっている現3年ではよく見受けられている）

3. 生徒会担当になって

2005年度から、各学年1名の教員が生徒会担当の係として関わるようになった。私は現在4年目の担当。生徒会活動で生徒たちと関わる機会ごとに成長・変化が見られるようになった生徒たちに感動している。

（1）生徒会本部の組織と活動内容

- ・3役 ー会長（3年）、副会長（2年）、書記（3年、2年）の計4人
※1月～2月にかけて、選挙をおこない、選出される。
- ・役員 ー3役のいないクラスからは、クラス選出の役員が1名ずつ選出される。1年生は、その時の学年の状況を踏まえて、新入生歓迎会（生徒会本部が主催し、高等部の行事紹介、全員参加の縦割りの委員会の紹介など）を終えてから、他の委員会と比べながら、担任の支援もうけて、生徒会本部入りをする。

（2）生徒会本部主催の集会や行事

- ・新入生歓迎会
- ・第1回生徒会集会（学校生活で気をつけること）
- ・第2回生徒会集会（こんな学校がいいね）
- ・生徒会役員選挙
- ・第3回生徒会集会（生徒会活動の報告）

（3）生徒会本部の活動

- ・週1回の本部役員会（水曜日の昼休みー12：40から13：10）を基本に集会準備等で適宜、放課後残って準備活動をおこなっている。
- ※本部の生徒は、このほか、市内5校の高校生とふれあい交流会の活動をおこなっている。この活動

の担当は生徒会担当の教員とは違う教員が担当になり、指導している。また、あとで述べるが、生徒会役員は「学校づくり懇話会」にオブザーバーとして参加し、生徒会活動の報告をおこなっている。

4. 「こんな学校がいいね」を取り組むまでの経過

2004年以前から、高等部に生徒会は存在し、自主通学生徒を対象に活動していた。主な活動としては、放課後、映画会、カラオケ大会などの活動を取り組んでいた。全員対象の活動は「ふれあい交流会」が受け持っていた。

そういう状況の中でも、「学校生活で気をつけること」として、自分たちで学校生活のルールづくりに取り組んでいた。現在もこの取り組みは5月に新入生とともにルールづくりに取り組んでいる。学校生活を送っていく上での自治的な取り組みの一つとして位置づけている。今年度も、クラスの話し合いで、「これは守られているから、今年はなくてもいい」「このルールは必要だ」といった意見が出され、本部でどうするかを話し合い、生徒会集会に本部案を提案するという民主的な手続きを学び、経験しながら生徒会活動をすすめ、自分たちの学び、生活している学校を楽しく、いい学校にしたいという願いを実現しようと頑張っている。このことが、自分たちの学校がこうあってほしいという願いや思いを何とか実現していきたいという「こんな学校がいいね」の取り組みに発展させる基盤になったと思っている。

2004年以前にも、生徒の要望を取り上げ、その実現に向けての活動も行っていたが、高等部全体の活動になりきれなかったり、生徒個人の問題を取り上げてしまったりして役員会がうまくいかなくなってしまったことも聞いたことがあった。そんな状況から、こういう高等部にしよう、こういうことを学校に伝えようという活動は「休眠状態」になっていた。

2005年度には、一緒に生徒会担当になったもう一人の組合員のリードで、全員が参加できる生徒会にしていこうことを基本に生徒会の活動を生徒と相談しながらすすめることにした。また、これらの活動を地域の人や保護者にも知らせ、アピールしていくということでオブザーバー参加が認められた「学校づくり懇話会」で発表していくことも生徒と確認してきた。

5. 今年の「こんな学校がいいね」の取り組み

生徒会に参加した経験のない1年生も含めた「こんな学校がいいね」の活動について、昨年の取り組みや成果のあった一昨年度のことを2・3年生に経験を語ってもらいながら、自分たちの学校について、自分で考え、楽しく、いい学校にしたいという思いをどうしたら、実現できるかを話し合い、今年も「こんな学校がいいね」に取り組むことを決めた。

前後して、「学校づくり懇話会」に出席するにあたって、施設関係、授業関係、行事関係、生徒会活動関係について、役員としてどんな思い、願い、要望があるか役員会で話したり、作文に書いたりした。生徒の学校をきちんと見つめる力はたいしたものである。

また、青年期を過ごそうとしている生徒の要望もしっかりしたものである。中学校から入学したばかりの1年生はあまりにも狭い校庭を指して「庭っばい」、ふれあい交流会を一度経験して「もっと高校生と交流をしたい」といい、また、新入生歓迎会での先輩たちの頑張っている姿に感心したことをうれしそうに語っていた。2・3年生もその話し合いの中で、1年生の意見に対して即座にアドバイスしてあげるなど生徒会の活動で成長してきている様子が見られるようになった。

昨年度、何も実現しなかったことを踏まえて、私の方から「3年生は今年何か実現したとしても、利用したりできるのが時間的に限られちゃうかもしれないよ」と振っても、「後輩たちやこれから川口養護にはいる人たちが利用できて、楽しくすごせるとしたらそれでもいいです」と予期しない返事がきて、他の担当の教員（組合員）も一緒にびっくりした。

会長（私のクラスの生徒）は、話し合いに先立っての自己紹介では1・2年生の新しい役員を前にして「会長として、みんなを引っ張っていきたい」と決意表明をしていた。ここにも、生徒会で培われてきた周りをみる力、自分の立場を考える力が表れていた。

そして、これからの活動計画や自分たちの要望について「学校づくり懇話会」で、緊張しながら、しっかり意見表明をしてきた。保護者からは「一緒に実現できるように頑張りましょう」と励ましのことばをかけてもらった。また、この発表を聞いていた第三者評価委員と学校評価室の県教委の人も、あとで管理職にいい取り組みだから、学校自己評価システムシートに盛りこむといいという感想を述べていた。

9月にはいり、いよいよ「こんな学校がいいね」の活動に本格的にはいっていく時期になり、1年生から3年生まで、どうやって「こんな学校がいいね」の意見をだしてもらうかについて、話し合い、クラスで意見を集めること、意見箱を設置して集めることをみんなで決めた。また、ポスターを描く人、意見募集の用紙を作る人、箱をつくり設置する人を分担して取り組みをすすめた。

意見は「学校のたてもの」「勉強・先生」「その他」の項目に沿って集めた。その時には、約束として、小学部・中学部の人たちもいることを考えること、個人のことをださないことを確認して進めることにした。そして、今年の意見や要望は115項目が集まった。本当に様々な意見や要望が出てきた。教員の行動（喫煙場所、あいさつ）に対する意見もでてきた。それを、本部役員会で多数意見をもとに絞り込みをおこない、「学校のたてもの－5項目」「勉強・先生－2項目」「その他－2項目」「生徒会活動で実現したいこと－1項目」にまとめ、生徒会集会に提案することにした。模造紙に項目とイラストを描いて、誰もがわかるように工夫して準備をすすめた。

10月15日の生徒会集会の当日はシナリオ練習で緊張をとって、高等部生徒に提案した。全てが承認され、生徒もほっとしていた。集会後の役員会では、今後、何をどのように頑張っていくかを話し合い、校長をはじめ、自分たちの要望を聞いてくれる立場の教員の名前をだして、相談していくことも確認した。

また、昨年もおこなった校内放送やチラシで全校の教員や児童生徒に訴えていくことも確認して、11月の1週目から取り組みはじめる予定である（全校放送、小中学部へのチラシ配布、校長など教職員への相談など）。

6. 「こんな学校がいいね」の活動も含めた生徒会活動で成長した生徒たち（過去3年間の取り組みも含めて）

- ・自分たちの学校について、自分たちで考えることができた。（客観視）
- ・懇話会という場で、緊張しながらも、日頃、接する機会のない大人の前で自分たちの意見を堂々と発表できた。また、質問に対しても、答えられる範囲でその場で答えられた。（生徒の意見表明権の実現）

- ・要望項目の理由の中に同じ学校の小さい子どもを思いやる力やクラスの障害の重い生徒を思いやる力がたくさん見受けられるようになった。
- ・「かっこいい」取り組みで「言いつばなし」にしないで、実現する、しないは別にして、最後まで取り組みをおこなった。
- ・自分の仕事に責任をもってやり抜く力が育った。（大好きな部活の時間を削ったり、昼休みの時間に役員同士で誘い合って仕事に取り組んでいた）
- ・自分たちに続く、今後、入学してくる後輩たちが川口養護学校で楽しくすごせるようにしたいという気持ちの育ち。
- ・1年生の時、「面倒くさい」を連発していた生徒が3年生になると、口ではいやそうに言っている、やるべきことをしっかりやるようになってきた。自信の表れか。
- ・社会全般でおこなわれている事実を知っている－宣伝、チラシ、署名、それらを使って活動しようという意見が出された。（いま、自分たちでできること、学校の中で実現にむけて、応援してくれる人を増やすこと、一つ一つ活動を積み上げていくという地道な取り組みを理解させてきた）
- ・役員会－執行部として、生徒の要求を取り上げ、実現をめざす自治的な取り組みを民主的なルールや手続きを経験的に学び、実践する中でおこなうことができた。

7. 生徒たちを励ましてくれた大人たち

- ・懇話会委員である地元の作業所の所長のいつも暖かい励ましのことば。（作業所の通信にも、生徒の取り組みや発言を紹介し、懇話会に出席し生徒の発言を聞くことを楽しみにしている主旨の記述をしていた）
- ・懇話会委員の保護者の「一緒に頑張りましょう」というエール（生徒の要望や願いは父母の願いとも一致する内容だから）。
- ・生徒の相談に真剣に応えてくれた教職員

8. 県教育研究集会でのまとめ

週一回の関わりの中でも確実に成長していることが実感できた。生徒の持っている力を信じて指導してきたことが見える結果－成果だけでなく、「見えな

い」力を伸ばしてきたと実感できたこの3年間だと思える。学校を見つめることで、社会を見つめ、友だちをみつめ、そして自分を見つめるという力もつけてきたのかなと思う。これは自己肯定感にもつながると思う。この1年は生徒のひとこと、ひとことに成長を感じ、感動してきた。

昨年度の役員の生徒たちと給食を持ち寄って、昨年度末と一緒に学年、クラスを超えて給食を食べたことがあった。卒業していく当時の3年生のことばが今でも強く心に残っている。生徒会をやっている何が良かったというような主旨の質問に「『こんな学校がいいね』がやれてよかった」と答えていた。友だちと一緒に自分たちの思いを大人に伝えられたこと、そして結果がでなくても、自分たちが取り組んだことの満足感がそのことばに表れたのかなと今、思っている。私の学年の生徒たちも、この3月に卒業し、社会に巣立っていく。仲間と取り組んだ力を社会の中でも、何らかな形で発揮してもらいたいと思っている。

《参考資料》

2008年(ねん)「こんな学校(がっこう)がいいね」
高等(こうとう)部(ぶ) 生徒(せいと)会(かい)
本部(ほんぶ)役員(やくいん)会(かい)

◎学校のたてもの

- ・体育館を広くしてほしい
- ・食堂＝ランチルームがほしい
- ・プールを広く深くしてほしい
- ・音楽室とたくさん楽器がほしい
- ・バスケットゴールをふやしてほしい

◎勉強・先生

- ・部活動の数をふやしてほしい
- ・家庭科の授業をもっとやりたい

◎その他

- ・うどんやラーメンをふやしてほしい
- ・CDがたくさんほしい

◎生徒会活動で実現したいこと

- ・昼休み、みんなでダンスをしたい

9. 11月に入ってから取り組み（県教研以降）

役員会で分担して、相談活動に入った。まず、栄養士に「うどんやラーメンをふやしてほしい」「ランチルームがほしい」について理由をきちんと伝えて相談すると、栄養士は現在的小麦粉の値段の上昇についてと米の値段との比較を紙に書いて、詳しく説明してくれた。「現在の給食費の中で余裕が出てきたら麺の回

数を増やす」と生徒と約束をしてくれた。また、ランチルームについても、生徒の理由をうけて「そう思う」と理解を示してくれた。生徒の話し合いが終わった後、栄養士から「子どもたちの声が聞けたことがうれしかった」と報告があった。学校職員で直接、生徒に関わる職種でなくても子どもたちの声に誠実に応えてくれるという学校の教育力を実感した経験でもあった。

その後、それぞれの項目に対して、生徒会集会で説明した理由をもう一度確認して、部活の担当の教員に「バスケットゴールをふやしてほしい」、学部の教員（学部の代表、音楽担当兼教育課程担当）には「音楽室とたくさん楽器がほしい」「家庭科の授業をもっとやりたい」「部活動の数をふやしてほしい」「昼休み、みんなでダンスをしたい」、校長には「体育館を広くしてほしい」「プールを広く深くしてほしい」「食堂＝ランチルームがほしい」「バスケットゴールをふやしてほしい」「音楽室とたくさん楽器がほしい」、事務室長には「CD がたくさんほしい」を相談した。生徒の相談について、それぞれの人たちがそれぞれの立場で、願いや要望を受け止めてくれたり、応援を表明してくれたりした。実際的には多額な予算が必要な内容が多いため、実現はむずかしいが生徒の声に理解を示し、応えてくれた教職員の姿があった。

また、生徒たちは相談活動と前後しながら、小中学部へのアピールとして、今年度の「こんな学校がいいね」の校内放送とチラシ配布をおこなってきた。生徒が担当した小学部でのチラシ配布（私も一緒に行き、取り組んだ）では、チラシの中のプールの写真がある子どもの目にとまり「プール」と言ったので、高等部の生徒は自分たちだけの要望を考えているのではなく、川口養護学校全体のことー小学部の子どものことを考えていることをチラシを配っている生徒の横で説明を加えた。

10. 2月の「学校づくり懇話会」をはさんでの生徒会活動

オブザーバー参加している「学校づくり懇話会」で生徒会活動として「こんな学校がいいね」の取り組みを報告した。報告までの準備の取り組みの中で、3年生の生徒が「大きな建物の要望はすぐ実現するのは無理だけど、希望があるうちは生徒会本部としては、希望を出し続けなくちゃいけないと思います」と自分たちの活動に確信を持った発言をしていた。

懇話会では、「子どもがこんなに頑張っているのだから、大人もがんばらなくては」と子どもたちの活動に共感と励ましのことを寄せてくれた保護者もいた。また、「こんな学校がいいね」にある生徒の学校の建物の要望についての発言を聞いていた学校関係者から学校の過密化を心配する質問が出されるなど学校の教育力を高めるために教育環境の改善をすすめる必要性に言及するなど学校に期待する雰囲気が感じられた。

そして、3月の卒業式が迫った時期になってしまったが、生徒会活動のまとめとしての生徒会集会を開催した。退任する3年生役員等のあいさつとねばり強く取り組んできた「こんな学校がいいね」の取り組みを報告した。絶対に実現してほしいことー10項目について「CD がたくさんほしい」は4枚のCDを購入してもらったこと、給食費の値上げは伴うが週1回の麺類の献立の実現、昼休みのダンスは自分たちで取り組んでみることを今年度の生徒会活動の成果として報告できた。

退任のあいさつの中で、就職の実習のため相談活動に参加できなかった会長が他の役員に対して、自分に代わって責任を持って取り組んでくれたことに感謝の気持ちを述べて退任していった姿に3年間の生徒会活動に関わるなかでの成長を見るものだった。仲間を信じたからこそその発言だったように思えた最後の発言だった。

自分のための学校からみんなのための学校へと生徒会の子どもの気持ちの変化・成長を具体的な発言、行動で感じることでできた生徒会担当として今春卒業した生徒たちと共に過ごした3年間であった。

コラム⑮ 障害児・者の生活保障

～実りある余暇生活のための青年学級づくり～

中野 正一（元 行田養護学校分会）

行田養護学校は、義務制の前年の1988年に開校しました。北埼玉地域で初めての知的障害の養護学校です。保守的な地域で障害児の教育も遅れている状況でしたが、手をつなぐ親の会の運動と義務制が翌年に実施ということで開校が実現しました。

義務制実施の年には生徒数も倍近く増え、障害の重い子たち・学区内の施設の子たちも入学してきました。同時に教職員、組合員も増え、他校での経験者も新任の教員も加入してくれました。学校づくりの視点として「働きやすい職場づくり」、「教育実践の力量をつける」、「保護者から学び、保護者とともに学校をつくる」ことを大切に活動していました。教育実践では、運動会において荒馬座に研修に行き、民舞ソーラン節に取り組みました。その後、高等部教育のなかに民舞・和太鼓・青春の歌を歌う活動は大切な柱として位置づけられました。障害をもっている、自ら文化に触れる、参加していくことを大切にしていきました。

【保護者から学び、保護者とともに学校をつくる活動としてのサマースクールの取り組み】

開校当初、夏休みが終わり子どもたちが登校してくると、休み中は家の中で過ごし、学校が始まるのをとても楽しみにしていたことを保護者の話から知り、夏休みに学校を開放するサマースクールを、組合員を中心に始めました。当初は夏休み中1回の実施で、ミニ運動会、民舞などがプログラムでした。家族で雪遊びに行ったことがないという実情を知り、貸し切りバスを利用し親子で雪遊びをするために、群馬や栃木のスキー場に出かけました。サマースクール、雪遊びを通し、保護者と連携は強くなり、PTA活動も活発になってきました。管理職も、権利ばかりを要求する組合ではなく保護者と密接に活動をしていたことで、組合にも一定の理解があり、学校施設の利用もうまくいっていました。

障教部署名の取り組みでも、保護者との信頼関係が確立してきていたので、多くの保護者の協力で、徐々に他の学校にも負けない署名数を達成していきました。

【「学校五日制」の取り組み】

1992年9月から導入された「学校五日制」は、地域の公民館の中には障害児向けの企画が皆無であることを知り、また県からも保育の必要な子どもたちには学校開放で対応するようという指示もあり、学校開放委員会（PTA組織）を立ち上げ、学校施設を借りて自分たちで活動をつくっていくことにしました。

学校・教職員・ボランティアなどたくさんの協力者に支えられての取り組みでした。1年目は学校の施設を使い、2・3年目からは、学校と地域（行田・羽生地区、熊谷地区、妻沼地区）での行事を交互に組んでいきました。各会の参加者は総勢100名を超えていました。内容も、ハイキング、和太鼓、ミニ運動会、プール、クリスマスコンサートなど楽しい企画を考えました。学校開放などの活動、サマースクールもPTAによる主体的な活動に移し、組合は支える体制になっていきました。

その後、卒業しても休日地域の中で青年らしく仲間とともに過ごしていくことを願い、学校開放を取り組んだ経験を生かし、卒業生の保護者たちは「障害者青年学級をつくる会」を発足させました。学習を進める中で、所沢では公民館の活動の中に障害者青年学級があることを知り、いつか障害者青年学級が自分たちの町に行政の責任で開設されることを願いながら活動していました。この活動は、1994年の全国教研においても報告されました。

【まとめ】

「障害者青年学級をつくる会」は学童保育づくり・作業所づくりへと活動の幅を発展させてきました。現在はNPO法人となり、学校開放に取り組んだ保護者の方が中心になって埼玉県北部地域で活動しています。サポート、余暇事業、研修などの部門をつくり、活動の柱は、月1回の集まり、土曜講座（スポーツ・和太鼓・音楽）、年1回のキャンプなどとなっています。

残念ながら行政は、青年学級をこのNPO法人へ任せ、補助金での援助に留まっています。しかし、この

間ボランティアとして参加していた学生の中には、日常的に障害児・者の生活を支える地域の作業所の職員になった人もいます。

教職員としての援助は、異動もあり、組合員個人としての支援に任されてきています。

コラム⑩ 埼玉の障害児教育を憲法が目で見ると

葛貫 重治（盲学校分会）

【はじめに】

日本国憲法公布に2週間ほど先だって生を受けたわたしは、1953年に県立盲学校小学部に入学しました。まさに憲法と47年教育基本法（以下47教基法）の申し子ともいうべき世代です。

10名ほどの同級生で、学齢はわたし一人、他はかなり年上の人たちと一緒にスタートした学校生活でした。しかし、年度の途中で1人減り2人減って、2年生になった時は、まったく別のクラスでした。あとでわかったのですが、年上の人たちは学力相当の学年に「飛び級」していったそうです。就学免除・猶予が恒常化していたころの普通のできごとでした。当時の教育行政と盲学校にとっては、憲法や47教基法の具体化はまだ縁遠い課題だったようです。

69年に教員として戻った時には、保護者の教育要求の高まりや、心ある教職員による未就学者訪問などの成果もあって、各学年はなんか学齢相当の集団になっていましたが、義務教育段階でさえ、重複障害児は盲学校教育の外におかれていました。

【障害をもつ子どもたちと父母のねがいの実現へ】

60年安保闘争を経て、日本社会は平和と民主主義、人権尊重と政治革新への運動が発展しました。

障害児教育分野でも、盲・ろう学校だけでなく、「すべての障害児に学校教育を」という要求が高まりました。この背景には、歴代自民党政府が、財政難を口実に、憲法と47教基法を踏みにじって、都道府県の養護学校設置義務を免罪してきたことに対して、「学校に行きたい、行かせたい」という、子どもたちと父母のねがいが大きな声となったことがあげられます。また、当時の障害児教育研究運動や障害者の人権保障運動のなかで、67年全国障害者問題研究会（全障研）が、

68年に障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会（障全協）が結成され、全国的にも障害児教育要求を実現する大きな力となりました。

埼玉でも、未就学児訪問や障害児と遊ぶ会、日曜学級や父母懇談会など、多様な取り組みが進むなか、県内に養護学校がなく、都立の養護学校へ就学する子どもたちが急増しました。肢体不自由児の通う都立北養護学校へは埼玉からのスクールバス路線が開設されるほどでした。

「埼玉にも養護学校を」という要求が高まるなか、64年に川越市立養護学校、70年秩父市立養護学校（いずれも知的障害の小中学部）が、開校しました。県立では、67年に肢体不自由児を対象にした熊谷養護学校が県内初の開校でした。しかし、全県を学区とし、何倍もの競争率での選考ですから、実質的には障害の軽い子どもしか入学できない状況が続きました。県立知的障害養護学校としては、72年開校の川越養護学校が最初でした。その後は川口養護学校などが順次開校していくことになります。

文部省も重い腰をあげて、一度は74年からの養護学校義務制実施をいいましたが、結局79年まで引き延ばしました。多くの人々の努力によって実現した障害者の就学権保障ですが、それは憲法と47教基法の施行から、なんと四半世紀も遅れてのことでした。

【運動を支えた人々】

戦後、憲法と47教基法のもとでの障害児の就学権保障運動は、義務教育の充実と「希望するすべての子どもへの高校教育を」というたたかいとともに、取り組まれました。京都の民主教育運動が掲げた「15の春は泣かせない」というスローガンは、与謝の海養護学校づくり運動と合わせて、全国を励ます大きな力と

なりました。また、60年代初めには京都だけだった革新自治体が、その後、東京・大阪・埼玉・沖縄・神奈川など全国に広がり、国に先がけての高校・養護学校増設をすすめたことも政府・文部省を動かし、79義務制実現に大きく貢献しました。全国的には当時の日教組障教部が、埼玉では埼玉高教障教部が、その先頭に立っていたことはいうまでもありません。

埼玉では72年の7月に革新憲政が誕生し、10月には「知事選候補者に障害者政策を聞く集い」を発展させて、障埼玉連が結成され、埼玉高教障教部と共に、養護学校増設を進める大きな力となりました。同年の12月には、盲・ろう学校の重複学級新設と幼稚部の新増設が予算化され、翌年からの高校・養護学校の計画的建設の基礎がつくられました。この段階でも、県内各地に高校・養護学校をつくる会ができ、父母・教職員・労働組合・民主団体などの協力も得た運動が進展しました。埼玉の成果は全国的にも高く評価され、その伝統は革新憲政以後の障害児教育条件整備にも引き継がれ、現在に至っています。

【憲法を真にいかす】

わたしたちが切り開いてきた埼玉の障害児教育運動は、養護学校づくりにとどまらず、進路保障としての作業所づくりや障害者雇用要求、自立支援法に反対し障害者の生活全体を守る運動への基礎をつくってきました。教育の分野では、条件整備とともに、教育内容の充実へと進んでいます。障害者が同一年齢の健常者と真に等しい権利が保障されるためには、教育権はもとより、生存権・社会権・自由権など、憲法が保障する基本的人権のすべてが、総合的に全面的に実現されな

ければなりません。そのためにも憲法9条を厳守し、平和で民主的な日本と埼玉をめざす政治革新の課題とも深く結びつかなければなりません。

これからの運動の基本は憲法のなかにしっかり位置づけられています。「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない」と。いま、胸に深く刻まなければならない一文です。

【あとがき】

チャップリンは、晩年の名作ライムライトの中で「人間が生きて行くには、勇気と創造力と少しのお金があればいい」と語っていました。あれから百年近くにもなるのに、わたしたちの国は、なんと生きづらい社会なのでしょうか。太平洋戦争が終わった時、「一億総懺悔」といって、戦争の責任をうやむやにしました。いま、決して同じことを繰り返させてはなりません。生きづらさの原因はなにか、その解決方法はどこにあるか、人々の英知をあつめた探究が求められています。

大人はもとより、すべての子どもと青年が、平和的民主的国家の形成者にふさわしい人格を身につけなければなりません。それはひとえに教育の力によるものです。教育が国家権力や特定の階級目的に従属させられた時、それは人格発達の権利から、差別と支配の手段へと変貌し、障害者や社会的弱者は、そこから必ず排除されます。

次代を担う子どもたちを、しなやかに、たくましく育むために、チャップリンの道か、シカゴ学派の道か、あなたが選ぶのはどちらですか。

コラム①⑦ 父母と共に 学校づくりから教育内容づくり、 教育課程の自主編成へ

並木 たい子 (当時 川口養護学校分会)

旧革新県政誕生後、73年開校の川越養護学校に続き川口養護学校の開校、79年義務制までに8校が開校した。その後80、81年で8校、84年から90年までに7校開校し、父母、県民の運動がみのり埼玉県内

30校の障害児学校が設置された。

建物はできたが、肝心の教育内容は手探りの状態であった。川口養護学校では、障害の重い子どもや過年齢児の入学を優先させ、過重労働やゼロからの教育実

実践づくりで教職員は、職業病で倒れていった。残った教員で書籍を片手に実践が始まり、組合でも学習会が組織されていった。発達を学ばなくてはと当時田中昌人先生の「一次元可逆」云々の難しい言葉に戸惑いながらも夜な夜な浦和の労働会館にみんなで通った記憶がある。校内でも学ぶ雰囲気があり理論書を読む学習グループが自然に組織され、飲んで食べて議論を交わしてと若さゆえにできたことであった。職場教研も活発に開き、みんなで遅くまでにぎやかに県教研レポートづくりにとりくんだ懐かしい思い出がある。

埼玉教障害児教育部では、実践研究にとりくむ「発達保障学校」を組織した。理論と実践の統一をと、発達理論を学ぶことと実践を集団で討論してより深めていくのがねらいであった。

保護者と子どもに協力していただき、土日に学校で実際のクラスの授業を行い、各学校から集まって授業参観をし、子どもの実態から課題の把握、授業内容について討論した。川越養護では作業（コンクリート）学習を、川口養護では小学部の遊びの授業（砂場で水と砂を使ったダイナミックな遊び）、肢体不自由児の遊びの授業、労働教育等々。ビデオを撮り授業後に参観者と一緒に見て、働きかけに応じる子どもの表情を分析したり、教材の提示の仕方、教師の声のかけ方等共同研究者の西村章次先生（埼玉大）の助言に依拠することが大きかった。

こうして実践的に学び、学んだ事を各学校に持ち帰って実践をつくり、障害児教育研究集会で発表するというサイクルが出来上がっていった。

次に発達保障学校、障教部教研の変遷を概観する。

【発達保障学校】

70年代は、理論的学習と各学校持ち回りで授業を行い参加者と共に授業研究をするスタイルで構成されていた。80年代に入り、授業研究は「体づくり」「音楽あそび」「教科学習」「労働教育」「自治活動」「生活づくり」とより教育内容に焦点があてられ、実践づくりに欠かせない教師集団づくり、実践をまとめて教育課程づくりへと発展していった。

また、日の丸・君が代の強制や学習指導要領の改訂にともなって「卒業式」「平和教育」「教育課程」「高等部教育」について学習し、卒業式の内容づくり、平和学習を教育課程に位置づけるとりくみ等をつくりだした。

4月の発達保障学校は新任教職員歓迎会として定着

し、障害児教育入門講座、太鼓講座、分会交流会等多様な内容を揃えるようになった。発達保障学校を担う事務局を組織していたが、後半は事務局体制の確立が困難になり、役員会、教文部長会（各分会の担当者で構成）で論議し運営にあたった。

【障教部教研】

1980年度に全国教研の還流も含めて第1回障教部教研が開催された。分科会構成は、発達年齢別の課題で8分科会程度であった。参加者は150名を超え、レポート数も30本を上回り、共同研究者には、都障教組の各氏や清水寛氏（埼玉大）、土岐邦彦氏（大東文化大）、茂木俊彦氏（都立大）を迎えて、学び、実践し、教育内容づくりへと発展していった。1988年度には、分科会構成を教科別へと変更し、10分科会と特別分科会、問題別分科会を設け、教育課程づくりにせまっていた。

他に東南、西、北のブロック教育研究集会、障害種別教育研究集会を開催し、教研運動が花開いていった80年代であった。

県教研には、10本以上のレポートが出され、埼教組と合わせて全体会、分散会、問題別分科会等を構成して討議し、全国教研レポートを選出してきた。全国教研では、積極的に発言し、分科会運営を支え、89年度全国教研は、全教、日高教、私教連によって引き継がれた京都大会の成功のために奮闘した。



(1984 年度) 発達保障学校

第1回	「子どもたちによりそった実践をつくりだすために～教師集団づくりを中心として～」	山口勇氏 (小岩養護)	4/28	17名
第2回	「川口養護の教育課程づくり」	山口勇氏 (小岩養護)	7/28	40名
第3回	「サマースクール・夏祭りのとりくみ」～浦和養護のとりくみから～	山田(川口養) 磯辺(障埼連) 細野(全障研) 井上(親)	10/27	16名
第4回	「障害の重い子の教育内容 体づくりに視点をあてて」	西村 章次氏 (埼大)	12/8 12/9	62名 22名

(1985 年度) 発達保障学校

第1回	「意欲的にとりくめる教科学習」	会場： 和光養護	7/27	25名
第2回	「話し言葉を豊かに～そして書き言葉へ～」	会場：盲学校	9/28	25名
第3回	「音楽あそび」～自閉的な子どもたちに見る、聴く力を～授業見学	会場： 所沢養護	12/14	30名

(1986 年度) 発達保障学校

第1回	「発達保障とは何か 障害児教育入門」	会場： 教育会館	7/12	20名
第2回	「自治の力を育てる生徒会活動」	会場： 坂戸ろう	9/27	26名
第3回	「障害の重い子の労働教育を考える」 授業見学	会場： 川口養護	10/18	43名
第4回	「障害の軽い子の作業を通して労働教育を考える」	会場： 和光南養護	12/5	35名
第5回	「障害児にとって生活とは何か」～寄宿舎の教育から～	会場： 盲寄宿舎	1/17	40名

(1987 年度) 発達保障学校 事務局会議

情勢にあった学習を集団的に討議していく
日の丸・君が代の押し付けの攻撃にどう対抗するか
テーマ「行事と平和教育」

第1回	「障害児教育入門」 太鼓と講演のつどい	4/25	65名
第2回	「行事とは何か」	6/27	20名
第3回	「卒業式を考える」	7/11	29名
第4回	「平和教育を考える」 講演会	10/18	25名
第5回	「卒業式を考える」 レポート検討会	12/5	28名

(1988 年度) 発達保障学校 知事選

- ①日の丸・君が代の強制の中で、卒業式問題での学習
②学習指導要領の改訂にともなって教育課程の自主編成についての学習

事務局会議 情勢にあった学習を集団的に討議していく
日の丸・君が代の押し付けの攻撃にどう対抗するか
テーマ「行事と平和教育」

第1回	「障害児教育入門」 講演と分会交流のつどい	4/16	40名
第2回	「卒業式を考える」	10/22	41名
第3回	「教育課程を考える」	12/4	20名

(1989 年度) 発達保障学校

事務局体制確立せず 役員会と教文部長会議で論議

- ①「新学習指導要領」をしっかりと学習し問題点と私たちのめざす教育実践の課題を明らかにする
②「新学習指導要領」のねらう能力主義の典型としての高等養護学校問題を論議する

第1回	「ことばを生きる力に」 講演と分会交流	新井竹子	4/15	名
第2回	「高等養護学校問題と教育内容」	山口 勇氏	7/1	20名
第3回	「新学習指導要領 批判と教育課程」	29名	10/14	

ブロック教育研究集会

	東 南	西	北
1986	8/6 春日部 13名	9/6 川越 14名	
1987	8/27 春日部 9名	8/26 川越 11名	9/5 本庄 名
1988			
1989			

障害種別教育研究集会

	視覚障害 児教研	病弱・肢 体不自由 児教研	聴覚障害 児教研	
1986	8/26 盲学 校 40名	11/30 浦 和 10名		教文部長会議 学べる会議 学習をする
1987	8/28 盲学 校 47名	9/26 浦和 10名	7/25 川越 15名	

資料：障害児教育に関する年表

（養護学校義務制前後から今日まで）

年月日		主な活動・出来事
1972	1.30	民主教育をすすめる県民会議結成
	5.28	県知事予定候補に政策を聞く集い（障埼連の結成へ）
	7. 2	畑革新県政誕生（埼玉初の革新知事）
	8. 1	「県南に養護学校をつくる会（肢体不自由）」結成
	10.22	障害者の生活と権利を守る埼玉県民連絡協議会（障埼連）結成
1974		東京都で希望者全員入学実現
1975	4.1	川口養護学校開校
	7.27～29	全国障害者問題研究会第9回全国大会（埼玉）開催
1976	2. 8	障埼連が「全員就学をめざす父母集会」開催
	6.10	県知事選挙革新候補無投票当選
	8.29	障害児の完全就学をめざす連絡会結成
		川口養護学校で公務災害認定（その後開校後7年間で15名の認定患者）
1977	1.28～31	教育研究全国集会（埼玉）開催
	4. 1	障害児学校4校開設（民主教育をすすめる県民会議、障埼連などの運動の成果）
1978	4.1	障害児学校2校開設
		特殊教育百年記念集会
1979		国際児童年
	4. 1	養護学校義務制実施 秩父養護県立に移管
	6.16	高校教育研究会設立（現 さいたま教育文化研究所）
		埼玉県障害児教育振興協議会の発足
1980	6.22	第3期革新県政
	8. 9～11	全国障害者問題研究会第14回全国大会（埼玉）開催
	10.26	第1回障教部教育研究集会（1998年度からは埼玉組障教部とさいたま教育文化研究所障害児教育研究委員会との共催による障害児教育研究集会として開催）
	11. 2	第1回障害者まつり（以降、毎年開催し今日に至る）
1981		国際障害者年
1982	11. 3	障害者の生活と労働を守る埼玉集会
1983		「ゆきとどいた教育の実現を求める要請署名」取り組まれる（以後毎年行われている）
1984	5.26～27	全国共同作業所連絡会全国大会（埼玉）
	7. 1	第4期革新県政
		本庄の「障害児者とともに歩む会」養護学童保育スタート
1988		養護学校学童保育事業補助スタート（埼玉県）
	6.12	第5期革新県政
1989	3. 5	「養護学校義務制10年の集い」開催
1989	11.17～18	全日本教職員組合協議会（旧全教）結成
1991	1.31～2.3	90年度教育研究集会全国集会（埼玉）
1991	8. 2～4	第25回全国障害者問題研究会全国大会（埼玉）
1992		学校5日制一部実施
1993		アジア太平洋障害者の10年スタート
	4. 1	高等部への職業コース制の導入（大宮北、越谷西）
1994		寮母を『寄宿舎指導員』に名称変更（埼玉県）
	5.14～15	共同作業所全国連絡会全国集会（浦和）
	6.26/12.10	「障害児の放課後を考えるつどい」（県学童保育連絡協議会との共催）
	9.18	「埼玉障害者まつり」において「学校5日制を考えるシンポジウム」開催
1995		学校5日制月2回実施
		全国訪問教育研究会（埼玉大会）開催、「埼玉の訪問教育の高等部設置を願う親の会」結成
1996	11.10	さいたま教育文化研究所「かがやく青春（とき）を大切に」発行
1997		幼稚部重複学級認可、ろう学校専攻科設置
		高等部における訪問教育国の制度として本格実施
1998		障害（児）者生活サポート事業スタート（埼玉県）
		さいたま教育文化研究所「ともに育ちあう共同教育・交流教育」発行
		「医療的ケアを考える親の会」（和光養護学校保護者有志など）結成
1999		埼玉高教学校像検討委員会『「競争と選別」の学校から『信頼と自立』の学校へ！』発行

年月日		主な活動・出来事
2000	4. 1	介護保険制度スタート 川島ひばりが丘養護学校開校、秩父養護学校の肢体不自由部門設置 第 309 号通達の失効 (2000) と障害児の就学基準の変更 (2002) 埼 P 連「医療的ケアと学校教育を考えるシンポジウム」開催
		埼玉県が「県立寄居子ども病院廃止」を発表 (2001 年 3 月廃止), 「寄居養護学校の存続を求める父母と教職員の会」結成
	10.25	埼高教「21 世紀埼玉の障害児教育政策提言委員会」設置
	11	訪問教育実施要項の改定
		大宮ろう、本庄養護で増築 (2000 年度)
2001	10. 1	病氣入院児の訪問教育の制度化
2002	2.23	さいたま教育文化研究所「埼玉の就学相談・支援システムの研究」発行
	4. 1	学校 5 日制完全実施 給食調理業務の民間委託はじまる 「メディカルサポート事業」スタート (現在「医療的ケア体制整備事業」) 非常勤看護師を配置 大宮北校舎増築
	6. 8	埼高教「障害児教育政策提言委員会」が「埼玉の 21 世紀の障害児教育に対する提言」発表
	10.	学校給食を考えるシンポジウム開催とパンフ「豊かな学校給食の創造を」発行
2003	1. 6	土屋県知事が「二重学籍」発言
	3.	文部科学省「今後の特別支援教育のあり方について (最終報告)」 支援費制度の導入 東松山養護、久喜養護で校舎増設
	5.15	「特別支援教育振興協議会 (特振協)」スタート (検討事項は、「ノーマライゼーションの理念に基づく教育をどのように進めるか」) 埼高教障教部、埼教組障教部、障埼連、全障研埼玉支部で『障害児教育政策会議』を定期開催 (次年度以降も必要に応じて開催)
	8.22	埼高教障教部など「どうなる？どうする？障害児教育」開催
	4. 1	自立活動担当教員として看護師資格を持つ職員の配置
	5. 1	さいたま教育文化研究所「障害をもつ子ども・気になる子どものための就学ガイド」発行
2004	8.19	埼高教障教部など「みんなで考えよう！私たちの願いと『特別支援教育』」学習会開催
	2.23	「障害児学校の教室不足を考える会」県庁座り込み行動
	4. 1	学校自己評価システム導入 (生徒の参加をすすめる)
2005	5.24	さいたま教育文化研究所「どうする？！ 高校における『特別支援教育』」発行
	8.18	埼高教障教部など「どうなる？どうする？『特別支援教育』パート 2」開催
	10.29	埼高教障教部・埼教組障教部共催で障害児教育フェスタ (第 1 回) 開催 (以降毎年開催)
	11. 6	埼高教障教部「高等養護学校問題を考えるシンポジウム」開催 (埼玉障害者まつり)
	1.6 ~ 8	第 5 回全国障害児学級・学校学習交流集会 in 埼玉 (主催: 全教障教部など)
	4. 1	障害者自立支援法施行 県立精神医療センター・児童思春期病棟に岩槻養護学校の分教室開設 教員採用試験において特別支援教育特別選考実施
2006	8.17	教育のつどい (全国教研) 埼玉で開催, 教育フォーラム「特別な教育的ニーズを持つ子どもたちの豊かな教育を」に 500 名参加 さいたま教育文化研究所「さいたまの『特別支援教育』とコーディネーター」発行 リーフレット「どうなる？どうする？障害児教育・『特別支援教育』」発行
	12.22	「改悪」教育基本法の公布・施行
	2.24	埼高教障教部など「さいたま市対策会議」によるシンポジウム「さいたま市に養護学校をつくらう」を開催
	4. 1	学校教育法等の一部「改正」(特別支援教育スタート) 高等養護学校 2 校開設 (さいたま桜高等学園、羽生ふじ高等学園)
	8. 3 ~ 5	第 41 回全国障害者問題研究会全国大会 (埼玉) 開催
2008	4. 1	高校内 (川越初雁、大宮武蔵野、草加西) 分校開設 (3 校川越養護、大宮北養護、三郷養護) 埼高教障教部「授業づくりセミナー」(年度内 5 回) 開催 (以降毎年度実施)
	10.21	「障害のある子・仲間の給食フェスタ」を栄養職員部と共催で開催 (障害者まつり)
2009	4. 1	上尾かしの木特別支援学校開校 (統廃合になった高校の跡地利用による新設校) 盲・ろう・養護学校の校名変更 (特別支援学校)
	9.19 ~ 20	きょうされん 第 32 回全国大会 in さいたま
2010	4.1	所沢おおぞら特別支援学校開校 (統廃合になった高校の跡地利用による新設校)

編集後記

私が「養護学校義務制」のことを初めて耳にしたのは、1977 年秋、大学の附属小学校で行われた教育実習の直前のオリエンテーションでの講話の中でした。当時の私は、教育学部高校教員養成課程の 3 年生。教育学部には在籍していたものの教員になる気持ちは薄く、もっぱら物理学の勉強をするだけで教育関係のことはほとんど勉強していませんでした。したがって、障害児教育に関することを学ぶ機会は皆無でした。それでも「大学」が中学校・高校だけでなく小学校の教員免許もとることを奨励していたので、必要な単位だけ取って、付属小学校で教育実習を行うことになったのです。

附属小学校の体育館には教育実習を予定している全員が集められました。付属小学校の教員が行った講話の詳しい内容は忘れてしまいましたが、「1979（昭和 54）年度から障害のある子どももすべて学校で学ぶようになる」「特殊学級のない小中学校では普通学級に障害をもった児童生徒が入学してくるかもしれない」「この機会に特殊学級も見学しておくように」ということだけ印象に残りました。

今になって思えば、これが「養護学校の義務制実施」のことだったようです。ただし、「障害の重い子ども『普通学級』に入れればいい」ということではないので、講話の一部は正しくありません。教育行政の責任で子どもにあった「学校」を建てて、子どもにあった教育を保障しなければならなかったわけです。「義務」とは、子どもたちの「教育を受ける権利」を保障するために、国・教育行政が必要な教育条件を整備する義務であり、保護者が子どもを就学させる義務のことなのですから。

1947 年 5 月 3 日に施行された日本国憲法では、教育を受ける権利について第 26 条で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と謳っています。しかし、すべての国民の教育を受ける権利が保障されるまでには実に 30 年以上がかかったことになります。しかもそれは黙っていて実現したわけではなく、保護者や関係者の長年にわたる運動によって実現したものでした。

その後、私は高校教員採用試験に合格し、希望したわけではなかったのですが、縁あって知的養護学校に採用されました。1980 年、「義務制」2 年目の年のことです。当時、ほとんどの教員が 20 代で、障害児教育の素人でした。障教部が年間 5 回程度開催する「発達保障学校」には毎回 50 ～ 100 名が集まりました。私も先輩の教員

に連れられて参加し、子どもの見方、障害児教育の歴史、具体的実践などを一から学びました。

私が勤務した養護学校は県内で一番歴史のある知的養護学校であったにもかかわらず、プールはできたばかりでした。義務制前後に開校した他の養護学校のほとんどが体育館もプールも持たない状況で、教育条件整備には大きな課題がありました。

さて、「養護学校の義務制実施」から 30 年が経ちました。障教部役員会では、今あらためて歴史を振り返り、その意味をとらえ直し、次の世代に実践と運動を引き継ぎ、発展させる必要があると考えました。そこで、この記念誌の編集を企画しました。

1979 年に「養護学校の義務制」は実現しましたが、障害をもつ子どもたちの教育を受ける権利を豊かに保障するためには、それ以降もたくさんの教育条件整備の運動に取り組む必要がありました。また、埼玉の場合、学校の開校とほぼ同時に高等部が設置されていたので高等部全入運動こそ必要なかったのですが、訪問教育の後期中等教育への拡大、病気療養児の院内教育の実施、幼稚園の重複認可やろう学校の専攻科設置、軽度児の後期中等教育の保障、医療的ケアを必要とする子どもの支援施策などを通じて、教育年限延長や教育対象の拡大を進めてきました。さらに、私たちは学校の枠を越えて、作業所づくりや青年学級、学童保育にもかわり、障害児者の権利拡大をめざして運動してきました。そうした運動についての寄稿は「コラム」として掲載させていただきました。

そして、こうした運動の原動力となっているのは教育内容の深化・発展です。憲法 26 条がいう「その能力に応じて、ひとしく」を私たちは「すべての子が、その子どもにあわせてわかるように」と深化させ、「学校を子どもにあわせるのではなく、子どもにあった学校をつくる」という理念を具現化してきました。義務制実施以降 30 年で発展・深化させてきた各分野の実践の一部をここに報告していただきました。

今後「権利としての障害児教育」がさらに発展し、通常の教育も含めた「真の教育改革」が進むことを期待しています。そしてこの冊子があるための一助となることを願っています。

2010.6.6

さいたま教育文化研究所障害児教育研究委員会・
埼玉高教障害児教育部役員会を代表して 櫻井 宏明

埼玉の養護学校義務制30周年記念誌

きょう あす
現在に輝き、未来を創る

2010. 6. 6



編集・発行

埼玉県高等学校教職員組合障害児教育部

さいたま教育文化研究所